

四 半 期 報 告 書

(第115期第1四半期)

自 2018年4月1日

至 2018年6月30日

野村ホールディングス株式会社

(E03752)

第115期第1四半期（自2018年4月1日 至2018年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

野村ホールディングス株式会社

目 次

頁

第115期第1四半期 四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3 【経営上の重要な契約等】	21
第3 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
2 【役員の状況】	26
第4 【経理の状況】	27
1 【四半期連結財務諸表】	28
2 【その他】	123
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	124

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年8月14日
【四半期会計期間】	第115期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 グループC E O 永井 浩二
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【電話番号】	03（5255）1000
【事務連絡者氏名】	主計部長 堀内 優子
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番2号
【電話番号】	03（5255）1000
【事務連絡者氏名】	主計部長 堀内 優子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第114期 前第1四半期 連結累計期間	第115期 当第1四半期 連結累計期間	第114期
会計期間	自 2017年4月1日 至 2017年6月30日	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
収益合計 (百万円)	467,926	430,985	1,972,158
収益合計(金融費用控除後) (百万円)	360,823	271,997	1,496,969
税引前四半期(当期)純利益 (百万円)	77,443	13,643	328,158
当社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	56,856	5,223	219,343
当社株主に帰属する 四半期包括利益または包括利益 (百万円)	54,292	42,032	126,335
純資産額 (百万円)	2,910,789	2,845,199	2,799,824
総資産額 (百万円)	44,175,432	42,828,467	40,343,947
1株当たり当社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (円)	16.07	1.54	63.13
希薄化後1株当たり当社株主に 帰属する四半期(当期)純利益 (円)	15.77	1.50	61.88
自己資本比率 (%)	6.4	6.5	6.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△506,622	△86,196	△445,690
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,339	12,800	△56,172
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	292,178	139,649	373,168
現金、現金同等物、制限付き現金 および制限付き現金同等物の四半期 期末(期末)残高 (百万円)	2,321,022	2,463,239	2,354,868

- (注) 1 当社および当社が財務上の支配を保持する事業体（以下「野村」）の経営指標等は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき記載しております。
- 2 「純資産額」は米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。また、「自己資本比率」は、米国会計原則に基づく当社株主資本合計を用いて算出しております。
- 3 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
- 4 四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 5 2018年4月1日より適用した会計方針の変更にともない、前第1四半期連結累計期間および第114期の数値は組み替えて表示しております。詳細は「第4【経理の状況】1【四半期連結財務諸表】〔四半期連結財務諸表注記〕1 会計処理の原則」をご参照ください。
- 6 2018年4月1日より適用した会計基準アップデート(以下「ASU」)第2016-18号「制限付き現金」にともない、前第1四半期連結累計期間の「現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の四半期期末残高」、第114期の「営業活動によるキャッシュ・フロー」および「現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の期末残高」の数値を組み替えて表示しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社および当社の連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体）1,254社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結会計期間末の持分法適用会社は12社であります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間および本第1四半期報告書提出日までに、事業等のリスクに新たな事項および重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の概況

当第1四半期連結累計期間の収益合計（金融費用控除後）は2,720億円、金融費用以外の費用は2,584億円、税引前四半期純利益は136億円、当社株主に帰属する四半期純利益は52億円となりました。

四半期連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および金融費用以外の費用の内訳はそれぞれ次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) (百万円)
委託・投信募集手数料	90,968	79,456
(委託手数料)	60,464	54,342
(投信募集手数料)	23,190	17,820
(その他)	7,314	7,294
投資銀行業務手数料	22,707	23,959
(引受・募集手数料)	7,459	12,758
(M&A・財務コンサルティングフィー)	8,340	7,308
(その他)	6,908	3,893
アセットマネジメント業務手数料	58,343	62,981
(アセットマネジメントフィー)	53,918	58,835
(その他)	4,425	4,146
トレーディング損益	120,467	71,887
プライベート・エクイティ投資関連損益	359	553
純金融収益	27,289	10,602
投資持分証券関連損益	62	2,092
その他	40,628	20,467
収益合計（金融費用控除後）	360,823	271,997

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) (百万円)
人件費	136,249	127,700
支払手数料	23,775	20,935
情報・通信関連費用	44,569	40,961
不動産関係費	17,056	16,376
事業促進費用	8,409	8,896
その他	53,322	43,486
金融費用以外の費用計	283,380	258,354

事業別セグメント情報

事業別セグメントにおける業績は次のとおりです。

なお、合算セグメント情報と、四半期連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および税引前四半期純利益（△損失）との調整計算につきましては、「第4【経理の状況】1【四半期連結財務諸表】【四半期連結財務諸表注記】16 セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

収益合計（金融費用控除後）

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) (百万円)
営業部門	101,684	92,833
アセット・マネジメント部門	28,097	26,089
ホールセール部門	179,316	137,290
その他（消去分を含む）	51,707	13,738
計	360,804	269,950

金融費用以外の費用

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) (百万円)
営業部門	76,792	72,909
アセット・マネジメント部門	14,527	15,806
ホールセール部門	153,963	144,714
その他（消去分を含む）	38,098	24,925
計	283,380	258,354

税引前四半期純利益（△損失）

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) (百万円)
営業部門	24,892	19,924
アセット・マネジメント部門	13,570	10,283
ホールセール部門	25,353	△7,424
その他（消去分を含む）	13,609	△11,187
計	77,424	11,596

営業部門

収益合計（金融費用控除後）は、不透明な市場環境を背景に、お客様の様子見姿勢が継続し、928億円となりました。金融費用以外の費用は729億円、税引前四半期純利益は199億円となりました。2018年6月末の営業部門顧客資産残高は、2018年3月末から0.9兆円増加し118.6兆円となりました。

アセット・マネジメント部門

収益合計（金融費用控除後）は261億円となりました。金融費用以外の費用は158億円、税引前四半期純利益は103億円となりました。2018年6月末の運用資産残高は、市場要因に加えて米国ハイ・イールド・プロダクト等への資金流入もあり、2018年3月末から0.8兆円増加し50.8兆円となりました。

ホールセール部門

収益合計（金融費用控除後）は1,373億円となりました。金融費用以外の費用は1,447億円、税引前四半期純損失は74億円となりました。ホールセール部門の収益合計（金融費用控除後）の内訳は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
グローバル・マーケット	152,250	112,188
インベストメント・バンкиング	27,066	25,102
収益合計（金融費用控除後）	179,316	137,290

グローバル・マーケットの収益合計（金融費用控除後）は1,122億円となりました。フィクスト・インカムの収益合計（金融費用控除後）は、方向感の見えにくい市場環境や、新興国市場の変調などで、トレーディング・ビジネスが低調となり、前年同期の938億円から577億円となりました。エクイティの収益合計（金融費用控除後）は、市場売買高の減少などから、前年同期の585億円から545億円となりました。インベストメント・バンкиングでは、収益合計（金融費用控除後）は251億円となりました。

2018年4月、野村はクライアント・ファイナンシングアンドソリューション（以下「CFS」）を設立いたしました。CFSではグローバル・マーケットとインベストメント・バンкиングが協働するため、事業セグメント上はCFSから発生する収益をグローバル・マーケットおよびインベストメント・バンкиングに適宜按分しております。これに伴って従来グローバル・マーケットに含めて表示していた収益の一部をインベストメント・バンкиングに組み替えております。

その他の経営成績

その他の経営成績には、経済的ヘッジ取引に関する損益、営業目的で保有する投資持分証券の実現損益、関連会社損益の持分額、本社勘定、その他の財務調整が含まれております。また、当第1四半期連結累計期間に生じたデリバティブ負債に対する自社クレジットの変化に起因する損失8億円、カウンターパーティー・クレジット・スプレッドの変化に起因する損失14億円がその他の業績に含まれております。当第1四半期連結累計期間の他の経営成績の収益合計（金融費用控除後）は137億円、金融費用以外の費用は249億円、税引前四半期純損失は112億円となりました。

サイバーセキュリティインシデント

海外子会社において、当該子会社の顧客情報を含むシステムへの不正なアクセスがあったことが判明しました。当該事案により、野村のレピュテーションが害されること、ならびに法的責任および行政処分の対象となることによる経済的損失を被る可能性があります。また、当該事案に対する是正措置のみならず、他の野村グループ会社のサイバーセキュリティ強化により、費用が増加することが見込まれます。

地域別情報

地域別の収益合計（金融費用控除後）および税引前四半期純利益（△損失）については、「第4【経理の状況】1 [四半期連結財務諸表] [四半期連結財務諸表注記] 16 セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

キャッシュ・フロー

「(6) 流動性資金調達と資本の管理」をご参照ください。

(2) 投資・金融サービス業務に付随する主要な資産負債等の状況

1) 一定の金融商品および取引先に対するエクスポージャー

市場環境は、野村が一定のエクスポージャーを有するさまざまな金融商品に影響を与え続けています。また、野村は通常の業務においても、特別目的事業体などの取引先に対し、一定のエクスポージャーを有しております。

レバレッジド・ファイナンス

野村は、顧客にレバレッジド・バイアウト、レバレッジド・バイインにかかる貸付金を提供しています。通常このような資金提供はコミットメントを通じて行われることが多く、野村は実行済および未実行コミットメントの双方においてエクスポージャーを有しております。次の表は、2018年6月30日現在における野村のレバレッジド・ファイナンスのエクスポージャーを対象企業の地域別に表しております。

	(単位：百万円)		
	実行済残高	未実行 コミットメント残高	合計
欧州	20,822	37,947	58,769
米州	29,274	244,572	273,846
アジア・オセアニア	11,182	1,424	12,606
合計	61,278	283,943	345,221

特別目的事業体

野村が行う特別目的事業体との関与は、これらの事業体を組成すること、またマーケットの状況に応じて、これらの事業体が発行する負債証券および受益権を引受け、売出し、販売することが含まれております。また野村は通常の証券化およびエクイティ・デリバティブ業務の中で、これらの事業体に対する金融資産の譲渡、これらの事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。さらに野村は、マーケット・メーク業務、投資業務、組成業務に関連し、特別目的事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。特別目的事業体との他の関与には、債務保証やデリバティブ契約などが含まれます。

変動持分事業体への関与に関するより詳しい説明は、「第4【経理の状況】1 [四半期連結財務諸表] [四半期連結財務諸表注記] 7 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

2) 金融商品の公正価値

野村の金融商品の大部分は経常的に公正価値で計上され、公正価値の変動は損益もしくはその他の包括利益に計上されます。公正価値評価は米国会計原則により明確に適用が要求される場合と、野村が公正価値オプションを選択できる対象に選択して適用する場合があります。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は当初認識以降の減損の測定など限定的な状況で使用されます。

米国財務会計審議会編纂書（以下「編纂書」）820「公正価値評価と開示」に基づき、公正価値で測定されたすべての金融商品はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。

毎期経常的に公正価値評価される資産の合計に対するレベル3に分類された資産の比率は、当第1四半期連結会計期間末で3%となりました。

(単位：十億円)

当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)				
レベル1	レベル2	レベル3	取引相手 および 現金担保 との相殺	合計
公正価値評価資産 (除くデリバティブ)	9,446	8,681	537	— 18,664
デリバティブ資産	21	15,678	148 △14,888	959
合計	9,467	24,359	685 △14,888	19,623

詳細につきましては「第4 [経理の状況] 1 [四半期連結財務諸表] [四半期連結財務諸表注記] 2 公正価値測定」をご参照ください。

(3) トレーディング業務の概要

トレーディング目的資産負債

トレーディング目的資産および負債の内訳については、「第4【経理の状況】1【四半期連結財務諸表】【四半期連結財務諸表注記】2公正価値測定 および 3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

トレーディングのリスク管理

野村はトレーディング業務におけるマーケット・リスクの測定方法として、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」）を採用しております。

1) VaRの前提

- ・信頼水準：99%
- ・保有期間：1日
- ・商品の価格変動等を考慮

2) VaRの実績

	前連結会計年度末 (2018年3月31日) (億円)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日) (億円)
株式関連	12	22
金利関連	31	29
為替関連	32	23
小計	75	74
分散効果	△11	△29
VaR	64	45

	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)		
	最大値(億円)(1)	最小値(億円)(1)	平均値(億円)(1)
VaR	61	36	47

(1) 過去3カ月のVaRの最大値、平均値、最小値は日次の計算結果に基づく。

(4) 繰延税金資産の状況

1) 繰延税金資産・負債の主な発生原因

2018年6月30日現在、四半期連結貸借対照表上、その他の資産－その他として記載されている繰延税金資産、およびその他の負債として記載されている繰延税金負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
繰延税金資産		
減価償却、その他の償却、および固定資産の評価		20,016
子会社・関連会社株式投資		48,061
金融商品の評価差額		67,839
未払退職・年金費用		26,462
未払費用および引当金		61,097
繰越欠損金		370,100
その他		2,565
繰延税金資産小計		596,140
控除：評価性引当金		$\triangle 437,446$
繰延税金資産合計		158,694
繰延税金負債		
子会社・関連会社株式投資		133,688
金融商品の評価差額		44,211
海外子会社の未分配所得		839
固定資産の評価		10,028
その他		3,930
繰延税金負債合計		192,696
繰延税金資産（負債）の純額		$\triangle 34,002$

2) 繰延税金資産の算入根拠

繰延税金資産は、米国会計基準に基づき、将来において実現すると予想される範囲内で認識しており、将来において実現が見込まれない場合には評価性引当金を計上しております。なお、将来の課税所得の見積期間は納税単位ごとに個別に判断し、適正な期間見積もっております。

3) 過去5年間の課税所得および見積もりの前提とした税引前当期純利益、調整前課税所得の見込額

当社は、日本にて連結納税制度を採用しており、野村證券を含む主要子会社は当制度に含まれております。上記1)に記載されている繰延税金資産のうち、日本の連結納税グループにおける繰延税金資産（負債）の純額は△32,527百万円となっており、野村の連結財務諸表における繰延税金資産（負債）の純額の大部分を占めております。そのため、以下の記載では連結納税グループの合算数値を記載しております。

過去5年間の課税所得（繰越欠損金使用前の各年度の実績値）

(単位：百万円)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
日本の連結納税グループ合算値	△91,847	252,152	195,472	160,769	79,397

(注) 法人確定申告書上の繰越欠損金控除前の課税所得であり、その後の変動は反映しておりません。

見積もりの前提とした税引前当期純利益、調整前課税所得の見込額

日本の連結納税グループについては、5年を課税所得見積期間とし、見込み税引前当期純利益合計および見込み調整前課税所得合計はそれぞれ、914,089百万円、882,677百万円となっております。

(5) リスク・マネジメントについての定性的開示

1) リスク・マネジメント

野村では、市場リスク、信用リスク、オペレーション・リスク、モデル・リスクなど業務運営によって生じる不測の損失により当グループの資本が毀損する可能性、および自社の信用力の低下または市場環境の悪化により円滑な資金調達ができなくなるという資金流動性リスク、さらに収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により収益がコストをカバーできなくなるというビジネス・リスクをリスクとして定義しております。

そのうえで、野村では全社員が自らリスク管理を行う主体であると認識し、リスクに適切に対処することを基本理念としております。野村では、組織内の全階層において積極的なリスク管理がなされるよう推進し、かつ、リスクをリスク・アペタイトの範囲内に抑制するよう努めております。野村のリスク管理の枠組みはリスク・アペタイト、リスク管理のガバナンスおよび監督、財務的経営資源の管理、すべてのリスク・カテゴリー管理、およびリスクの計測および管理プロセスで構成されています。

2) グローバル・リスク管理体制

野村は取締役会において「業務の適正を確保するための体制」を基本方針として定め、それに沿って、損失の危機の管理に関するその他の体制を制定し、この体制に基づいてリスク管理の高度化、リスク管理の強化・整備に継続的に取り組んでおります。また、経営会議から委任を受けた統合リスク管理会議においてリスク管理規程を制定し、リスク管理の基本方針を含むグループ全体のリスク管理の枠組みについて定めております。

市場リスク管理

市場リスクは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券等の価格）の変動により、保有する金融資産および負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクです。市場リスクを適切に管理するためには、複雑かつ不断に変動する市場環境をグローバルに分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を把握したうえで、適時に適切な対応を取る能力が必要となります。

野村では継続して市場リスクを統計的に計測・モニタリングする主要な手段として、VaR、ストレスマートVaRおよび追加的リスクを利用しております。また、感応度分析やストレス・テストも市場リスクを評価・分析する手段として利用しております。感応度は、市場リスク・ファクターの単位当たりの変動によるポートフォリオ価値変化を示す尺度として利用されます。感応度は、資産種別によって異なり、通常、異なるリスク・ファクターに関する感応度を合算することはできません。ストレス・テストにおいては、ポートフォリオ・リスクやテイル・リスクをその非線形な性質を含めて分析し、グループ全体から各部門、個々のトレーディング・デスクに至るあらゆる階層で、市場リスク・ファクターを横断した合算が可能となります。市場リスクは、ビジネス部門やシニア・マネジメントに報告される日次レポートその他の経営情報により、社内手続きに基づいて承認されたリミット内であるかどうかモニタリングされます。

信用リスク管理

信用リスクとは、債務者が、債務不履行、破産、または法的手続き等の結果として、予め合意した条件どおりに契約上の義務を履行できないことにより、損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産にかかる損失を含みます。当該リスクはまた、カウンターパーティーの信用力低下を反映したクレジット・バリュエーション・アジャストメントにより損失を被るリスクを含みます。なお、野村では、グローバルおよびリーガル・エンティティ単位で信用リスクを管理しています。

野村における信用リスクの計測、モニタリングおよび管理に関する事項は、グローバル・ポリシー、プロシージャーで規定しています。クレジット・リスク・マネジメント（以下「CRM」）は、リスク・マネジメント部門内のグローバルな組織として、これらのポリシーやプロシージャの実装、および維持、管理に責任を負います。これらのポリシーは、統合リスク管理会議、グローバル・リスク・ストラテジック・コミッティ（以下「GRSC」）の承認を受けて制定され、信用リスク管理の基本方針のほか、クレジット・リミット設定にかかる承認権限を定めています。

信用リスクは、CRMならびに、グローバルおよび地域の各種リスク・コミッティにより管理されており、重大な信用リスクの把握やクレジット・リミットの遵守の徹底のほか、多額の与信の提供に関する承認や、シニア・マネジメントがリスクの集中に関する承認を行う態勢を確保しています。

CRMは、リスク・マネジメント部門内の信用リスクを管理するための組織であり、チーフ・リスク・オフィサーに報告します。野村における信用リスク管理プロセスには、以下を含みます。

- ・カウンターパーティーの債務不履行の可能性の評価
- ・すべてのアクティブなカウンターパーティーに対する内部格付の付与
- ・与信の供与およびクレジット・リミットの設定に関する承認
- ・時価および将来のポテンシャル・エクスポージャーの計測、モニタリングおよび管理
- ・契約書における信用リスクに関する条件の設定
- ・一括清算、担保徴求およびヘッジを含む適切な信用リスク削減手法の活用

野村は、規制自己資本を算出するための信用リスク・アセットの計算において、2011年3月より基礎的内部格付手法を採用しています。なお、信用リスク・アセットの計算において、重要性の低い一部のビジネスまたは資産については、標準的手法を採用しています。

信用リスク管理に使用されるエクスポージャー計測モデルは、2012年12月より、期待エクspoージャー方式による連結自己資本規制比率の算出にも利用されています。

オペレーションル・リスク管理

野村はオペレーションル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義しています。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれませんが、オペレーションル・リスクの顕在化の結果、法令や規制等の違反に至るリスクおよび野村グループ各社の評判の悪化に至るリスクを含みます。

野村は、業界標準である、以下の三段階管理で、オペレーションル・リスク管理を行うこととしております。

- (1) 第一段階：ビジネス・ユニットは自らリスク管理を行います。
- (2) 第二段階：オペレーションル・リスク管理部署は、オペレーションル・リスク管理の枠組みを策定し、その運用を推進します。
- (3) 第三段階：内部監査は、独立した立場でオペレーションル・リスク管理の枠組みの確認を行います。

野村は、オペレーションル・リスクの特定、評価、管理、モニタリング、報告が可能となるオペレーションル・リスク管理の枠組みを整備しております。経営会議より委任を受けた統合リスク管理会議がこの枠組みに基づくオペレーションル・リスク管理全般を監督しています。

野村は、金融庁告示に定められた粗利益配分手法によりオペレーションル・リスクにかかる所要自己資本額を算出しております。粗利益配分手法では、業務区分に配分した粗利益に金融庁に定められた一定の掛け目を乗じたものの過去3年間の平均値を計算し、オペレーションル・リスク相当額としております。

モデル・リスクとは、評価モデルおよびリスク・モデルに関して、モデルの誤謬、またはモデルの不正確もしくは不適切な適用により、損失を被るリスクをいいます。モデルの誤謬は、前提条件を設定し実装するまでのいかなる時点においても、発生する可能性があります。また、モデルの出力結果は入力データの質に依拠しているため、入力データにも注意を払う必要があります。さらに、基本的には妥当なモデルであり、モデルの設計目的に合った正確な出力がされる場合であっても、不適切に使用または誤って適用された場合、高いモデル・リスクを生じる可能性があります。こうしたリスクに対処するため、野村では定性的ステートメントと定量的項目から構成されるモデル・リスク・アペタイトを設定しております。定性的ステートメントには、モデルの不正確もしくは不適切な適用について明示しております。定量的項目については、モデル・リスクから生じる潜在的損失に基づいております。

野村は統合リスク管理会議、GRSCのいずれか、または双方により承認された各種規程類と実施手続きを文章化しており、評価モデルまたはリスク・モデルの変更時の手続きや検証の必要性について規定しております。モデルの公式使用に先立ち、モデル検証グループは、モデルの健全性および包括性について、モデルの開発者から独立した立場で検証を行う責任を有しております。すべてのモデルはまた、適切性を保つためモデル検証グループによる年次再承認手続きを受けなければなりません。さらに、新しく導入したモデル・パフォーマンス・モニタリング実施手続きを行うことで、モデルが設計時の機能を失う状況や潜在的に機能しなくなる状況を特定し、場合によっては追加的な検証の実施など必要な手続きを取っております。モデル変更により重要度に関する閾値を超える影響が生じる場合には、モデル承認が必要となります。

(6) 流動性資金調達と資本の管理

資金調達と流動性管理

概況

野村では、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義しております。このリスクは、市場において有担保あるいは無担保調達が不可能になる、野村の信用格付けが低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、あるいは、グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等、市場全体の事情や野村固有の事情により発生します。資金流動性リスク管理については、経営会議が定める流動性リスク・アペタイトに基づくことを基本方針としております。野村の資金流動性管理は、市場全体が流動性ストレス下にある場合において、またそれに加えて野村の信用リスクに過度なストレスを想定した場合においても、それぞれ1年間、および30日間にわたり、無担保による資金調達が困難な場合においても、保有資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することを主な目的としております。また、金融庁の定める流動性カバレッジ比率（「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社およびその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社およびその子法人等の経営の健全性のうち流動性にかかる健全性の状況を表示する基準」）の充足が求められております。

野村は、主な流動性維持の目的を達成可能とする、さまざまな資金流動性リスク管理フレームワークを定めております。このフレームワークには、(1) 余剰資金の集中管理と流動性ポートフォリオの維持、(2) 流動性ポートフォリオ以外の担保未提供資産の活用、(3) 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散、(4) 野村グループ各社に対する与信枠の管理、(5) 流動性ストレステストの実行、(6) コンティンジェンシー・ファンディング・プランに関することが含まれております。

経営会議は、野村の資金流動性に関する重要事項についての決定権を有しており、財務統括責任者(以下「CFO」)は、経営会議の決定に基づき、野村の資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有しております。

1. 余剰資金の集中管理と流動性ポートフォリオの維持

野村は、野村グループ内で資金流動性を有効に活用することを可能とするため、野村グループ各社の余剰資金の集中管理を行っております。資金の使用に関しても、野村では、無担保で提供される資金を一元的に管理しており、内部で上限を設けております。この上限は、CFOによって決定され、経営会議において各部門へ配分が行われます。ファイナンス部門において、資金流動性の管理を行う組織であるグローバル・トレジャリーは、使用状況についてモニタリングを行い、経営会議へ報告しております。

また、グループ会社間の資金移動を円滑なものにするため、規制対象ブローカーあるいは銀行における資金調達は限定的にしか行っておりません。野村は、無担保による資金調達の当社あるいは主要規制外発行体への集中を積極的に行っております。このことにより、野村は調達コストを最小化し、投資家からの認知度を高め、さまざまなグループ会社間の資金供給のフレキシビリティを高めております。

潜在的な資金流動性必要額を考慮し、十分な資金流動性を確保するために、野村は、現金ならびに売却や担保提供することで流動性資金を供給することができる流動性の高い担保未提供資産等で構成される流動性ポートフォリオを維持しており、グローバル・トレジャリーにて他の資産と区別して管理をしております。流動性ポートフォリオの金額は、2018年6月30日現在、5兆1,124億円となっており、ストレスシナリオを考慮した資金流動性必要額を満たしております。

2. 流動性ポートフォリオ以外の担保未提供資産の活用

流動性ポートフォリオに加えて、主にトレーディング資産で構成される有担保資金調達の際の追加担保として使用可能な担保未提供資産を所有しております。グローバル・トレジャリーは、その他担保未提供資産のモニタリングを行っており、流動性ストレス下においては、当該資産を現金化し、野村グループの流動性供給のために利用することができます。なお、流動性ポートフォリオとその他担保未提供資産の合計は、野村の1年内に満期の到来する無担保債務の合計に対して、十分な金額を維持しております。

3. 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散

野村は、保有資産を継続して維持していくうえで必要となる長期性資金を確保するために、長期無担保債務の額、および株主資本を十分な水準に維持するように努めています。また、無担保調達資金の借換えリスクを低減させるために、資金調達を行う市場やプロダクト、投資家、通貨および返済期限の分散にも努めています。

野村は、さまざまな種類の債券を発行することによって、資金調達手段の分散を図っております。これらには、仕組ローンや仕組債が含まれ、金利・為替・株式・コモディティやこれらのインデックスにリンクしたリターンが付いております。野村は、資金調達方法の多様性が増すように仕組ローンや仕組債を発行しております。これらについて、野村は、通常、デリバティブや原資産に対する支払い義務をヘッジすることにより、無担保調達債務と同様の効果を得ております。

3. 1 短期無担保債務

野村の短期無担保債務は、短期銀行借入（長期銀行借入のうち、満期まで1年未満のものを含む）、その他の短期借入、コマーシャル・ペーパー、銀行業務受入預金、譲渡性預金、および償還まで1年内の社債で構成されております。銀行業務受入預金および譲渡性預金は、銀行子会社の預金および譲渡性預金を表しております。短期無担保債務には、長期無担保債務のうち残存期間が1年以内となったものを含んでおります。

以下の表は、2018年3月31日、2018年6月30日現在の野村の短期無担保債務明細を表示したものです。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
短期無担保債務	2,107.0	2,330.4
短期銀行借入	143.6	243.8
その他の短期借入	176.2	206.9
コマーシャル・ペーパー	179.3	371.0
銀行業務受入預金	925.8	915.4
譲渡性預金	11.1	11.1
償還まで1年内の社債	671.0	582.2

3. 2 長期無担保債務

野村は、常に十分な長期性資金を確保し、適切なコストでの調達および適切な長期債務償還プロファイル維持を満たすために、満期や通貨の分散を行い定期的に長期性資金の調達を行っております。

野村の長期無担保債務には、米国発行登録および登録ミディアム・ターム・ノートプログラム、ユーロ・ミディアム・ターム・ノートプログラム、国内発行登録およびさまざまな発行プログラムより発行される普通社債や劣後社債が含まれております。

日本のグローバルな金融サービスグループとして、野村は、世界中のさまざまな市場と資金調達センターへのアクセスを持っております。主として当社、野村證券株式会社、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.、ノムラ・バンク・インターナショナル PLCおよびノムラ・インターナショナル・ファンディング Pte. Ltd. が外部からの借入、債券発行その他資金調達を行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

野村は、市場や投資家のタイプごとに、効率的かつ十分に多様化された資金調達を行うために、さまざまなプロダクトや通貨による調達をしております。野村の無担保債務の大部分は、発行コストの上昇や債務償還満期を早める財務制限条項（格付け、キャッシュ・フロー、決算あるいは財務レシオ）は、付されておりません。

以下の表は、2018年3月31日、2018年6月30日現在の野村の長期無担保債務明細を表示したものです。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
長期無担保債務	5,218.9	6,242.4
長期銀行業務受入預金	214.5	221.4
長期銀行借入	2,567.6	2,639.7
その他の長期借入	118.6	95.2
社債 (1)	2,318.2	3,286.1

(1) 編纂書810「連結」に定義される変動持分事業体の要件を満たす“連結変動持分事業体（VIE）が発行する社債”と編纂書860「譲渡とサービスング」により、会計上担保付金融取引として取り扱われる譲渡取消に伴う担保付借入を含んでおりません。

3. 3 債還プロファイル

プレーン・バニラ債（プレーン・バニラ債および長期借入金）の調達に関しては、平均残存年数が3年以上となるよう努めています。また、仕組ローンや仕組債については、その大部分が、金利・為替・株式・コモディティやこれらのインデックスにリンクしており、これらの償還確率は、内部数理モデルによって継続的に評価され、グローバル・トレジャリーによりモニターしております。予定された満期日以前に償還される可能性のあるものについては、野村の内部ストレスオプション評価モデルにより、評価しております。このモデルは、ストレス市場環境下で、いつその債券が償還される可能性があるかを評価します。

3. 4 有担保資金調達

野村は、トレーディング業務のための資金調達活動は、担保付借入、レポ契約、日本の現先レポ取引によって、通常行っております。これらの有担保資金調達は、無担保資金調達に比べコストが低く、格付けの影響を受けにくいものと考えております。有担保資金調達は、担保資産の質や市場環境の影響を受けます。流動性の高い資産を担保として用いる場合は短期の契約で資金調達を行う一方で、流動性の低い資産を担保として用いる場合は、契約期間の長期化に努めています。野村は、有担保資金調達にともなう資金流動性リスクを低減するために、カウンターパーティーのグローバルな分散、担保の種類の多様化にも努めています。また、流動性の低い資産を用いた短期有担保資金調達の借換えが難しくなる場合のリスクに備えて、流動性ポートフォリオを保有しております。詳細は、「第4【経理の状況】1 [四半期連結財務諸表] [四半期連結財務諸表注記] 5 担保付取引」をご参照ください。

4. 野村グループ各社に対する与信枠の管理

野村は、資金調達の安定性を確保するために、金融機関から野村グループに対する与信枠の維持、拡大に努めています。また、資金流動性リスク管理の一環として、借入の契約満期日が一時期に集中しないように分散させております。

5. 流動性ストレステストの実行

野村は、先に述べた流動性管理方針に沿うよう、一定のストレスシナリオ下でのキャッシュ流出をシミュレートする内部モデルに基づいて流動性ポートフォリオをモニターしております。

資金流動性必要額は、さまざまなストレスシナリオ下において、異なるレベルで、さまざまな時間軸に沿って見積もられております。そこでは、親会社や子会社レベルでの格下げといった野村固有および市場全体のイベント下で発生する資金流動性必要額を見積もっております。野村では、このリスク分析を「マキシマム・キュームレーティブ・アウトフロー（以下「MCO」）」と呼んでおります。

MCOフレームワークは、主たる資金流動性リスクを考慮したうえで構築し、以下の2つのシナリオに基づいて、将来のキャッシュ・フローをモデル化しております。

- ・ストレスシナリオ：市場全体が流動性ストレス下にある場合において、無担保による資金調達、資産の売却をすることなく1年間適切な流動性を維持すること。
- ・アキュートシナリオ：市場全体が流動性ストレス下にあることに加え、野村の信用リスクに過度なストレスを想定した場合において、無担保による資金調達、資産の売却をすることなく30日間適切な流動性を維持すること。

野村は、これらの各モデルで用いられている時間軸の中で、資産の流動化を行ったり、ビジネスモデルを修正することはできないと想定しております。したがって、MCOフレームワークは、ストレス状況下においても、野村が適切と考える流動性リスク・アペタイトを満たすために必要な資金流動性額を定義するものです。

2018年6月末時点において、野村の流動性ポートフォリオは、上述のシナリオ下で想定された資金流出予想額を上回っておりました。

野村は、規制環境や市場の変化に基づいた資金流動性リスクの前提条件を継続的に評価し、調整をしております。ストレスの影響をシミュレートするために用いるモデルでは、以下のような事象を考慮、想定しております。

- ・資産の売却ができない状況
- ・追加の無担保調達を行うことができない状況
- ・既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日（1年以内）
- ・発行済み社債の買い取りの可能性
- ・流動性の低い資産を担保とする資金調達ラインの喪失
- ・通常の事業環境下での運転資金需要の変化
- ・ストレス時における受入銀行預金および担保の流出
- ・既存のレボ調達時の担保掛け目拡大
- ・決済銀行からの担保・預託金追加要求
- ・コミットメント提供先のドローダウン
- ・損失に伴う資金の喪失
- ・野村の信用格付けが2ノッチ格下げされた場合のデリバティブ取引にかかる契約上の追加担保要請、および清算・決済機関からの潜在的な追加担保要請
- ・グループ会社間の資金や証券の移動を制限する法規制を考慮した資金流出

6. コンティンジェンシー・ファンディング・プラン

野村は、詳細にわたるコンティンジェンシー・ファンディング・プラン（以下「CFP」）を定め、包括的リスク管理の枠組みに組み込むとともに、定量的なコントロールを強化しております。この中で、リクイディティ・イベントの範囲の分析と特定方法を記載しております。そのうえで、野村固有のあるいは市場全体の影響の可能性を見積もることや、リスクを低下させるために即座にとられるべき対応を特定しております。CFPは、キーとなる内部および外部の連絡先やどの情報を知らせるかを示すプロセスの詳細をリスト化しております。また、野村が規制上、法的、あるいは税務上の制限によって、グループ会社レベルにおける資金へのアクセスができなくなったことを想定し、グループ会社レベルで、個別の資金需要に応えうるように作られております。なお、野村は、定期的にさまざまな市場や野村固有のイベントに対して本CFPの有効性をテストしております。野村は、日本銀行等中央銀行が行うさまざまな証券に対して実施する資金供給オペレーションへのアクセスも持っております。これらのオペレーションは、通常のビジネスでも利用しておりますが、市場の悪化による不測のリスクを軽減させる重要な手段のひとつです。

流動性規制

2008年にバーゼル委員会は、流動性フレームワークの基盤となる「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」を公表しました。続いて、バーゼル委員会は資金流動性にかかる2つの最低基準を策定し、流動性管理の枠組みをさらに強化しました。これらの基準は、それぞれ独立しているものの相互補完的な2つの目的を達成するために策定されております。

第1の基準の目的は、金融機関の流動性リスク態様の短期的強靭性を高めることにあり、その手段として、金融機関が流動性の高い資産を十分に保有し、30日間継続する強いストレスシナリオに耐える力を持っていふことを確保することにあります。バーゼル委員会は、この目的を達成するために流動性カバレッジ比率（以下「LCR」）を策定しました。

第2の基準の目的は長期的な強靭性を高めることにあり、その手段として、金融機関に対し、常により安定的な資金調達源を確保したうえで、業務を行うことを促すための追加的なインセンティブを設けました。安定調達比率（以下「NSFR」）は、対象期間を1年とし、資産・負債が持続可能な満期構造を保つよう策定されました。

これら2つの基準を構成するパラメータは、主として、国際的に統一された既定の数値です。しかしながら、各国固有の状況を反映させるため、一部のパラメータには各国裁量の要素が含まれております。LCRについては、本邦においてバーゼル委員会の国際合意文書に必要な修正を加えた金融庁告示が公布され、2015年3月末から最低基準として段階導入されております。なお、当第1四半期連結会計期間におけるLCRの平均値は184.8%となっており、上記金融庁告示の定める要件を満たしております。また、NSFRについては、現時点では本邦において導入されておりません。

キャッシュ・フロー

現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の前第1四半期連結会計期間末残高および当第1四半期連結会計期間末残高は、それぞれ2兆3,210億円と2兆4,632億円となりました。営業活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結累計期間においては主にトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資の増加等により5,066億円の支出となり、当第1四半期連結累計期間においては主に売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券（純額）の増加等により862億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結累計期間においては主に建物、土地、器具備品および設備の購入により43億円の支出となり、当第1四半期連結累計期間においては主に建物、土地、器具備品および設備の売却により128億円の収入となりました。また財務活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において、主に長期借入の増加等によりそれぞれ2,922億円と1,396億円の収入となりました。

四半期連結貸借対照表および財務レバレッジ

2018年6月30日現在の資産合計は、2018年3月31日現在の40兆3,439億円に対し、売戻条件付買入有価証券およびトレーディング資産が増加したこと等により、2兆4,845億円増加し、42兆8,285億円となりました。また、2018年6月30日現在の負債は、2018年3月31日現在の37兆5,441億円に対し、買戻条件付売却有価証券が増加したこと等により、2兆4,391億円増加し、39兆9,833億円となりました。2018年6月30日現在の当社株主資本は、2018年3月31日現在の2兆7,493億円に対し、累積的その他の包括利益が増加したこと等により、前期末比479億円増加の2兆7,972億円となりました。

なお、2018年4月1日より適用した会計方針の変更にともない、2018年3月期の数値は組み替えて表示しております。詳細は「第4【経理の状況】1【四半期連結財務諸表】〔四半期連結財務諸表注記〕1 会計処理の原則」をご参照ください。

野村は、マーケットの極端な変動によってもたらされ得る大きな損失にも耐えられる規模の資本を維持することに努めております。野村の適正資本の維持にかかる基本方針は経営会議が決定し、その実践の責任を負います。適正資本の維持にかかる基本方針には、適正な総資産規模の水準やそれを維持するために必要な資本規模の決定などが含まれます。当社は、当社のビジネス・モデルに起因する経済的なリスクに耐え得る必要充分な資本を維持しているかにつき、定期的な確認を行っておりますが、こうした観点とは別に、銀行業や証券業を営む子会社は規制当局から要請される最低資本額を満たす必要があります。

レバレッジ・レシオは、野村と同様に他の金融機関でも、一般的に用いられており、当社のアニュアルレポートの利用者が野村のレバレッジ・レシオおよび調整後レバレッジ・レシオを他の金融機関と比較できるように、ベンチマークとする目的で、自主的に開示しております。調整後レバレッジ・レシオは、野村がレバレッジにかかる有用な補助的指標であると考える米国会計原則に基づかない指標です。

以下の表は、当社株主資本、総資産、調整後総資産と財務レバレッジの状況を示しています。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
当社株主資本	2,749.3	2,797.2
総資産	40,343.9	42,828.5
調整後総資産 (1)	24,106.2	25,430.7
レバレッジ・レシオ (2)	14.7倍	15.3倍
調整後レバレッジ・レシオ (3)	8.8倍	9.1倍

(1) 調整後総資産は米国会計原則に基づかない指標であり、総資産の額から売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金の額を控除したものとなり、以下のように計算されます。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
総資産	40,343.9	42,828.5
控除：		
売戻条件付買入有価証券	9,853.9	13,097.8
借入有価証券担保金	6,383.8	4,300.0
調整後総資産	24,106.2	25,430.7

(2) レバレッジ・レシオは、総資産の額を当社株主資本の額で除して得られる比率です。

(3) 調整後レバレッジ・レシオは、調整後総資産の額を当社株主資本の額で除して得られる比率です。

総資産は、売戻条件付買入有価証券およびトレーディング資産が増加したこと等により、6.2%増加しました。当社株主資本は、累積的その他の包括利益が増加したこと等により、1.7%増加しました。この結果、野村のレバレッジ・レシオは、2018年3月31日現在の14.7倍から2018年6月30日現在15.3倍に上昇しました。

調整後総資産が増加した理由は、主にトレーディング資産の増加によるものです。この結果、野村の調整後レバレッジ・レシオは、2018年3月31日現在の8.8倍から2018年6月30日現在9.1倍に上昇しました。

連結自己資本規制

金融庁は2005年6月に「金融コングロマリット監督指針」を策定し、連結自己資本規制に関する規定を設けました。この「金融コングロマリット監督指針」に基づき、2005年4月から、当社は、連結自己資本規制比率のモニタリングを開始しました。

2011年4月から、当社は、親会社に対する連結自己資本規制の適用を受ける最終指定親会社の指定を受け、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成二十二年金融庁告示第百三十号、以下「川上連結告示」といいます。）により、バーゼルⅡに基づく連結自己資本規制比率の計測を開始しました。また、2011年12月末からは、マーケット・リスク相当額の計測方法を大幅に改定したバーゼル2.5に基づく連結自己資本規制比率の計測を開始しました。さらに、2013年3月末からは、より質の高い資本を具備させることを目的とした自己資本項目の再定義や、信用リスク・アセットの計測対象の大幅な追加を主な内容とするバーゼルⅢを受けて改正された川上連結告示の内容に基づいた連結自己資本規制比率の計測を行っております。

当社は、川上連結告示第2条の算式に従い、普通株式等Tier 1 資本の額、Tier 1 資本（普通株式等Tier 1 資本およびその他Tier 1 資本）の額、総自己資本（Tier 1 資本およびTier 2 資本）の額、信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額およびオペレーションル・リスク相当額をもとに連結自己資本規制比率を測定しております。2018年6月30日現在の野村の連結普通株式等Tier 1 比率（普通株式等Tier 1 資本の額をリスク・アセットの額で除した比率）は16.10%、連結Tier 1 比率（Tier 1 資本の額をリスク・アセットの額で除した比率）は17.15%、連結総自己資本規制比率（総自己資本の額をリスク・アセットの額で除した比率）は17.54%となり、川上連結告示の定める要件をそれぞれ満たしました。なお、2018年6月30日現在、川上連結告示の定める要件は、連結普通株式等Tier 1 比率について6.79%、連結Tier 1 比率について8.29%、連結総自己資本規制比率について10.29%となっております。

2018年6月30日現在の連結自己資本規制比率について、以下に示しております。

(単位：億円)

当第1四半期連結会計期間末
(2018年6月30日)

自己資本

普通株式等Tier 1 資本の額	25,449
Tier 1 資本の額	27,109
総自己資本の額	27,721

リスク・アセット

信用リスク・アセットの額	77,493
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た値	54,144
オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た値	26,377
リスク・アセット合計	158,014

連結自己資本規制比率

連結普通株式等Tier 1 比率	16.10%
連結Tier 1 比率	17.15%
連結総自己資本規制比率	17.54%

連結レバレッジ規制

金融庁は2015年3月に「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（平成二十二年金融庁告示第百三十二号、以下「開示告示」といいます。）を改正するとともに「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率」（平成二十七年金融庁告示第十一号、以下「連結レバレッジ比率告示」といいます）を公表し、連結レバレッジ比率に関する算出ならびに開示にかかる要件を定めました。当社は開示告示および連結レバレッジ比率告示に基づき、2015年3月末から連結レバレッジ比率の算出および開示を開始しました。また、当社の経営者は同連結レバレッジ比率に関する報告を定期的に受けております。なお、2018年6月30日現在の当社の連結レバレッジ比率は、4.59%となりました。

(7) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間および本第1四半期報告書提出日までに新たに発生した事業上および財務上の対処すべき課題はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000
計	6,000,000,000

(注) 「発行可能株式総数」の欄には、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数（株） (2018年6月30日)	提出日現在 発行数（株） (2018年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,643,562,601	3,643,562,601	東京証券取引所（注2） 名古屋証券取引所（注2） シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株
計	3,643,562,601	3,643,562,601	—	—

(注) 1 提出日（2018年8月14日）現在の発行数には、2018年8月1日から本四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

2 各市場第一部

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年6月30日	—	3,643,562,601	—	594,493	—	559,676

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

①【発行済株式】

2018年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 250,285,100	—	—
	（相互保有株式） 普通株式 1,005,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,390,692,200	33,906,922	—
単元未満株式	普通株式 1,580,301	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	3,643,562,601	—	—
総株主の議決権	—	33,906,922	—

（注） 「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「単元未満株式数」には当社所有の自己株式15株が含まれております。

②【自己株式等】

2018年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
（自己保有株式） 野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋 1丁目9-1	250,285,100	—	250,285,100	6.87
（相互保有株式） 野村不動産株式会社	東京都新宿区西新宿 1丁目26-2	1,000,000	—	1,000,000	0.03
ノムラ・ジャパン株式会社	東京都中央区日本橋堀留町 2丁目1-3	5,000	—	5,000	0.00
計		251,290,100	—	251,290,100	6.90

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当第1四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第95条の規定により、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続きならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、各連結会社がその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）および第1四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）にかかる四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、EY新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付で新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

		前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産)			
現金・預金：			
現金および現金同等物		2,354,639	2,463,050
定期預金		315,445	283,608
取引所預託金およびその他の顧客分別金		288,962	313,141
計		2,959,046	3,059,799
貸付金および受取債権：			
貸付金	※2,8	2,462,503	2,326,461
(2018年3月31日現在 554,137百万円、 2018年6月30日現在 596,900百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
顧客に対する受取債権	※2,4	442,343	562,382
(2018年3月31日現在 13百万円、 2018年6月30日現在 14百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
顧客以外に対する受取債権	※8	973,867	593,551
貸倒引当金		△3,514	△3,719
計		3,875,199	3,478,675
担保付契約：			
売戻条件付買入有価証券	※2	9,853,898	13,097,791
(2018年3月31日現在 1,186,096百万円、 2018年6月30日現在 1,360,674百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
借入有価証券担保金		6,383,845	4,299,985
計		16,237,743	17,397,776
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資：			
トレーディング資産	※2,3	14,962,690	16,579,439
(2018年3月31日現在 5,486,551百万円、 2018年6月30日現在 5,996,562百万円の 担保差入有価証券を含む。)			
(2018年3月31日現在 7,047百万円、 2018年6月30日現在 8,093百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
プライベート・エクイティ投資	※2	17,466	16,607
(2018年3月31日現在 4,416百万円、 2018年6月30日現在 3,938百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
計		14,980,156	16,596,046
その他の資産：			
建物、土地、器具備品および設備		338,984	337,683
(2018年3月31日現在 397,834百万円、 2018年6月30日現在 412,793百万円の 減価償却累計額控除後)			
トレーディング目的以外の負債証券	※2	485,891	474,422
投資持分証券	※2	150,760	152,969
関連会社に対する投資および貸付金		408,034	412,360
その他	※2,10	908,134	918,737
(2018年3月31日現在 176,029百万円、 2018年6月30日現在 173,928百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
計		2,291,803	2,296,171
資産合計		40,343,947	42,828,467

		前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
区分	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）
(負債および資本)			
短期借入	※2	743,497	1,029,404
(2018年3月31日現在 372,188百万円、 2018年6月30日現在 425,137百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
支払債務および受入預金：			
顧客に対する支払債務	※4	1,176,773	1,266,237
顧客以外に対する支払債務		1,239,540	1,724,750
受入銀行預金	※2	1,151,342	1,147,823
計		3,567,655	4,138,810
担保付調達：			
買戻条件付売却有価証券	※2	14,759,010	16,624,743
(2018年3月31日現在 435,905百万円、 2018年6月30日現在 601,141百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
貸付有価証券担保金	※2	1,524,363	1,415,907
(2018年3月31日現在 133,375百万円、 2018年6月30日現在 134,619百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
その他の担保付借入			
計		413,621	419,162
トレーディング負債	※2,3	16,696,994	18,459,812
その他の負債	※2,10	8,202,936	8,246,226
(2018年3月31日現在 25,482百万円、 2018年6月30日現在 21,963百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)		950,534	779,688
長期借入	※2	7,382,507	7,329,328
(2018年3月31日現在 2,857,835百万円、 2018年6月30日現在 2,912,067百万円の 公正価値オプション適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
負債合計		37,544,123	39,983,268
コミットメントおよび偶発事象	※15		
資本：			
資本金		594,493	594,493
無額面			
授権株式数			
2018年3月31日現在 6,000,000,000株			
2018年6月30日現在 6,000,000,000株			
発行済株式数			
2018年3月31日現在 3,643,562,601株			
2018年6月30日現在 3,643,562,601株			
発行済株式数（自己株式控除後）			
2018年3月31日現在 3,392,937,486株			
2018年6月30日現在 3,399,304,818株			
資本剰余金		675,280	676,312
利益剰余金		1,696,890	1,703,081
累積的その他の包括利益		△59,356	△22,547
計		2,907,307	2,951,339
自己株式（取得価額）		△157,987	△154,114
自己株式数			
2018年3月31日現在 250,625,115株			
2018年6月30日現在 244,257,783株			
当社株主資本合計		2,749,320	2,797,225
非支配持分		50,504	47,974
資本合計		2,799,824	2,845,199
負債および資本合計		40,343,947	42,828,467

次の表は四半期連結貸借対照表上の連結変動持分事業体の資産および負債を表しております。連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、通常、野村に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。詳細は「[四半期連結財務諸表注記] 7 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
現金・預金	23	21
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資	1,186	1,234
その他の資産	91	90
資産合計	1,300	1,345
トレーディング負債	22	21
その他の負債	2	2
借入	953	936
負債合計	977	959

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

		前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)
収益：			
委託・投信募集手数料	※4	90,968	79,456
投資銀行業務手数料	※4	22,707	23,959
アセットマネジメント業務手数料	※4	58,343	62,981
トレーディング損益	※2,3	120,467	71,887
プライベート・エクイティ投資関連損益		359	553
金融収益		134,392	169,590
投資持分証券関連損益		62	2,092
その他	※4	40,628	20,467
収益合計		467,926	430,985
金融費用		107,103	158,988
収益合計（金融費用控除後）		360,823	271,997
金融費用以外の費用：			
人件費		136,249	127,700
支払手数料	※4	23,775	20,935
情報・通信関連費用		44,569	40,961
不動産関係費		17,056	16,376
事業促進費用		8,409	8,896
その他		53,322	43,486
金融費用以外の費用計		283,380	258,354
税引前四半期純利益		77,443	13,643
法人所得税等	※13	19,405	6,930
四半期純利益		58,038	6,713
差引：非支配持分に帰属する四半期純利益		1,182	1,490
当社株主に帰属する四半期純利益		56,856	5,223

		前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
区分	注記番号	金額(円)	金額(円)
普通株式1株当たり：			
基本－			
当社株主に帰属する四半期純利益	※11	16.07	1.54
希薄化後－			
当社株主に帰属する四半期純利益		15.77	1.50

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(3) 【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
四半期純利益	58,038	6,713
その他の包括利益：		
為替換算調整額：		
為替換算調整額	3,086	32,356
繰延税額	△321	252
計	2,765	32,608
確定給付年金制度：		
年金債務調整額	△1,709	1,046
繰延税額	103	△326
計	△1,606	720
トレーディング目的以外の有価証券：		
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	2,165	—
繰延税額	△474	—
計	1,691	—
自己クレジット調整額：		
自己クレジット調整額	△6,077	5,252
繰延税額	1,211	△1,022
計	△4,866	4,230
その他の包括利益合計	△2,016	37,558
四半期包括利益	56,022	44,271
差引：非支配持分に帰属する四半期包括利益	1,730	2,239
当社株主に帰属する四半期包括利益	54,292	42,032

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(4) 【四半期連結資本勘定変動表】

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
資本金		
期首残高	594,493	594,493
四半期末残高	594,493	594,493
資本剰余金		
期首残高	681,329	675,280
株式に基づく報酬取引	△5,483	1,032
四半期末残高	675,846	676,312
利益剰余金		
期首残高	1,663,234	1,696,890
会計原則の変更による累積的影響額 (1)	—	1,564
当社株主に帰属する四半期純利益	56,856	5,223
自己株式売却損益	△3,317	△596
四半期末残高	1,716,773	1,703,081
累積的その他の包括利益		
為替換算調整額		
期首残高	47,767	△15,596
当期純変動額	2,602	31,859
四半期末残高	50,369	16,263
確定給付年金制度		
期首残高	△41,020	△47,837
年金債務調整額	△1,606	720
四半期末残高	△42,626	△47,117
トレーディング目的以外の有価証券		
期首残高	20,344	—
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	1,306	—
四半期末残高	21,650	—
自己クレジット調整額		
期首残高	6,561	4,077
自己クレジット調整額	△4,866	4,230
四半期末残高	1,695	8,307
四半期末残高	31,088	△22,547
自己株式		
期首残高	△182,792	△157,987
取得	△3	△2
売却	0	0
従業員に対する発行株式	11,587	3,875
その他の増減(純額)	28	—
四半期末残高	△171,180	△154,114
当社株主資本合計		
四半期末残高	2,847,020	2,797,225

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
非支配持分		
期首残高	53,875	50,504
現金配当金	△1,490	△1,580
非支配持分に帰属する四半期純利益	1,182	1,490
非支配持分に帰属する累積的その他の包括利益	548	749
子会社株式の購入・売却等（純額）	3	415
その他の増減（純額）	9,651	△3,604
四半期末残高	63,769	47,974
資本合計		
四半期末残高	2,910,789	2,845,199

(1) 「会計原則の変更による累積的影響額」は会計基準アップデート(以下「ASU」)第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」に関する初年度適用期首残高調整額です。

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(5) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
四半期純利益	58,038	6,713
四半期純利益の営業活動に使用された現金（純額）への調整		
減価償却費および償却費	17,583	14,713
投資持分証券関連損益	△62	△2,092
繰延税額	5,317	△8,958
営業活動にかかる資産および負債の増減：		
定期預金	14,151	34,187
取引所預託金およびその他の顧客分別金	△33,365	△14,754
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資 (1)	△1,723,318	△1,277,097
トレーディング負債 (1)	△146,568	△112,878
売戻条件付買入有価証券および 買戻条件付売却有価証券（純額）	40,051	△1,577,351
借入有価証券担保金および 貸付有価証券担保金（純額）	1,831,942	1,986,260
その他の担保付借入	△11,731	2,171
貸付金および受取債権（貸倒引当金控除後）(1)	△441,981	485,438
支払債務 (1)	△12,905	563,952
賞与引当金	△89,088	△98,238
未払法人所得税（純額）	△17,556	△18,698
その他（純額）	2,870	△69,564
営業活動に使用された現金（純額）	△506,622	△86,196

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
建物、土地、器具備品および設備の購入	△55,201	△87,275
建物、土地、器具備品および設備の売却	33,803	81,411
投資持分証券の購入	△61	—
投資持分証券の売却	63	168
銀行業務貸付金の減少（純額）	6,384	3,329
トレイディング目的以外の負債証券の減少（純額）	5,602	13,059
その他投資およびその他資産の減少（純額）	5,071	2,108
投資活動から得た (△投資活動に使用された) 現金(純額)	△4,339	12,800
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
長期借入の増加	647,768	306,472
長期借入の減少	△393,821	△403,530
短期借入の増加（純額）	53,273	273,647
受入銀行預金の増加（純額）	23,682	323
自己株式の売却に伴う収入	100	65
自己株式の取得に伴う支払	△3	△2
配当金の支払	△38,821	△37,326
財務活動から得た現金（純額）	292,178	139,649
現金、現金同等物、制限付き現金および 制限付き現金同等物に対する為替相場変動の影響額(2)	2,739	42,118
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同 等物增加（△減少）額（2）	△216,044	108,371
現金、現金同等物、制限付き現金および 制限付き現金同等物の期首残高（2）	2,537,066	2,354,868
現金、現金同等物、制限付き現金および 制限付き現金同等物の四半期末残高（2）	2,321,022	2,463,239

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
補足開示：		
期中の現金支出額—		
利息の支払額	112,064	155,390
法人所得税等支払額（純額）	31,644	34,587

- (1) 2018年4月1日より適用した会計方針の変更にともない、過年度の数値を組み替えて表示しております。詳細は「注記1 会計処理の原則」をご参照ください。
- (2) 2018年4月1日より適用したASU第2016-18号「制限付き現金」にともない、過年度の数値を組み替えて表示しております。

次の表は、連結貸借対照表に含まれる現金および現金同等物ならびに取引所預託金およびその他の顧客分別金に含まれる制限付き現金および制限付き現金同等物と連結キャッシュ・フロー計算書の現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の調整表です。制限付き現金および制限付き現金同等物は、野村以外の第三者により、そのアクセス、引出、または使用が実質的に制限されているものの残高です。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
現金および現金同等物	2,320,788	2,463,050
取引所預託金およびその他の顧客分別金に含まれる制限付き現金および制限付き現金同等物	234	189
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物合計	2,321,022	2,463,239

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

【四半期連結財務諸表注記】

1 会計処理の原則：

2001年12月、野村ホールディングス株式会社（以下「当社」）はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会（以下「米国SEC」）に提出しました。以後当社は、年次報告書である「様式20-F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年1回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、野村（以下、当社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「野村」）の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第95条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続きならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき作成されております。

なお、当第1四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）において野村が採用しております米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続きならびに四半期連結財務諸表の表示方法（以下「日本会計原則」）との主要な相違点は次のとおりであります。金額的に重要性のある項目については、日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純利益と比較した影響額を併せて開示しており、米国会計原則に基づいた場合の税引前四半期純利益が上回る場合には、当該影響額の後に「（利益）」と記載し、下回る場合には「（損失）」と記載しております。

・連結の範囲

米国会計原則では、主に、議決権所有割合および主たる受益者を特定することにより連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、主に、議決権所有割合および議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により、連結の範囲が決定されます。

・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は損益に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除しその他の包括利益に計上されます。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純利益と比較した影響額は、19百万円（利益）および2,047百万円（利益）であります。

・トレーディング目的以外の負債証券および営業目的以外の投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の有価証券は公正価値で評価され、評価差額は損益に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の有価証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除しその他の包括利益に計上されます。トレーディング目的以外の負債証券に関し、日本会計原則に基づいた場合の前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の税引前四半期純利益と比較した影響額は、それぞれ159百万円（利益）および811百万円（損失）であります。営業目的以外の投資持分証券に関し、日本会計原則に基づいた場合の前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の税引前四半期純利益と比較した影響額は、それぞれ600百万円（利益）および406百万円（利益）であります。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、年金数理上の仮定の変更や仮定と異なる実績から生じた損益は、当該損益純額の期首時点の残高が回廊額（予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10%と定義される）を超過している場合に、当該超過部分が従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。日本会計原則では、年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは20年以内の一定期間において均等償却されます。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純利益と比較した影響額は、それぞれ1,799百万円（利益）および1,722百万円（利益）であります。

- ・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は、損益またはその他の包括利益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除しその他の包括利益に計上されます。

- ・金融資産および金融負債の公正価値

米国会計原則では、通常は公正価値で測定されない一定の資産と負債を公正価値で測定する選択権（公正価値オプション）が容認されております。公正価値オプションが選択された場合、該当商品の公正価値の変動は、損益として認識されます。日本会計原則では、このような公正価値オプションは容認されておりません。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純利益と比較した影響額は、それぞれ482百万円（利益）および3,743百万円（損失）であります。なお、証券会社に適用される米国会計原則では公正価値で計上されている市場価格のない株式は、日本会計原則では、取得原価から減損損失を控除した金額で計上されます。

- ・特定の契約に関連した相殺処理

米国会計原則では、マスター・ネットティング契約に基づき資産と負債が純額処理されたデリバティブ商品については、関連する現金担保の請求権または返還義務も併せて相殺することとなっております。日本会計原則においては、このような相殺処理は容認されておりません。

- ・新株発行費用

米国会計原則では、新株発行費用を控除した純額で払込金額を資本として計上することとされております。日本会計原則では、新株発行費用を支出時に全額費用化するか、または繰延資産に計上して新株発行後3年以内の一定期間において均等償却を行うこととされています。

- ・子会社に対する支配の喪失時の会計処理

米国会計原則では、子会社に対する支配を喪失し、持分法適用の投資先になる場合、従前の子会社に対する残余の投資は、支配喪失日における公正価値で評価され、評価差損益が認識されます。日本会計原則においては、従前の子会社に対する残余の投資は、連結貸借対照表上、親会社の個別貸借対照表上に計上している当該関連会社株式の帳簿価額に、当該会社に対する支配を喪失する日まで連結財務諸表に計上した投資の修正額のうち売却後持分額を加減した、持分法による投資評価額により評価されます。

会計方針の変更

野村が2018年6月30日に終了した当第1四半期連結会計期間から適用した新しい会計基準の要約は下表のとおりです。

新会計基準	概要	適用日および 適用方法	連結財務諸表 への影響
ASU第2014-09号 「顧客との契約から生じる収益」 ⁽¹⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・編纂書605「収益認識」に規定される既存の収益認識基準およびその他の業種特有の収益認識基準を顧客に提供されたサービスから生じた収益にかかる新しい規範的なモデルに置き換える ・変動対価、現金以外の対価、重要な金融要素、および顧客に支払われる対価の処理について詳細なガイダンスを導入する ・本人か代理人かを判別する現行ガイダンスを変更する ・顧客以外への非金融資産および実質的な非金融資産の売却について収益の認識および測定原則の適用を要請する ・顧客との契約を獲得または履行するためのコストの会計処理を規定する ・顧客に提供されたサービスから生じた収益の性質、および種類に関する広範な開示を新たに要請する 	2018年4月1日から修正遡及法により適用	一部の投資信託の販売にかかる収益の認識のタイミングの変更により、適用日の2018年4月1日において1,564百万円の利益剰余金の増加、517百万円の顧客以外に対する支払債務の減少、1,750百万円のその他の資産－その他の増加および703百万円の繰延税金資産の減少が発生したが、上記以外は重要な影響はなかった。 ⁽²⁾
ASU第2016-15号 「特定の現金収入及び現金支出の分類」およびASU第2016-18号 「制限付き現金」	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の現金収入および現金支出についてキャッシュ・フロー計算書上の分類を変更する ・キャッシュ・フロー計算書上の制限付き現金および制限付き現金同等物の変動をキャッシュ・フロー計算書上の現金および現金同等物の変動として表示することを要請する ・制限付き現金および制限付き現金同等物の内容および金額に関して新しい開示を要請する 	2018年4月1日から完全遡及法により適用	189百万円の制限付き現金および制限付き現金同等物が当第1四半期連結累計期間および比較期間のキャッシュ・フロー計算書上、現金および現金同等物と同様に表示されている。詳細はキャッシュ・フロー計算書の調整表を参照のこと。

新会計基準	概要	適用日および 適用方法	連結財務諸表 への影響
ASU第2017-07号 「期間年金費用及び期間退職後給付費用の表示の改善」	<ul style="list-style-type: none"> ・年金費用における純額の期間給付コストの勤務費用要素をその他サービスから発生する報酬コストと同じ損益計算書項目に表示することを明確化する ・勤務費用要素のみを要件を満たした際に資産化することを認める 	2018年4月1日から完全追溯法により適用	人件費とその他の費用の間での280百万円の組み替えが発生した。比較期間においては重要な影響はなかった。

(1) ASU第2015-14号「顧客との契約から生じる収益—適用日の延期」、ASU第2016-08号「顧客との契約から生じる収益—本人か代理人かの検討」、ASU第2016-10号「顧客との契約から生じる収益—履行義務の識別及びライセンス」およびその他の特定のASUにより更に修正されました。

(2) 新しいガイダンスの適用のより詳細な影響と、顧客との契約から生じる収益についての新しい開示については、「第4【経理の状況】1【四半期連結財務諸表】〔四半期連結財務諸表注記〕4 顧客との契約から生じる収益」をご参照ください。

また、野村はデリバティブ取引についての会計方針を以下のように変更いたしました。

野村は、機関投資家等の市場デリバティブ取引の執行および清算サービスにおいて、機関投資家等から受け入れた証拠金を中央清算機関に差し入れております。中央清算機関に差し入れられた証拠金は、従来、連結貸借対照表に計上されておりましたが、取引の性質を再検討し会計処理について見直しを行った結果、一定の条件を満たした証拠金は、当第1四半期連結会計期間よりオフバランス取引として会計処理されております。これにより、過年度において顧客以外に対する受取債権が2,370億円、顧客以外に対する支払債務が2,370億円それぞれ減少しております。

日本の一部のデリバティブ取引に対する日々の変動証拠金と関連するデリバティブ資産および負債は、従来、連結貸借対照表に計上されておりましたが、中央清算機関の制度変更を契機として、会計処理について見直しを行った結果、当第1四半期連結会計期間よりオフバランス取引として会計処理されております。これにより、過年度においてトレーディング資産が49億円、顧客以外に対する受取債権が55億円、トレーディング負債が104億円それぞれ減少しております。

新しい会計基準の進展

野村が2019年3月期以降において適用を予定する、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある新しい会計基準の要約は下表のとおりです。

新会計基準	概要	適用日および 適用方法	連結財務諸表 への影響
ASU第2016-02号 「リース」 ⁽¹⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のリース会計基準である編纂書840「リース」を置き換え、リースの定義を変更する ・借手に対して、すべてのリースを使用権資産と対応するリース債務の認識によりオン・バランスすることを要請する ・貸手の会計処理は、現行指針から大きく変わらない ・セール・アンド・リースバック取引と借手の仕様に合わせた「ビルド・トゥ・スーツ」取引の会計処理を簡素化する ・リース取引に関する新たな定性的および定量的な開示を要請する 	2019年4月1日から修正追溯法により適用 ⁽²⁾	潜在的な影響を現在調査中だが、連結貸借対照表上の資産と負債の両建てが適用日およびそれ以降の会計期間において見込まれる
ASU第2016-13号 「金融商品の信用損失の測定」	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金、負債証券や受取債権といった金融商品のうち、公正価値の評価差額が損益認識されないものについて、信用損失の認識と測定に関する新たなモデルを導入する。このモデルは、公正価値の評価差額が損益認識されないローン・コミットメント、スタンダバイ信用状および保険として会計処理されない金融保証など、貸借対照表に認識されない信用エクスポージャーにも適用される ・新たなモデルでは、対象となる金融商品が組成、取得または発行された際に全期間にわたる現在予想信用損失が認識される ・現行基準における発生信用損失モデルを置き換える ・信用リスクの内容、予想信用損失の見積もりや監視に用いる手法、予想信用損失に関する見積もりの変更等について、定性的および定量的な開示を要請する 	2020年4月1日から修正追溯法により適用 ⁽²⁾	潜在的な影響を現在調査中だが、新しいモデルの対象内の金融商品にかかる信用損失に対する引当金が認識され、損益に影響が出る見込み

(1) ASU第2018-01号「トピック842への移行における土地の地役権の実務上の簡便法」、ASU第2018-10号「トピック842「リース」の改訂及び改善」、およびASU第2018-11号「リース（トピック842）にかかる限定的な改善」により更に修正されました。

(2) 早期適用した場合を除きます。

2 公正価値測定：

金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は当初認識以降の減損の測定など限定的な状況で使用されます。

すべての公正価値は、編纂書820の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られるであろう金額または金融負債を移転するのに必要とされるであろう金額と定義されます。ここでいう取引は、各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

金融商品の公正価値は原則、金融商品の会計単位と整合したうえで、個別商品ごとに決定されております。ただし、ポートフォリオ単位で管理される特定の金融商品は、ポートフォリオ単位で公正価値が測定されております。この場合、公正価値は、ネット・ロング・ポジション（純額での金融資産）の譲渡の対価として得られるであろう金額、あるいはネット・ショート・ポジション（純額での金融負債）を移転するのに必要とされるであろう金額に基づいており、測定日において市場参加者がネット・エクスポージャーに対して行う評価と整合しております。

公正価値で測定される金融資産には、特定のファンドへの投資も含まれております。こうしたファンドへの投資は、1株当たり純資産額が公正価値算定の方法として業界で一般的に使用されている場合には、実務上の簡便的な方法として1株当たり純資産額で公正価値を測定しております。

資産負債の公正価値の増減は、野村のポジション、パフォーマンス、流動性および資本調達に大きな影響を与えます。後述のとおり、採用している評価手法は元来不確実性を内包しているため、将来の市場動向の正確な影響を予測することはできません。野村は、市場リスクを軽減するために可能な場合には経済的なヘッジ戦略をとっております。ただし、それらのヘッジ戦略も予測することのできない市場の動向の影響を受けます。

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の評価手法

金融商品の公正価値は、市場指標を含む取引所価格、ブローカーやディーラー気配、その時点における市場環境下で当社が出口価格と推測する見積り価格に基づいております。現物取引と店頭取引を含めたさまざまな金融商品は、市場で観察可能なビッド価格とオファー価格を有しています。こうした商品は、ビッド価格とオファー価格の間の野村の見積公正価値をもっとも良く表している価格で公正価値評価されます。取引所価格もしくはブローカーやディーラー気配が取得できない場合は、類似する商品の価格や時価評価モデルが公正価値を決定するにあたって考慮されます。

活発な市場の取引価格が取得できる場合、それらの価格で評価された資産もしくは負債の公正価値に調整を加えることはありません。その他の商品については、観察可能な指標、観察不能な指標、またはその両方を含んだ時価評価モデルなどの評価手法が用いられます。時価評価モデルは市場参加者が類似する金融商品を評価する際に考慮するであろう指標を用いています。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、未実現および実現損益の金額および計上時期に影響を与えます。異なる時価評価モデルや基礎となる仮定の使用は、異なる財務上の損益に結びつくことがあります。評価の不確実性は、評価手法やモデルの選定、評価モデルに用いられる数量的な仮定、モデルに用いられるデータや他の要素などといったさまざまな要素に起因します。これらの不確実性を考慮したうえで、評価は調整されます。通常用いられる調整としてはモデル・リザーブ、クレジット・アジャストメント、クローズアウト・アジャストメント、譲渡や売却の制限といった個別の商品特有の調整が含まれます。

評価の調整の程度は概して主観的なものであり、市場参加者が類似する金融商品の公正価値を決定する際に用いるであろうと当社が推測する要素に基づくものです。行われる調整のタイプ、それらの調整の計算方法、計算に用いられるデータなどは、その時々の市場慣行や新たな情報の利用可能状況を反映するように定期的に見直されます。

例えば、ある金融商品の公正価値には、野村の資産に関する取引先の信用リスクと負債に関する自社クレジットの両方に関連した信用リスクの調整を含んでおります。金融資産の信用リスクは、担保やネットティング契約などの信用補完により、大幅に軽減されています。相殺後の信用リスクは、実際の取引先の入手可能で適用可能なデータを用いて測定されます。野村の資産に対する取引先の信用リスクを測定するのと同様の手法が、野村の金融負債に対する信用リスクを測定するために用いられています。

こうした時価評価モデルは定期的に市場動向に合うよう見直され、用いられるデータは最新の市場環境とリスクに応じて調整されます。リスク・マネジメント部門内のグローバル・モデル・バリデーション・グループ（以下「MVG」）が、収益責任を負う部門から独立した立場で評価モデルをレビューし、モデルの妥当性や一貫性を評価しております。モデル・レビューにあたっては、評価の適切性や特定の商品の感応度など多くの要素を考慮しております。評価モデルは定期的に観察可能な市場価格との比較、代替可能なモデルとの比較、リスク・プロファイルの分析により市場に合うよう見直されます。

上述のとおり、債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、野村の将来の公正価値の見積もりに影響を与え、トレーディング損益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、客観的な市場データが得にくくなることから、野村の公正価値の見積もりはより主観的になる可能性があります。

公正価値の階層

公正価値で測定されたすべての金融商品（公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む）はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定に当たり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、同一の金融商品の（未調整の）取引価格を反映した観察可能な評価インプット

レベル2

レベル1に含まれる取引価格以外の、直接的に、または、間接的に観察可能な評価インプット

レベル3

野村の仮定や特定のデータを反映する観察不能な評価インプット

市場で観察可能なデータの利用可能性は商品によって異なり、種々の要素の影響を受ける可能性があります。以下に限りませんが、有意な要素には、特に商品がカスタマイズされたものである場合、市場における類似する商品の普及度、例えば新商品であるかまたは比較的成熟しているかどうかというような市場での商品の様態、現在のデータが取得できる頻度および量などの市場から得られる情報の信頼性などが含まれます。市場が著しく変動している期間は、利用可能で観察可能なデータが減少する場合があります。そのような環境の下では、金融商品は公正価値評価の階層の下位レベルに再分類される可能性があります。

金融商品の分類を決定する際の重要な判断には、商品が取引される市場の性質、商品が内包するリスク、市場データの種類と流動性、および類似した商品から観察された取引の性質が含まれます。

評価モデルに市場においてあまり観察可能ではないデータあるいは観察不能なデータを使用する場合には、公正価値の決定過程には当社の重要な判断が含まれます。そのため、レベル1やレベル2の金融商品に比べて、レベル3の金融商品の評価にはより多くの判断が含まれます。

市場が活発であるかどうかを判断するために当社が用いる重要な基準は、取引数、市場参加者による価格更新の頻度、市場参加者による取引価格の多様性および公表された情報の量などです。

次の表は、野村が保有する毎期経常的に公正価値評価される金融商品の2018年3月31日および2018年6月30日現在のレベル別の金額を示しています。

				前連結会計年度末 (2018年3月31日)	
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保との 相殺 (1)	前連結会計 年度末 残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資 (2)					
エクイティ (3)	1,741	907	21	—	2,669
プライベート・エクイティ投資 (3)	—	3	3	—	6
日本国債	2,205	—	—	—	2,205
日本地方債・政府系機関債	—	188	1	—	189
外国国債・地方債・政府系機関債	2,980	1,234	6	—	4,220
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	—	1,186	139	—	1,325
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	2	2	—	4
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	2,803	0	—	2,803
不動産担保証券	—	—	63	—	63
債務担保証券 (CDO) 等 (4)	—	62	24	—	86
受益証券等	271	67	1	—	339
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資合計	7,197	6,452	260	—	13,909
デリバティブ資産 (5)(13)				—	
エクイティ・デリバティブ	2	973	36	—	1,011
金利デリバティブ	16	8,009	71	—	8,096
信用デリバティブ	0	498	17	—	515
為替取引	0	5,447	48	—	5,495
商品デリバティブ	1	0	—	—	1
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△14,094	△14,094
デリバティブ資産合計	19	14,927	172	△14,094	1,024
小計	7,216	21,379	432	△14,094	14,933
貸付金および受取債権 (6)	—	484	70	—	554
担保付契約 (7)	—	1,181	5	—	1,186
その他の資産					
トレーディング目的以外の負債証券	133	353	—	—	486
その他 (2)(3)	463	15	169	—	647
合計	7,812	23,412	676	△14,094	17,806

前連結会計年度末
(2018年3月31日)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保との 相殺 (1)	前連結会計 年度末 残高
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	1,146	191	1	—	1,338
日本国債	2,263	—	—	—	2,263
日本地方債・政府系機関債	—	1	—	—	1
外国国債・地方債・政府系機関債	2,786	590	—	—	3,376
銀行および事業会社の負債証券	—	391	0	—	391
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	1	—	—	1
債務担保証券 (CDO) 等 (4)	—	3	0	—	3
受益証券等	71	25	0	—	96
トレーディング負債合計	6,266	1,202	1	—	7,469
デリバティブ負債 (5)(13)					
エクイティ・デリバティブ	1	1,080	37	—	1,118
金利デリバティブ	9	7,427	124	—	7,560
信用デリバティブ	0	410	15	—	425
為替取引	0	5,066	21	—	5,087
商品デリバティブ	1	0	—	—	1
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△13,457	△13,457
デリバティブ負債合計	11	13,983	197	△13,457	734
小計	6,277	15,185	198	△13,457	8,203
短期借入 (8)					
支払債務および受入預金 (9)	—	355	17	—	372
担保付調達 (7)	—	0	△1	—	△1
長期借入 (8)(10)(11)	—	566	3	—	569
その他の負債 (12)	18	2,403	429	—	2,850
合計	293	33	1	—	327
	6,588	18,542	647	△13,457	12,320

当第1四半期連結会計期間末
(2018年6月30日)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保との 相殺 (1)	当第1四半期 連結会計 期間末 残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資 (2)					
エクイティ (3)	1,616	920	21	—	2,557
プライベート・エクイティ投資 (3)	—	3	9	—	12
日本国債	3,560	—	—	—	3,560
日本地方債・政府系機関債	—	171	1	—	172
外国国債・地方債・政府系機関債	3,348	1,080	5	—	4,433
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	—	1,128	142	—	1,270
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	2	3	—	5
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	3,022	1	—	3,023
不動産担保証券	—	—	63	—	63
債務担保証券 (CDO) 等 (4)	—	67	22	—	89
受益証券等	352	65	1	—	418
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資合計	8,876	6,458	268	—	15,602
デリバティブ資産 (5)					
エクイティ・デリバティブ	5	960	31	—	996
金利デリバティブ	13	7,834	51	—	7,898
信用デリバティブ	1	493	23	—	517
為替取引	1	6,391	43	—	6,435
商品デリバティブ	1	0	—	—	1
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△14,888	△14,888
デリバティブ資産合計	21	15,678	148	△14,888	959
小計	8,897	22,136	416	△14,888	16,561
貸付金および受取債権 (6)	—	510	87	—	597
担保付契約 (7)	—	1,356	5	—	1,361
その他の資産					
トレーディング目的以外の負債証券	127	347	—	—	474
その他 (2)(3)	443	10	177	—	630
合計	9,467	24,359	685	△14,888	19,623

当第1四半期連結会計期間末
(2018年6月30日)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保との 相殺 (1)	当第1四半期 連結会計 期間末 残高
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	1,185	182	1	—	1,368
日本国債	1,659	—	—	—	1,659
日本地方債・政府系機関債	—	0	—	—	0
外国国債・地方債・政府系機関債	3,269	643	—	—	3,912
銀行および事業会社の負債証券	—	402	0	—	402
債務担保証券(CDO)等(4)	—	1	—	—	1
受益証券等	69	128	—	—	197
トレーディング負債合計	6,182	1,356	1	—	7,539
デリバティブ負債(5)					
エクイティ・デリバティブ	1	1,068	34	—	1,103
金利デリバティブ	7	7,320	115	—	7,442
信用デリバティブ	0	420	20	—	440
為替取引	0	6,050	19	—	6,069
商品デリバティブ	1	0	0	—	1
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△14,348	△14,348
デリバティブ負債合計	9	14,858	188	△14,348	707
小計	6,191	16,214	189	△14,348	8,246
短期借入(8)					
支払債務および受入預金(9)	—	392	33	—	425
担保付調達(7)	—	0	0	—	0
長期借入(8)(10)(11)	14	733	3	—	736
その他の負債(12)	276	2,434	461	—	2,909
合計	6,481	19,801	686	△14,348	12,620

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 実務上の簡便法として純資産価額を用いて公正価値を測定している投資は公正価値の階層から除いております。前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末において、これらの投資は連結貸借対照表上、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資にそれぞれ470億円および350億円、その他の資産－その他にそれぞれ20億円および20億円含まれています。
- (3) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (4) ローン担保証券（CLO）、資産担保証券（ABS）（クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等）を含みます。
- (5) デリバティブ資産および負債の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のような他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップの他、債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (6) 貸付金のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (7) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (8) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (9) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (10) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (11) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。
- (12) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。
- (13) 2018年4月1日より適用した会計方針の変更にともない、2018年3月期の数値は組み替えて表示しております。詳細は「注記1 会計処理の原則」をご参照ください。

主要な金融商品の評価手法

金融商品の公正価値評価額の推定にあたり、野村が用いた主要な金融商品種別毎の評価手法、および公正価値階層帰属先決定にあたって有意となったデータは、以下のとおりです。

エクイティおよびその他の資産に含まれる投資持分証券：エクイティおよびその他の資産に含まれる投資持分証券は、上場・非上場のエクイティ証券およびファンド投資を含みます。上場エクイティ証券の公正価値は、取引の活発な市場における同一証券の取引価格が利用可能であれば、それを用いて決定しております。そのような評価は市場慣行に即していなければならず、そのためビッド価格もしくは仲値に基づきます。野村は、証券取引の数量および取引頻度によって、取引の活発な市場であるかどうかを判断しております。これら証券がレベル1の階層に分類される場合、公正価値の調整は行われません。取引の活発ではない市場で取引されている上場エクイティ証券も同様に通常は取引所価格を用いて評価され、レベル2に分類されます。非常に稀ながら、実務上、取引の活発ではない市場で取引されている取引所価格が適切な公正価値を示していないと考えられる場合、取引所価格にディスカウントや流動性アジャストメントを反映させることができます。こうした調整の有無は個別銘柄毎に判断されており、野村の当該銘柄の保有数量は判断の材料とはなっておりません。取引が活発ではない市場で取引される上場エクイティ証券に対するこうした調整について、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末に認識している金額はありません。非上場エクイティ証券の公正価値は後述のプライベート・エクイティ投資と同様の評価手法を用いて決定され、流動性ディスカウントやクレジット・スプレッドのような有意な評価データが観察不能であるため、通常レベル3に分類されます。実務上の簡便法として、容易に決定される公正価値を持たないファンド投資については、1株当たり純資産価額が取得可能な場合は通常それを用いて評価されます。日々公表される1株当たり純資産価額を用いて評価されている上場投資信託はレベル1に分類されます。野村が運用会社に対し貸借対照表日当日あるいは相当の期間内で1株当たり純資産価額にて解約可能なファンド投資はレベル2に分類されます。野村が相当の期間内で解約することができない場合、あるいはいつ解約が可能か不明なファンド投資はレベル3に分類されます。

プライベート・エクイティ投資：非上場プライベート・エクイティ投資は元来価格の透明性がない、ないしは低いため、公正価値の決定に際しては当社独自の重要な判断が求められます。プライベート・エクイティ投資は当初は公正価値であると見積もられた取得価額で計上されます。第三者取引事例などで価格の変動が明らかな場合には、帳簿価額は調整されます。第三者取引が存在しない場合でも、予想される出口価格が帳簿価額と異なると判断された場合は、帳簿価額を調整することができます。こうした決定に際しては主に、割引現在価値法（Discounted Cash Flow（以下「DCF」））またはマルチプル法を使用します。DCF法とは適切な成長率に基づいて調整した投資先から生じる予測将来

キャッシュ・フローを、加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital（以下「WACC」））により割り引く内部評価モデルです。マルチプル法とはEV／EBITDA、株価収益率、株価純資産倍率、株価潜在価値比率、投資先の財務諸表数値と比較対象となる他社の株価の関係から導かれるその他の評価倍率などの比較数値を用いた評価手法です。また、投資先特有の属性を反映させるためDCF法ないしはマルチプル法に対して流動性ディスカウントを考慮することがあります。流動性ディスカウントは、時価評価モデルや評価インプットにおけるさまざまな不確実性も考慮しております。可能な場合にはこうした評価は、投資先の営業キャッシュ・フローおよび財務業績ないしは予算または見積もりに関連する資産、類似の公開企業の株価や利益数値、業種または地域内の傾向およびその投資に関連する特定の権利または条件（例えは転換条項や残余財産分配優先権）と比較されます。プライベート・エクイティ投資は、前述した評価データの多くが観察不能あるいは不確実性が高いため、通常レベル3に分類されます。

国債、地方債ならびに政府系機関債：日本を含むG7の政府が発行する国債の公正価値は、主に取引所価格、執行可能なブローカーやディーラー気配、あるいはこれらに代替し得る価格情報を用いて決定されております。これらの証券は活発な取引のある市場にて取引されており、したがって公正価値階層においてはレベル1に分類されております。G7以外の政府が発行する国債、政府系機関債および地方債についてはG7国債同様の価格情報を用いて評価されておりますが、これらの債券は取引の活発ではない市場で取引されているため、通常レベル2に分類されております。一部のG7以外の政府が発行する証券については、活発な取引のある市場にて取引されているため、レベル1に分類されることがあります。一部の証券については、取引が頻繁に行われず、比較可能な証券からレベル2に分類するために必要な価格情報が得られないため、レベル3に分類されることがあります。これらの証券は発行体のクレジット・スプレッドなどの有意な観察不能データを含むDCF法によって評価されます。

銀行および事業会社の負債証券：銀行および事業会社の負債証券の公正価値は、主としてDCF法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定されております。ブローカーやディーラーの気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF法に用いられる有意な評価データは、利回り曲線、アセット・スワップ・スプレッド、回収率、発行体のクレジット・スプレッドなどあります。銀行および事業会社の負債証券は通常こうした評価データが観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部の銀行および事業会社の負債証券については、取引が散発的であり、かつ比較可能な証券からレベル2に分類するために必要な情報が得られること、ないしはDCF法に使用される発行体のクレジット・スプレッドまたは回収率が観察不能であることから、レベル3に分類されることがあります。

商業不動産ローン担保証券（CMBS）および住宅不動産ローン担保証券（RMBS）：CMBSおよびRMBSの公正価値は、主としてDCF法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定されております。ブローカーやディーラーの気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF法に用いられる有意な評価データは、利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率などあります。CMBSおよびRMBSは通常こうした評価データが観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部のCMBSおよびRMBSについては取引が散発的であり、かつ比較可能な証券からレベル2に分類するために必要な情報が得られること、ないしはDCF法に使用される1つ以上の評価データが観察不能であることから、レベル3に分類されることがあります。

不動産担保証券：不動産担保証券の公正価値はブローカーやディーラー気配、直近の市場取引または比較可能な市場指数を参照して決定されております。ブローカーやディーラーの気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。有意なデータがすべて観察可能である場合、当該証券はレベル2に分類されます。一部の証券は直接的な価格のソースや比較可能な証券や指標が利用できません。そのような証券はDCF法を用いて評価されており、利回りまたは損失率などの有意な観察不能な評価データが含まれるため、レベル3に分類されます。

債務担保証券（CDO）等：CDO等は、主としてDCF法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラーの気配、直近の取引事例を用いて決定されております。ブローカーやディーラーの気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF法に用いられる有意な評価データは、信用格付毎の市場スプレッド、利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率などあります。CDO等はこうした評価データが観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部のCDO等につ

いてはDCF法に使用される1つ以上の有意な評価データが観察不能であるため、レベル3に分類されることがあります。

受益証券等：受益証券の公正価値は、主に1株当たり純資産価額を用いて決定されております。日々公表されている1株当たり純資産価額で評価されている上場投資信託は、公正価値階層のレベル1に分類されております。非上場投資信託について、野村が投信運用会社に対し、貸借対照表日現在の1株当たり純資産価額で当日あるいは相当の期間内に解約し得る場合はレベル2に分類されます。野村が相当の期間内に解約できないあるいはいつ解約が可能か不明な場合は、レベル3に分類されます。受益証券等に計上される特定の投資の公正価値はDCF法を用いて決定されております。こうした投資は、発行体のクレジット・スプレッドや相関係数のような有意な観察不能データで評価されているため、レベル3に分類されます。

デリバティブ（エクイティ・デリバティブ）：野村はインデックス・オプション、エクイティ・オプション、エクイティ・バスケット・オプション、インデックス・スワップ、エクイティ・スワップ等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場エクイティ・デリバティブの公正価値は、活発な市場で取引され、取引所価格が公正価値を表している場合は未調整の取引所価格を用いて決定され、公正価値階層のレベル1に分類されております。取引が活発でない市場で取引される場合、ないしは取引所価格が公正価値を表していない場合の上場エクイティ・デリバティブの公正価値はモデル価格を用いて決定され、レベル2に分類されます。店頭デリバティブの公正価値はブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより決定されております。使用される有意な評価データにはエクイティ価格、配当利回り、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の流動性の低いバニラ型、ないしはエキゾチック型のエクイティ・デリバティブについて配当利回り、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（金利デリバティブ）：野村は金利スワップ、為替スワップ、金利オプション、金利先渡契約、スワップオプション、キャップ取引、フロア取引等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場金利デリバティブの公正価値は、活発な市場で取引され、取引所価格が公正価値を表している場合は未調整の取引所価格を用いて決定され、公正価値階層のレベル1に分類されております。取引が活発でない市場で取引される場合、ないしは取引所価格が公正価値を表していない場合の上場金利デリバティブの公正価値はモデル価格を用いて決定され、レベル2に分類されます。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、先物為替、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の流動性の低いバニラ型、ないしはエキゾチック型の店頭金利デリバティブについて金利、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（信用デリバティブ）：野村は特定の相手先、指數、複数の相手先を参照するクレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・オプション等の店頭デリバティブを取引しております。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、クレジット・スプレッド、回収率、デフォルト確率、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の流動性の低いバニラ型、ないしはエキゾチック型の店頭信用デリバティブについてクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（為替取引）：野村は為替先物、通貨オプション等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。取引が活発でない市場で取引される場合、ないしは取引所価格が公正価値を表していない場合の上場デリバティブの公正価値はモデル価格を用いて決定され、レベル2に分類されます。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、先物為替、直物為替、ボラティリティが含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の流動性の低いバニラ型、ないしはエキゾチック型の店頭信用デリバティブについてクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

る野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察不可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部のデリバティブについて金利、ボラティリティ、相関関係などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

野村は、主要な市場における市場参加者が公正価値を算定するために使用するであろう手法に合致させるため、特定の店頭デリバティブ取引の公正価値を見積もる際にファンディングコストに基づく評価の調整を行っております。

貸付金：トレーディング資産として、あるいは公正価値オプションの適用により公正価値で計上されている貸付金の公正価値は通常は取引価格が利用できないため、主にDCF法により決定されております。評価データには銀行および事業会社の負債証券と同様のデータが用いられております。貸付金は通常こうした評価データが観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部の貸付金については取引が散発的であり、当該貸付金と比較可能な負債証券からレベル2に分類するために必要な情報が得られないため、もしくはDCF法に使用する発行体のクレジット・スプレッドが有意かつ観察不能であるため、レベル3に分類されます。

担保付契約および担保付調達：公正価値で計上されている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は公正価値オプションを適用しており、公正価値は主にDCF法により決定されております。評価データには金利、GC取引やSC取引の貸借料を含みます。売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は通常こうした評価データが観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。

トレーディング目的以外の負債証券：トレーディング業務を行わない当社の子会社が保有する負債証券は、前述した国債、地方債ならびに政府系機関債および銀行および事業会社の負債証券と同様の評価手法により公正価値が決定され、公正価値階層に分類されております。

短期および長期借入（仕組債）：仕組債とは野村および連結変動持分事業体によって発行された負債証券で、投資家に対し単純な固定あるいは変動金利に代えて、株価または株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数によって決定されるリターンが支払われるという特徴が組み込まれたものを指します。仕組債の公正価値は、活発な取引のある市場における当該債務の取引価格があればそれを用いて評価され、それがない場合は同等債務が資産として取引された場合における取引価格、類似債務の取引価格、類似債務が資産として取引された場合における取引価格、仕組債に組み込まれた特徴に応じたDCF法とオプションモデルによる内部評価モデル等を組み合わせた評価手法により評価しております。内部評価モデルを使用する場合、野村は負債証券部分と組込デリバティブ部分の両方の公正価値を評価しております。仕組債のうち、負債証券部分の公正価値を評価するための有意な評価データには利回り、期中償還率、デフォルト確率、損失率が含まれます。組込デリバティブ部分の公正価値を評価するための評価データには前述した店頭デリバティブと同様のデータが用いられております。仕組債の公正価値には野村の信用リスクを反映するための調整が含まれております。この調整は直近の観察可能な流通市場における売買や野村の負債証券を含む執行可能な水準のブローカー気配に基づいて行われており、一般的にはレベル2として分類されております。仕組債は通常評価データと調整が観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。組込デリバティブの公正価値を評価する際に用いられる利回り、期中償還率、デフォルト確率、損失率、ボラティリティおよび相関係数といった観察不能なデータが有意な場合は、レベル3に分類されます。

長期借入（担保付金融取引）：担保付金融取引は、金融資産移転取引が編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）に基づく売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識される負債であります。これらの債務は、連結貸借対照表上に残存する移転された金融資産に適用された評価手法と同様の手法を用いて評価されます。したがって、公正価値評価階層も当該資産と同じレベルに分類されます。野村はこれらの債務に対して一般的な遡及義務を負わないことから、評価にあたっては野村の信用リスクを反映する調整は行いません。

評価プロセス

野村では、公正価値の階層内でレベル3に分類される金融商品を含む、連結財務諸表上に計上される金融商品のあらゆる公正価値測定の適正性を確保するため、金融商品のリスクを負うトレーディング部門から独立した組織として、公正価値測定の裁定または検証を行うための管理機能および支援機能を有するガバナンス・フレームワークを運営しております。評価方針および手続きの定義、実行、管理に対して直接責任を有する野村内の部署は、以下のとおりです。

- 財務部門内のプロダクト・コントロール・バリュエーション・グループ（以下「PCVG」）が、一義的には公正価値測定の決定に関して、評価方針および手続きの決定、履行について責任を有しております。特に当該グループが、米国会計原則に基づき、各タイプ別の金融商品に対する評価方針の文書化を担当しております。トレーディング業務の中

でマーケットメーカー・ディーラー等のトレーディング部門が当社の金融商品の価格を付ける責任を負う一方で、PCVGは独立した立場でその価格の検証および認証を行う責任を負います。意見の相違が生じた場合や公正価値の見積もりに重要な判断が必要な場合には、連結財務諸表に計上される公正価値は、トレーディング部門から独立したニア・マネジメントによって検証されます。PCVGはプロダクト・コントロールのグローバルヘッド、そして最終的に財務統括責任者（以下「CFO」）に報告を行います。

- ・財務部門内のアカウンティング・ポリシー・グループ（以下「APG」）は、公正価値の決定に関連した編纂書820およびその他の関連する意見書を含めた米国会計原則に基づいて、野村の会計方針および手続きを定めております。APGはアカウンティング・ポリシーのグローバルヘッド、そして最終的にCFOに報告を行います。
- ・リスク・マネジメント部門内のMVGは、公正価値測定を行うモデルの設計や開発を行う部署とは独立した立場で、当該モデルの適正性および一貫性を確認しております。MVGはチーフ・リスク・オフィサーに報告を行います。

特にレベル3を中心とした金融商品に対する野村の評価プロセスにおいては、独立した価格評価の検証、プライシング・モデルの認証および収益の検証における手続きが基本的なガバナンス・フレームワークの構成要素となります。

独立した価格評価の検証プロセス

独立した価格評価の検証プロセス（Independent Price Verification Processes（以下「IPVプロセス」））における主要な目的は、野村のすべての金融商品に適用されている公正価値測定の適正性を検証することです。このプロセスでは、可能な限り観察可能なデータを用いており、観察不能なデータを必要とする場合には、適用する評価手法およびデータの適正性、合理性、整合性の確保を行っております。

IPVプロセスは、定期的に外部の水準に対するすべてのポジションの公正価値を検証しようとするものです。このプロセスには、取引状況、指標、価格などのデータを内部および外部のデータソースから取得し、ポジションを外部価格に置き換えた場合の影響を調査することを含みます。また、担保の受渡しプロセスにおいて、取引の評価に差異があり、担保金額の公正価値評価に差異がある場合、適正な公正価値を確定するためにその差異を調査いたします。

プローカー、ディーラーあるいはコンセンサス・プライシング・サービスに基づいた外部の価格情報をIPVプロセスの一部として使用する場合、その情報が直近の市場の実勢取引を反映しているか、またはその価格で商品自体ないし類似の金融商品の取引の執行が現在可能かについて検討を行います。そのような取引や価格の情報がない場合、当該金融商品は通常レベル3に分類されます。

観察可能な市場情報が公正価値測定のためのデータの中に欠如している場合、PCVGおよびMVGは比較可能な商品、サーフェス、カーブおよび過去の取引を含めた利用可能な情報を考慮し、データの妥当性を評価します。追加調整は、相関係数等のデータが不確実な場合、もしくはトレーディング・デスクが市場水準の確認のため取引を行った場合などに行われます。

評価モデルのレビューおよび検証

複雑な金融商品に対しては、公正価値評価上プライシング・モデルが使用されます。MVGによる独立モデル承認手続きでは、モデルの仮定の妥当性がさまざまなパラメーターに対して検討されます。当該プロセスにおける検討事項は次のとおりです。

- ・モデルの対象（異なる金融商品にも一貫した評価方法が適用されます）
- ・数学的あるいは経済的な仮定
- ・境界条件や安定性のテスト、シミュレーションの収束性やカリブレーションの質と安定性のテストに加え、独立ベンチマーク・モデルとの比較
- ・野村のトレーディングおよびリスクシステム内の評価モデルの整合性
- ・リスク値の計算およびリスクレポート
- ・ヘッジ戦略／モデルの用途

新しい評価モデルはMVGによってレビューおよび承認されます。その後は最低年1回の頻度でMVGによりレビュー（モデルの再承認）が行われます。

収益の検証

プロダクト・コントロール機能は、純収益の日次および定期的な分析・レビューを通じて、野村の評価方針の堅持を行っております。このプロセスには金利、クレジット・スプレッド、ボラティリティ、為替レートなど参照商品を踏まえた要因分析を通じて、収益金額の検証を行うことを含んでおります。IPVプロセスとあわせて行われる日次、週次、月次および四半期毎に実行される収益検証のためのレビューは、記帳、価値評価もしくはリスク計測の潜在的な問題の特定と解決に結びついております。

レベル3 金融商品

前述のとおり、レベル3金融商品の評価は、市場で観察できない特定の有意なデータに基づいております。活発でない市場は、金融商品の取引量が少ない、価格の見積もりが最新ではない、価格の見積もりが時間の経過やマーケットメーカーにより大幅に変わる、執行可能ではないブローカー気配もしくは情報の公共性がほとんどないという共通する特性を持ちます。

仮にレベル3金融商品の評価に確定的な根拠が利用できない場合は、公正価値は市場にある他の同等の商品を参考として計算されます。特定のレベル3金融商品とベンチマークに適用される金融商品の相関の度合いは、観察不能なデータとしてみなされます。市場で観察不能なデータを適切に評価するために使用されるその他の手法では、特定の市場参加者間のコンセンサス・プライス・データ、過去のトレンド、観察可能な市場データからの推定、市場参加者が類似する商品の評価に使用すると野村が想定するその他の情報を考慮します。

レベル3金融商品の評価のために適當かつ代替可能なデータの仮定を使用した場合、公正価値の決定に重要な影響を与えます。最終的には、前述のデータの仮定に関する不確実性は、レベル3金融商品の公正価値が主観的な見積もりであることを示します。それぞれの金融商品における特定の評価は、野村の定めている評価方針および手続きに沿った、一般的な市場環境下の経営判断に基づきます。

有意な観察不能なデータに関する定量的および定性的な情報

次の表は、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末のレベル3金融商品の公正価値を決定するのに使用される有意な観察不能なデータに関する定量的および定性的な情報を示しております。レベル3金融商品は、一般的に公正価値階層のレベル1ないしはレベル2に使用される観察可能な評価データも含んでおりますが、これらの評価データは表に含まれておりません。また、レベル3金融商品は多くの場合、レベル1ないしはレベル2に分類される金融商品によってヘッジされております。

野村が使用する有意な観察不能なデータの変動は、金融商品に対する公正価値測定に影響を与えます。以下の表には、有意な観察不能なデータが増加した場合の各分類の金融商品の公正価値測定の感応度、および公正価値を決定するのに2つ以上の有意な観察不能なデータが使用されている場合には、そのデータ間の相関についての定性的な情報も記載しております。

前連結会計年度末
(2018年3月31日)

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2)	の増加に対する公 正価値の感応度 (3)(4)	観察不能なデータ	観察不能な データ同士の相関 (5)							
資産：															
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資															
エクイティ	21	DCF	流動性 ディスカウント	27.5-75.0%	68.3%	公正価値の 減少	—								
外国国債・地方債・ 政府系機関債	6	DCF	クレジット・ スプレッド	0.0-6.7%	0.8%	公正価値の 減少	—								
銀行および事業会社の 負債証券・売買目的の 貸付金	139	DCF	クレジット・ スプレッド	0.1-19.6%	4.1%	公正価値の 減少	予測可能な 相関はありません								
			回収率	0.0-98.0%	74.7%	公正価値の 増加									
商業用不動産ローン 担保証券 (CMBS)	2	DCF	利回り	6.6-8.9%	7.7%	公正価値の 減少	—								
不動産担保証券	63	DCF	利回り	6.2-23.9%	16.3%	公正価値の 減少	予測可能な 相関はありません								
			損失率	0.0-70.8%	8.1%	公正価値の 減少									
債務担保証券 (CDO) 等	24	DCF	利回り	6.0-24.0%	13.1%	公正価値の 減少	一般的に、デフォ ルト確率は損失率 とは同じ方向に、 期中償還率とは反 対の方向に変動し ます								
			期中償還率	20.0%	20.0%	公正価値の 減少									
			デフォルト確率	1.0-2.0%	2.0%	公正価値の 減少									
			損失率	40.0-100.0%	91.6%	公正価値の 減少									
デリバティブ（純額）：															
エクイティ・ デリバティブ	△1	オプション・ モデル	配当利回り	0.0-11.5%	—	公正価値の 増加									
			ボラティリティ	7.3-64.0%	—	公正価値の 増加	予測可能な 相関はありません								
			相関係数	△0.84-0.95	—	公正価値の 増加									
金利デリバティブ	△53	DCF／ オプション・ モデル	金利	0.2-3.0%	—	公正価値の 増加									
			ボラティリティ	11.2-15.7%	—	公正価値の 増加	予測可能な 相関はありません								
			ボラティリティ	28.0-71.2bp	—	公正価値の 増加									
			相関係数	△0.67-0.98	—	公正価値の 増加									
信用デリバティブ	2	DCF／ オプション・ モデル	クレジット・ スプレッド	0.0-122.1%	—	公正価値の 増加									
			回収率	0.0-90.0%	—	公正価値の 増加	予測可能な 相関はありません								
			ボラティリティ	35.0-83.0%	—	公正価値の 増加									
			相関係数	0.34-0.82	—	公正価値の 増加									
為替取引	27	DCF／ オプション・ モデル	金利	0.2-2.6%	—	公正価値の 増加									
			ボラティリティ	2.4-23.7%	—	公正価値の 増加	予測可能な 相関はありません								
			ボラティリティ	237.0-280.0bp	—	公正価値の 増加									
			相関係数	△0.25-0.80	—	公正価値の 増加									

前連結会計年度末
(2018年3月31日)

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2)	の増加に対する公 正価値の感応度 (3)(4)	観察不能なデータ	観察不能な データ同士の相関 (5)
貸付金および受取債権	70	DCF	クレジット・ スプレッド	0.0—9.5%	4.0%	公正価値の 減少	—	
担保付契約	5	DCF	レポレート	3.5%	3.5%	公正価値の 減少	—	
その他の資産								
その他(6)	169	DCF	WACC	11.4%	11.4%	公正価値の 減少	—	
			成長率	2.5%	2.5%	公正価値の 増加	予測可能な 相関はありません	
			流動性 ディスカウント	10.0%	10.0%	公正価値の 減少	—	
			マルチプル	EV／EBITDA	3.3—7.8倍	5.7倍	公正価値の 増加	収益水準が一定と 仮定した場合、一 般的にマルチプル 法に対する仮定の 変動は、公正価値 の変動に対して同 方向の影響を与え ます
			株価収益率	7.5—126.4倍	23.0倍	公正価値の 増加	—	
			株価純資産倍率	0.0—2.2倍	0.6倍	公正価値の 増加	—	
負債：			流動性 ディスカウント	10.0—30.0%	29.0%	公正価値の 減少	—	
			短期借入	17	DCF／ オプション・ モデル	ボラティリティ	7.3—50.9%	公正価値の 増加
			相関係数	△0.84—0.95	—	公正価値の 増加	予測可能な 相関はありません	
			担保付調達	3	DCF	レポレート	3.5%	公正価値の 減少
			長期借入	429	DCF／ オプション・ モデル	ボラティリティ	7.3—50.9%	公正価値の 増加
			相関係数	33.5—62.3bp	—	公正価値の 増加	予測可能な 相関はありません	
				△0.84—0.98	—	公正価値の 増加	—	

当第1四半期連結会計期間末
(2018年6月30日)

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2)	の増加に対する公 正価値の感応度 (3)(4)	観察不能なデータ	観察不能な データ同士の相関 (5)							
							(1)								
資産：															
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資															
エクイティ	21	DCF	流動性 ディスカウント	75.0%	75.0%	公正価値の 減少	—								
外国国債・地方債・ 政府系機関債	5	DCF	クレジット・ スプレッド	0.0-7.4%	0.8%	公正価値の 減少	—								
銀行および事業会社の 負債証券・売買目的の貸付金	142	DCF	クレジット・ スプレッド	0.3-36.8%	5.3%	公正価値の 減少	予測可能な 相関はありません								
			回収率	0.0-98.8%	79.5%	公正価値の 增加									
商業用不動産ローン 担保証券 (CMBS)	3	DCF	利回り	6.6-8.8%	8.3%	公正価値の 減少	予測可能な 相関はありません								
不動産担保証券	63	DCF	利回り	8.5-38.7%	15.7%	公正価値の 減少	予測可能な 相関はありません								
			損失率	0.0-59.7%	8.5%	公正価値の 減少									
債務担保証券 (CDO) 等	22	DCF	利回り	3.3-24.0%	12.0%	公正価値の 減少	一般的に、デフォ ルト確率は損失率								
			期中償還率	20.0%	20.0%	公正価値の 減少	とは同じ方向に、 期中償還率とは反 対の方向に変動し ます								
			デフォルト確率	1.0-2.0%	2.0%	公正価値の 減少									
			損失率	40.0-100.0%	83.4%	公正価値の 減少									

当第1四半期連結会計期間末
(2018年6月30日)

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2)	観察不能なデータ の増加に対する公 正価値の感応度 (3)(4)	観察不能な データ同士の相関 (5)
デリバティブ（純額）：							
エクイティ・ デリバティブ	△3	オプション・ モデル	配当利回り	0.0-7.4%	-	公正価値の 増加	
			ボラティリティ	6.6-91.2%	-	公正価値の 増加	予測可能な 相関はありません
			相関係数	△0.80-0.98	-	公正価値の 増加	
金利デリバティブ	△64	DCF／ オプション・ モデル	金利	0.2-3.0%	-	公正価値の 増加	
			ボラティリティ	11.1-15.6%	-	公正価値の 増加	予測可能な 相関はありません
			ボラティリティ	28.4-71.5bp	-	公正価値の 増加	相関はありません
			相関係数	△0.67-1.00	-	公正価値の 増加	
信用デリバティブ	3	DCF／ オプション・ モデル	クレジット・ スプレッド	0.0-154.0%	-	公正価値の 増加	
			回収率	0.0-103.4%	-	公正価値の 増加	予測可能な 相関はありません
			ボラティリティ	16.2-83.0%	-	公正価値の 増加	
			相関係数	0.31-0.82	-	公正価値の 増加	
為替取引	24	DCF／ オプション・ モデル	金利	0.2-2.5%	-	公正価値の 増加	
			ボラティリティ	2.2-24.8%	-	公正価値の 増加	予測可能な 相関はありません
			ボラティリティ	298.0-349.0bp	-	公正価値の 増加	
			相関係数	△0.25-0.80	-	公正価値の 増加	
貸付金および受取債権	87	DCF	クレジット・ スプレッド	0.0-9.5%	4.3%	公正価値の 減少	-
担保付契約	5	DCF	レポレート	3.5%	3.5%	公正価値の 減少	-
その他の資産							
その他(6)	177	DCF	WACC	11.2%	11.2%	公正価値の 減少	
			成長率	2.5%	2.5%	公正価値の 増加	予測可能な 相関はありません
			流動性 ディスクOUNT	10.0%	10.0%	公正価値の 減少	
			マルチプル	EV／EBITDA	4.2-16.1倍	7.6倍	公正価値の 増加
				株価収益率	9.8-34.5倍	16.6倍	公正価値の 増加
				株価純資産倍率	0.4-2.3倍	0.7倍	公正価値の 増加
				流動性 ディスクOUNT	10.0-30.0%	29.8%	公正価値の 減少
							収益水準が一定と 仮定した場合、一 般的にマルチプル 法に対する仮定の 変動は、公正価値 の変動に対して同 方向の影響を与え ます

当第1四半期連結会計期間末
(2018年6月30日)

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2)	観察不能なデータ の増加に対する公 正価値の感応度 (3)(4)	観察不能な データ同士の相関 (5)
負債：							
短期借入	33	DCF／ オプション・ モデル	ボラティリティ 相関係数	6.6－53.6% △0.75－0.89	— —	公正価値の 増加 公正価値の 増加	予測可能な 相関はありません
		DCF	レポレート	3.5%	3.5%	公正価値の 減少	—
担保付調達	461	DCF／ オプション・ モデル	ボラティリティ ボラティリティ 相関係数	6.6－53.6% 32.4－67.0bp △0.75－0.98	— — —	公正価値の 増加 公正価値の 増加 公正価値の 増加	予測可能な 相関はありません
長期借入							

- (1) データ範囲はパーセント、係数、倍の単位で示しており、各金融商品を公正価値評価する有意な観察不能の評価データの最大値および最小値を表しております。データ範囲が広範であることは必ずしも評価データの不確実性や主觀性を示すものではなく、性質の異なる金融商品を含んでいることによるものであります。
- (2) 現物取引の金融商品の加重平均数値は、各金融商品の公正価値毎に各評価データを加重平均したものであります。
- (3) 観察不能なデータの増加が公正価値に与える影響のみを記載しています。観察不能なデータの減少は上記の記載と反対方向の影響を与えます。例えば、ある観察不能なデータの増加が公正価値を減少させる場合、当該観察不能なデータの減少は、公正価値を増加させます。
- (4) デリバティブに対する観察不能なデータの増加による影響は、野村が例えればボラティリティなどのリスクに対しロング・ポジションであることを仮定しています。野村がショート・ポジションを取っている場合、観察不能なデータの増加は上記と反対方向の影響を与えます。
- (5) 観察不能なデータの相関は、公正価値を決定するのに2つ以上の観察不能なデータを使用している場合にのみ適用されます。
- (6) 連結貸借対照表上、その他の資産に含まれる投資持分証券の評価手法および観察不能データを表しております。

有意な観察不能のデータ範囲に関する定性的情報

レベル3 金融商品に使用される有意な観察不能のデータ範囲に関する定性的情報は以下のとおりです。

デリバティブ（エクイティ・デリバティブ）：有意な観察不能のデータは配当利回り、ボラティリティおよび相関係数です。配当利回りは、収益が欠如している、または会社が成長ステージにある間は配当を行わない方針などの理由により、配当を行わず配当利回りがゼロとなる企業を含む一方で、投資家に資金を還元するために多額の配当を支払う企業を含むためにデータの範囲は変動します。ボラティリティは、満期までの期日が短いあるいは単一のエクイティ証券を参照するエクイティ・デリバティブの方が、満期までの期日が長いあるいは指数を参照するものよりもボラティリティが高くなる傾向にあるため、データの範囲は広範になります。相関係数はあるデータと他のデータの関連性（以下「ペア」）を表しており、正の値にも負の値にもなり得ます。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で変動します。

デリバティブ（金利デリバティブ）：有意な観察不能のデータは金利、ボラティリティおよび相関係数です。金利は国や通貨により金利水準は異なっており、絶対的水準が極めて低い国がある一方で、水準が相対的に低くなっている国があるためにデータ範囲に幅が生じます。ボラティリティは、金利が極めて低い水準にある場合高くなることがあります。一般的に満期までの期日が長いものよりも短い金利デリバティブの方が高いために、データの範囲は広範になります。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で動きます。すべての有意な観察不能のデータは当該範囲の中に偏りなく分布しています。

デリバティブ（信用デリバティブ）：有意な観察不能のデータはクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティおよび相関係数です。クレジット・スプレッドのデータの範囲は、ポートフォリオに内在する異なるデフォルトの危険性を反映します。デフォルトの危険性がほとんどない参照資産の場合はデータの範囲の下限になり、デフォルトの危険性がより高い参照資産の場合はデータの範囲の上限になります。回収率は、シニアのエクスポージャーの方が劣後エクスポージャーよりも回収率が高くなるため、主に参照資産の優先順位によってデータの範囲は変動します。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長いものよりも短い信用デリバティブの方が高いために、データの範囲は広範になります。相関係数は、一般的にクレジット・スプレッドは同一方向に動くため、データの範囲は正の値となります。強い正の相関係数にある場合、密接に関係して同一方向に動きますが、相関係数が下がると関係は弱くなります。

デリバティブ（為替取引）：有意な観察不能のデータは金利、ボラティリティおよび相関係数です。金利は国や通貨により金利水準は異なっており、絶対的水準が極めて低い国がある一方で、水準が相対的に低くなっている国があるためにデータ範囲に幅が生じます。ボラティリティは、主に米ドルに対し狭い範囲で取引される通貨の場合はデータの範囲の下限に近く、低くなる一方で、新興市場の通貨の場合はデータの範囲の上限に近く、高くなります。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で動きます。

短期借入および長期借入：有意な観察不能のデータは、利回り、期中償還率、デフォルト確率、損失率、ボラティリティおよび相関係数です。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長い金融商品よりも短いものの方が高くなるため、データの範囲は広範になります。相関係数は、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で変動します。

レベル3金融商品の推移

次の表は、毎期経常的に公正価値評価されるレベル3金融商品の前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の損益と推移を示しております。レベル3金融商品は多くの場合、レベル1または2の金融商品によってリスクヘッジされております。以下の表の損益はこうしたヘッジ資産負債の損益を含んでいません。また、レベル3金融商品の公正価値は、市場で観察不能なデータと観察可能なデータの両方を使用して算定されます。したがって、以下の表は観察不能なデータの変動による実現および未実現損益と観察可能なデータの変動による実現および未実現損益の両方が反映されております。

前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において、レベル3金融商品の損益は、野村の流動性と資金調達の管理に重要な影響を及ぼしませんでした。

前第1四半期連結累計期間

(自 2017年4月1日

至 2017年6月30日)

前第1四半期連結累計期間期首残高	当期純利益に含まれる額(1)	その他の包括利益に含まれる額	購入／発行(2)	売却／償還(2)	現金の授受	為替の変動による影響	レベル3への移動(3)	レベル3からの移動(3)	前第1四半期連結累計期間期末残高
資産：									
トレーディング資産 およびプライベート・エクイティ投資									
エクイティ	34	0	—	0	△1	—	0	1	0
プライベート・エクイティ投資	13	0	—	1	△4	—	1	0	△1
日本地方債・政府系機関債	1	0	—	—	0	—	—	—	1
外国国債・地方債・政府系機関債	3	1	—	27	△29	—	0	3	0
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	108	3	—	15	△17	—	0	9	△2
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	1	0	—	4	—	—	0	—	5
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	0	0	—	—	0	—	0	—	0
不動産担保証券	41	1	—	11	△13	—	0	—	—
債務担保証券 (CDO) 等	27	△4	—	17	△19	—	0	2	△3
受益証券等	0	0	—	0	0	—	0	0	0
トレーディング資産 およびプライベート・エクイティ投資	228	1	—	75	△83	—	1	15	△6
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
デリバティブ取引 (純額) (4)									
エクイティ・デリバティブ	△6	△1	—	—	—	△1	0	5	5
金利デリバティブ	△22	3	—	—	—	11	0	—	△3
信用デリバティブ	△10	1	—	—	—	3	0	0	0
為替取引	23	△4	—	—	—	0	0	0	1
デリバティブ取引 (純額) 合計	△15	△1	—	—	—	13	0	5	3
小計	213	0	—	75	△83	13	1	20	△3
貸付金および受取債権	66	0	—	6	△30	—	0	—	42
担保付契約	5	0	—	—	—	—	0	—	5
その他の資産									
その他	163	4	0	0	△1	—	0	0	166
合計	447	4	0	81	△114	13	1	20	△3
	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====

前第1四半期連結累計期間

(自 2017年4月1日

至 2017年6月30日)

前第1四半期連結累計期間期首残高	当期純利益に含まれる額(1)	その他の包括利益に含まれる額	購入／発行(2)	売却／償還(2)	現金の授受	為替の変動による影響	レベル3への移動(3)	レベル3からの移動(3)	前第1四半期連結累計期間期末残高
負債：									
トレーディング負債									
エクイティ	1	0	—	0	0	—	0	0	0
銀行および事業会社の負債証券	0	0	—	—	0	—	0	0	0
債務担保証券(CDO)等	1	0	—	0	△1	—	0	—	—
受益証券等	0	0	—	0	—	—	—	—	0
トレーディング負債合計	2	0	—	0	△1	—	0	0	1
短期借入	70	△1	0	54	△24	—	0	0	△4
支払債務および受入預金	0	0	—	0	0	—	—	—	0
担保付調達	3	—	—	—	—	—	0	—	3
長期借入	410	△8	△1	61	△26	—	0	13	△22
その他の負債	1	0	—	0	0	—	0	0	△1
合計	486	△9	△1	115	△51	—	0	13	△27
	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	=====	546

当第1四半期連結累計期間

(自 2018年4月1日

至 2018年6月30日)

当第1四半期連結累計期間期首残高	当期純利益に含まれる額(1)	その他の包括利益に含まれる額	購入／発行(2)	売却／償還(2)	現金の授受	為替の変動による影響	レベル3への移動(3)	レベル3からの移動(3)	当第1四半期連結累計期間期末残高
資産：									
トレーディング資産									
およびプライベート・エクイティ投資									
エクイティ	21	△1	—	1	△3	—	1	2	0
プライベート・エクイティ投資	3	0	—	6	—	—	0	—	—
日本地方債・政府系機関債	1	0	—	—	0	—	—	—	1
外国国債・地方債・政府系機関債	6	0	—	5	△6	—	0	0	5
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	139	1	—	29	△23	—	4	8	△16
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	2	0	—	1	—	—	—	—	3
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	0	0	—	0	0	—	1	—	1
不動産担保証券	63	0	—	43	△45	—	2	—	—
債務担保証券 (CDO) 等	24	△1	—	9	△10	—	1	1	△2
受益証券等	1	0	—	0	0	—	0	—	1
トレーディング資産	—	—	—	—	—	—	—	—	—
およびプライベート・エクイティ投資	260	△1	—	94	△87	—	9	11	△18
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
デリバティブ取引 (純額) (4)									
エクイティ・デリバティブ	△1	△1	—	—	—	△4	0	0	3
金利デリバティブ	△53	△9	—	—	—	△13	0	1	10
信用デリバティブ	2	1	—	—	—	0	0	0	3
為替取引	27	△4	—	—	—	△1	1	—	1
商品デリバティブ	—	0	—	—	—	—	0	—	0
デリバティブ取引 (純額) 合計	△25	△13	—	—	—	△18	1	1	14
小計	235	△14	—	94	△87	△18	10	12	△4
貸付金および受取債権	70	0	—	9	0	—	3	5	—
担保付契約	5	0	—	—	—	—	0	—	5
その他の資産									
その他	169	2	—	1	0	—	5	—	177
合計	479	△12	—	104	△87	△18	18	17	△4
	—	—	—	—	—	—	—	—	497

当第1四半期連結累計期間

(自 2018年4月1日

至 2018年6月30日)

当第1四半期連結累計期間期首残高	当期純利益に含まる額(1)	その他の包括利益に含まる額	購入／発行(2)	売却／償還(2)	現金の授受	為替の変動による影響	レベル3への移動(3)	レベル3からの移動(3)	当第1四半期連結累計期間期末残高
負債：									
トレーディング負債									
エクイティ	1	0	—	10	△10	—	0	0	0
銀行および事業会社の負債証券	0	0	—	0	0	—	0	—	0
債務担保証券(CDO)等	0	—	—	—	△1	—	1	—	—
受益証券等	0	—	—	—	—	—	—	0	—
トレーディング負債合計	1	0	—	10	△11	—	1	0	0
短期借入	17	△1	0	11	△3	—	0	9	△2
支払債務および受入預金	△1	△1	—	0	0	—	—	—	0
担保付調達	3	—	—	—	—	—	0	—	3
長期借入	429	△5	0	39	△15	—	0	13	△10
その他の負債	1	0	—	0	△1	—	0	—	0
合計	450	△7	0	60	△30	—	1	22	△12
									498

- (1) 主に四半期連結損益計算書のトレーディング損益、プライベート・エクイティ投資関連損益に計上されており、投資持分証券関連損益、収益－その他および金融費用以外の費用－その他、金融収益および金融費用に計上されているものも含みます。
- (2) 「購入／発行」にはトレーディング負債の増加、「売却／償還」にはトレーディング負債の減少を含みます。
- (3) 「レベル3への移動」および「レベル3からの移動」は、金融商品がレベル3から他のレベルに移動した四半期および他のレベルからレベル3に移動した四半期の期首現在の公正価値で記載されております。したがって金融商品が他のレベルからレベル3に移動した場合、表に当該四半期の損益は含まれ、金融商品がレベル3から他のレベルに移動した場合、表に当該四半期の損益は含まれません。
- (4) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。

レベル3金融商品に含まれる未実現損益

次の表は、野村が公正価値階層の中でレベル3として分類し、貸借対照表日現在で保有している金融商品に関連する前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の未実現損益を示しております。

	(単位：十億円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
未実現損益 (1)		
資産：		
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資		
エクイティ	0	0
プライベート・エクイティ投資	1	0
日本地方債・政府系機関債	0	0
外国国債・地方債・政府系機関債	0	0
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	1	0
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	0	0
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	0	0
不動産担保証券	0	0
債務担保証券 (CDO) 等	△3	△1
受益証券等	0	0
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資合計	△1	△1
デリバティブ取引（純額）(2)		
エクイティ・デリバティブ	1	△5
金利デリバティブ	0	△12
信用デリバティブ	2	1
為替取引	△4	△4
デリバティブ取引（純額）合計	△1	△20
小計	△2	△21
貸付金および受取債権	1	△1
担保付契約	—	0
その他の資産		
その他	3	1
合計	2	△21
負債：		
トレーディング負債		
エクイティ	0	0
銀行および事業会社の負債証券	0	0
債務担保証券 (CDO) 等	0	—
受益証券等	0	—
トレーディング負債合計	0	0
短期借入	△1	0
支払債務および受入預金	0	0
長期借入	△9	0
その他の負債	0	0
合計	△10	0

- (1) 四半期連結損益計算書のトレーディング損益、プライベート・エクイティ投資関連損益、投資持分証券関連損益、収益－その他および金融費用以外の費用－その他、金融収益および金融費用に計上されている損益を含みます。
- (2) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。

階層間の移動について

野村では金融商品があるレベルから他のレベルに移動した場合、移動した四半期の期首に移動が生じたものと仮定しております。したがって、下記で述べている金額は、移動が生じた四半期の期首の金融商品の公正価値となります。

レベル1とレベル2間の移動

前第1四半期連結累計期間において、合計24十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル1からレベル2へ移動いたしました。このうち24十億円はトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち主にエクイティによるものであり、観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためです。一方で、同期間において、レベル1からレベル2へ移動した金融負債（デリバティブ負債を除く）は重要な金額ではありませんでした。

当第1四半期連結累計期間において、レベル1からレベル2へ移動した金融資産（デリバティブ資産を除く）および金融負債（デリバティブ負債を除く）は重要な金額ではありませんでした。

前第1四半期連結累計期間において、合計90十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち84十億円はトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち主にエクイティによるものであり、観察可能な市場における取引が活発になったためです。一方で、同期間において、合計123十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち120十億円はトレーディング負債のうちエクイティのショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発になったためです。

当第1四半期連結累計期間において、合計21十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち15十億円はトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち主にエクイティによるものであり、観察可能な市場における取引が活発になったためです。一方で、同期間において、合計14十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち14十億円はトレーディング負債のうちエクイティのショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発になったためです。

レベル3からの移動

前第1四半期連結累計期間において、レベル3から移動した金融資産（デリバティブ資産を除く）の金額は重要ではありませんでした。一方で、同期間において、合計27十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3から移動いたしました。このうち22十億円は長期借入のうち、主に仕組債によるものであり、関連するボラティリティおよび相関係数の評価データが観察可能になったか、もしくは重要ではなくなったためです。

前第1四半期連結累計期間において、レベル3から移動したデリバティブ負債（純額）の金額は重要ではありませんでした。

当第1四半期連結累計期間において、合計18十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3から移動しました。このうち16十億円は銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金によるものであり、関連するクレジット・スプレッドおよび回収率が観察可能になったか、もしくは重要でなくなったためです。一方で、同期間において、合計12十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3から移動いたしました。このうち10十億円は長期借入のうち、主に仕組債によるものであり、関連するボラティリティおよび相関係数の評価データが観察可能になったか、もしくは重要ではなくなったためです。

当第1四半期連結累計期間において、合計14十億円のデリバティブ負債（純額）がレベル3から移動いたしました。このうち10十億円は金利デリバティブによるものであり、関連する金利、ボラティリティおよび相関関数の評価データが観察可能になったか、もしくは重要ではなくなったためです。

レベル3への移動

前第1四半期連結累計期間において、合計15十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3へ移動いたしました。移動が生じた期間で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。一方で、同期間において、合計13十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3へ移動いたしました。このうち13十億円は長期借入のうち、主に仕組債によるものであり、関連するボラティリティおよび相関係数の評価データが観察不能になったか、もしくは重要になりました。移動が生じた期間で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。

前第1四半期連結累計期間において、レベル3へ移動したデリバティブ資産（純額）の金額および移動が生じた期間で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。

当第1四半期連結累計期間において、合計16十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3へ移動いたしました。移動が生じた期間で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。一方で、同期間において、合計22十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3へ移動いたしました。このうち13十億円は長期借入のうち、主に仕組債によるものであり、関連するボラティリティおよび相関係数の評価データが観察不能になったか、もしくは重要になりました。移動が生じた期間で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。

当第1四半期連結累計期間において、レベル3へ移動したデリバティブ資産（純額）の金額および移動が生じた期間で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。

1株当たりの純資産価額を計算する事業体への投資

通常の営業活動で野村は、公正価値を測定するのが難しい投資会社の定義に該当するもしくは類似する性質を有する非連結の事業体に投資しております。それらの投資の一部は実務上の簡便法として公正価値を1株当たり純資産価額で算定しております。それらの投資のいくつかは1株当たり純資産価額とは異なる価格で償還されます。

次の表は、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末の1株当たり純資産価額で計算または注記されている投資についての情報を記載しております。ビジネスの性質やリスクに関連させた主要なカテゴリー別に記載しております。

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (2018年3月31日)				
公正価値	コミットメント 残高(1)	償還頻度(2) (現在償還可能なもののみ)	償還通知 時期(3)	
ヘッジファンド	25	—	月次	当日～90日
ベンチャー・キャピタル・ファンド	1	2	—	—
プライベート・エクイティ・ファンド	22	11	—	—
リアル・エステート・ファンド	1	—	—	—
合計	49	13		

当第1四半期連結会計期間末
(2018年6月30日)

	公正価値	コミットメント 残高(1)	償還頻度(2) (現在償還可能 なもののみ)	償還通知 時期(3)
ヘッジファンド	18	—	月次	当日-90日
ベンチャー・キャピタル・ファンド	2	2	—	—
プライベート・エクイティ・ファンド	16	9	—	—
リアル・エステート・ファンド	1	—	—	—
合計	37	11		

(1) 投資先に野村が支払わなくてはならない契約上のコミットメント残高を示しております。

(2) 野村が投資の繰上償還等を受けられる頻度を示しております。

(3) 償還が可能になる前に義務付けられている通知の時期を示しております。

ヘッジファンド：

これらのファンドには、さまざまな資産クラスに投資するファンド・オブ・ファンズへの投資が含まれております。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて決定されております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができますが、契約上の理由、流動性および償還制限などのため6ヶ月以内に償還することができないファンドもあります。なお、償還停止中あるいは清算中のファンドについて償還時期を判断することはできません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

ベンチャー・キャピタル・ファンド：

これらのファンドには、主にスタートアップのファンドが含まれております。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて決定されております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができません。償還停止中あるいは清算中のファンドについて償還時期を判断することはできません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

プライベート・エクイティ・ファンド：

これらのファンドは、主に欧州、米国、日本のさまざまな業界に投資をしております。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて決定されております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

リアル・エステート・ファンド：

これらのファンドには、商業用不動産やその他の不動産への投資が含まれております。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて決定されております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

金融商品の公正価値オプション

野村は編纂書815「デリバティブとヘッジ」（以下「編纂書815」）および編纂書825「金融商品」（以下「編纂書825」）で容認された公正価値オプションを選択することにより公正価値で測定された特定の適格の金融資産と金融負債を有しております。野村が適格項目について公正価値オプションを選択した場合、当該項目の公正価値の変動は、損益において認識されます。公正価値オプションの選択は通常、その商品に対する会計上の取り扱いを改定させる事象が生じた場合を除いて、変更することはできません。

野村が公正価値オプションを適用している主な金融資産と金融負債および適用趣旨は以下のとおりであります。

- トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資およびその他の資産に計上されている、公正価値オプションを選択しないければ持分法を適用していた投資で、恒久的に保有する目的ではなく、値上がり益や配当収入を得る目的で保有され、出口戦略を有する投資。野村はこれらの投資目的をより忠実に連結財務諸表に反映させるために公正価値オプションを選択しております。

・貸付金および受取債権に計上されている、公正価値ベースでリスク管理をしている貸付金および貸出が実行された際に公正価値オプションが選択される貸出コミットメント。野村は、貸付金とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じうる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。

・担保付契約および担保付調達に計上されている、公正価値ベースでリスク管理をしている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券。野村は、売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じうる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。

・短期借入および長期借入に計上されている、2008年4月1日以後に発行されたすべての仕組債。仕組債および仕組債のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。また、同様の目的により連結変動持分事業体が発行した社債や2008年4月1日より前に発行された一部の仕組債に対しても、公正価値オプションを選択しております。2018年4月1日以後に一部の子会社にて実行された仕組借入および発行された仕組債以外の社債に対しても、公正価値オプションを選択しております。

・長期借入に計上されている、編纂書860の規定上、金融資産の譲渡が担保付金融取引として処理される金融負債。野村は、公正価値オプションを選択しない場合に生じる損益の変動を軽減する目的で、公正価値オプションを選択しております。当該取引にともなう金融資産については、野村のエクスポージャーが通常ない、もしくはほとんどないものの、連結貸借対照表に公正価値で計上され、公正価値の変動は損益で認識されます。

公正価値オプションを適用した金融商品から生じる利息および配当金は、金融収益、金融費用またはトレーディング損益に計上されます。

次の表は、前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において、公正価値オプションを使って公正価値で測定されている金融商品の公正価値変動による損益を表示しております。

	(単位：十億円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
損益 (1)		
資産：		
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資 (2)		
トレーディング資産	0	0
貸付金および受取債権	0	0
担保付契約 (3)	8	0
その他の資産 (2)	7	△4
合計	15	△4
負債：		
短期借入 (4)	△17	△23
担保付調達 (3)	0	0
長期借入 (4)(5)	16	42
その他の負債 (6)	0	5
合計	△1	24

- (1) 主に連結損益計算書のトレーディング損益および収益－その他に計上されております。
- (2) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (3) 売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券を含んでおります。
- (4) 仕組債とその他の金融負債等を含んでおります。
- (5) 金融資産の移転が譲渡に該当しないため、担保付金融取引として取り扱われることにともない認識される負債を含んでおります。
- (6) 貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

野村は前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末において、アメリカン・センチュリー・カンパニーズInc.への40.14%、40.25%の経済的持分に対して公正価値オプションを適用しており、連結貸借対照表上、その他の資産－その他に含めております。

公正価値オプションを適用した金融資産の商品固有の信用リスクに関しては、重要な影響はありませんでした。

野村は公正価値オプションを適用した金融負債に対する自社クレジットの変化による影響額を、観察可能な自社クレジット・スプレッドの変動を反映したレートを用いたDCF法により計算しております。

その他の包括利益に計上されている自社クレジットの変化に起因する金融負債の公正価値の当期および累計での変動、当会計期間に金融負債の消滅により純損益に組み替えられたその他の包括利益は下記のとおりであります。

	(単位：十億円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
当期その他包括利益変動額 - 借方(貸方)	△6	6
当期純利益に組み替えられたその他の包括利益 - 借方(貸方)	0	0
四期末累計その他包括利益変動額 - 借方(貸 方)	4	12

前連結会計年度末において、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して0十億円上回っております。また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を58十億円下回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上の延滞が生じたものはありませんでした。

当第1四半期連結会計期間末において、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して1十億円上回っております。また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を73十億円下回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上の延滞が生じたものはありませんでした。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があり、また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村は、日本国政府、米国政府、欧州連合（以下「EU」）加盟各国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。こうした信用リスクの集中は一般的に、トレーディング目的有価証券の保有により発生しており、連結貸借対照表上トレーディング資産に計上されています。担保差入有価証券を含む政府、地方自治体および政府系機関の債券が当社の総資産に占める割合は、前連結会計年度末に16%、当第1四半期連結会計期間末に19%となっております。

次の表は、野村が保有する政府、地方自治体および政府系機関債関連のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。デリバティブ取引の信用リスクの集中については、「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

					(単位：十億円)
					前連結会計年度末 (2018年3月31日)
	日本	米国	EU	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	2,394	2,168	1,512	540	6,614

					(単位：十億円)
					当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
	日本	米国	EU	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	3,732	2,284	1,636	513	8,165

- (1) 上記金額のほかに、連結貸借対照表上その他の資産－トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債および政府系機関債が前連結会計年度末に344十億円、当第1四半期連結会計期間末に332十億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

公正価値評価されない金融商品の見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておりません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。

次の表は、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末における、帳簿価額と公正価値、および特定の金融商品の区分ごとの公正価値階層内の分類を示しております。

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (2018年3月31日) (1)					
帳簿価額	公正価値	レベル別公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	
資産：					
現金および現金同等物	2,355	2,355	2,355	—	—
定期預金	315	315	—	315	—
取引所預託金およびその他の顧客分別金	289	289	—	289	—
貸付金(2)	2,461	2,461	—	1,946	515
売戻条件付買入有価証券	9,854	9,854	—	9,849	5
借入有価証券担保金	6,384	6,383	—	6,383	—
合計	21,658	21,657	2,355	18,782	520
負債：					
短期借入	743	743	—	726	17
受入銀行預金	1,151	1,151	—	1,151	—
買戻条件付売却有価証券	14,759	14,759	—	14,756	3
貸付有価証券担保金	1,524	1,524	—	1,524	—
長期借入	7,383	7,417	18	6,939	460
合計	25,560	25,594	18	25,096	480
(単位：十億円)					
当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日) (1)					
帳簿価額	公正価値	レベル別公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	
資産：					
現金および現金同等物	2,463	2,463	2,463	—	—
定期預金	284	284	—	284	—
取引所預託金およびその他の顧客分別金	313	313	—	313	—
貸付金(2)	2,325	2,324	—	1,795	529
売戻条件付買入有価証券	13,098	13,098	—	13,093	5
借入有価証券担保金	4,300	4,299	—	4,299	—
合計	22,783	22,781	2,463	19,784	534
負債：					
短期借入	1,029	1,029	—	996	33
受入銀行預金	1,148	1,148	—	1,148	—
買戻条件付売却有価証券	16,625	16,625	—	16,622	3
貸付有価証券担保金	1,416	1,416	—	1,416	—
長期借入	7,329	7,346	15	6,784	547
合計	27,547	27,564	15	26,966	583

(1) 経常的に公正価値評価される金融商品を含みます。

(2) 帳簿価額は貸倒引当金を控除した後の金額です。

非経常的に公正価値評価される資産および負債

野村は毎期経常的に公正価値評価される金融商品に加えて、一義的には公正価値以外の方法で計測され、毎期経常的には公正価値評価されない資産および負債を有しております。公正価値は当初取得時認識の後、減損を認識するなど特定の場合にのみ用いられます。

前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末において、非経常的に公正価値評価される資産および負債は、重要な金額ではありませんでした。

3 デリバティブ商品およびヘッジ活動：

野村は、トレーディング目的およびトレーディング目的以外として先物、先渡、オプションおよびスワップを含む多様なデリバティブ金融商品取引を行っています。

トレーディング目的のデリバティブ

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のため、もしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。

野村は、多様なデリバティブ取引において積極的にトレーディング業務を行っております。野村のトレーディングは、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

先物および先渡取引は、有価証券、外貨またはその他資本市場商品を将来の特定の日に特定の価格で購入または売却する契約であり、差金授受または現物受渡により決済が行われるものであります。外国為替取引は、直物、先渡取引を含み、契約当事者が合意した為替レートでの2つの通貨の交換をともなうものであります。取引相手が取引契約上の義務を履行できない可能性および市場価格の変動からリスクが発生します。先物取引は規制された取引所を通じて行われ、当該取引所が取引の決済および取引相手の契約履行の保証を行うことになります。したがって、先物取引にかかる信用リスクはごくわずかであると考えられます。対照的に先渡取引は、一般的に当事者間で相対で取り決めるものであるため、該当する取引相手の契約履行の有無に影響されることになります。

オプション取引は、オプション料の支払を対価として、買い手に対し特定の期間または特定の日に特定の価格で金融商品をオプションの売り手から購入するかまたは当該売り手に売却する権利を付与する契約であります。オプションの売り手は、オプション料を受領し、当該オプションの原商品である金融商品の市場価格が不利な変動をするリスクを引き受けすることになります。

スワップ取引は、合意内容に基づいて当事者が将来の特定の日に一定のキャッシュ・フローを交換することに同意する契約であります。契約によっては、金利と外貨とが組み合わされたスワップ取引になる場合もあります。スワップ取引には、取引相手が債務不履行の場合に損失を被るという信用リスクが伴っております。

こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続きにより最小限にするよう努めております。

トレーディング目的以外のデリバティブ

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、金利リスクを管理し、特定の金融負債にかかる金利の性質を変換し、特定の外貨建負債証券の外国為替リスクを管理し、特定の在外事業体から発生する為替の変動による純投資分の変動を管理し、従業員等に対して付与される株価連動型報酬にかかる株価変動リスクを削減することあります。こうしたトレーディング目的以外で行うデリバティブ取引にともなう信用リスクについては、トレーディング目的で行うデリバティブ取引にともなう信用リスクと同様の手法により管理統制しております。

野村はデリバティブ金融商品を、特定の金融負債から生じる金利リスク管理および特定の外貨建負債証券から生じる外国為替リスク管理のため、公正価値ヘッジとして指定しております。これらのデリバティブ取引は、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であり、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象資産負債の公正価値の変動または為替変動と高い相関性を有しております。関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益と共に連結損益計算書上、金融費用または収益ーその他として認識しております。

海外事業への純投資についてヘッジ指定されたデリバティブは、日本円以外が機能通貨である特定の子会社に関連付けられています。純投資ヘッジの有効性判定では、スポット・レートの変動により、デリバティブの公正価値の変動のうちの有効部分が判定されます。有効と判定された損益は当社株主資本の累積的その他の包括利益に計上されております。ヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動のうちフォワード・レートとスポット・レートの変動の差による差額は有効性の判定から除かれ、連結損益計算書上、収益ーその他に計上されております。

デリバティブの信用リスクの集中

次の表は、野村の店頭デリバティブ取引における、清算機関で清算される取引を含めた金融機関への重要なエクスポートヤーの集中について示したものであります。デリバティブ資産の公正価値の総額は、取引相手が契約条件に従った債務を履行できず、かつ受け入れている担保やその他の有価証券が無価値であったと仮定した場合に野村が被る最大限の損失を示しております。

(単位：十億円)				
前連結会計年度末 (2018年3月31日)				
	デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットティング 契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポートヤー純額
金融機関	13,472	△11,467	△1,653	352
(単位：十億円)				
当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)				
	デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットティング 契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポートヤー純額
金融機関	14,231	△12,276	△1,677	278

デリバティブ活動

次の表は、デリバティブの想定元本と公正価値により、野村のデリバティブ活動の規模を示しております。それぞれの金額は、取引相手毎のデリバティブ資産およびデリバティブ負債の相殺前、およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺前の金額となっております。

	(単位：十億円)		
	前連結会計年度末 (2018年3月31日) (4)		
	デリバティブ資産	デリバティブ負債	
想定元本 (1)	公正価値	公正価値 (1)	
トレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ取引 (2)(3)			
エクイティ・デリバティブ	39,203	1,011	1,118
金利デリバティブ	2,940,234	8,072	7,550
信用デリバティブ	31,624	515	425
為替取引	362,658	5,494	5,087
商品デリバティブ	60,883	1	1
合計	3,434,602	15,093	14,181
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引			
金利デリバティブ	1,184	24	1
為替取引	93	1	—
合計	1,277	25	1
デリバティブ取引合計	3,435,879	15,118	14,182
	(単位：十億円)		
	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)		
	デリバティブ資産	デリバティブ負債	
想定元本 (1)	公正価値	公正価値 (1)	
トレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ取引 (2)(3)			
エクイティ・デリバティブ	33,907	996	1,103
金利デリバティブ	2,840,868	7,876	7,433
信用デリバティブ	32,818	517	440
為替取引	367,043	6,435	6,069
商品デリバティブ	51,452	1	1
合計	3,326,088	15,825	15,046
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引			
金利デリバティブ	1,062	22	—
為替取引	1	0	—
合計	1,063	22	—
デリバティブ取引合計	3,327,151	15,847	15,046

- (1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。
- (2) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (3) トレーディング目的以外のデリバティブで、公正価値ヘッジないし純投資ヘッジを適用していないものの金額を含んでおります。前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末において、これらの金額は重要ではありませんでした。
- (4) 2018年4月1日より適用した会計方針の変更にともない、2018年3月期の数値は組み替えて表示しております。詳細は「注記1 会計処理の原則」をご参照ください。

デリバティブ関連の公正価値の変動はデリバティブの使用目的に応じて、損益もしくはその他の包括利益に計上されております。

デリバティブ取引の相殺

野村は、デリバティブ金融商品から生じる取引相手のクレジットリスクを与信審査、リスク上限の設定およびモニタリングによって管理しております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。場合により、野村は、取引相手の債務不履行時に野村による担保管理を可能とする契約のもと、当該担保の外部カストディアンへの差入れに同意することがあります。野村は、経済的観点から関連する担保を考慮した上で債務不履行時のリスクの評価を行っております。さらに店頭デリバティブについては通常、業界標準のマスター・ネットティング契約を交しており、取引相手がデフォルトした場合は取引金額および担保金額の一括清算および相殺が認められるため、クレジット・エクスポートは軽減されております。特定の清算機関で清算される店頭デリバティブ取引および取引所で取引されるデリバティブ取引についても、清算機関または取引所がデフォルトした場合に同様の権利が認められる清算契約または参加者契約を結んでおります。野村では通常、前述した契約に含まれている取引の一括清算および相殺の法的有効性を裏付けるための法律意見書を外部より取得しております。

特定の取引相手および特定の地域において、野村は、マスター・ネットティング契約を交わさずにデリバティブ取引を行うことがあります。また、マスター・ネットティング契約を交わしている場合でも、野村は、一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手または入手できないことがあります。このような状況は、各国の法律が一括清算および相殺を明確に禁止している場合や、相殺の法的有効性に関する法律が複雑、不明確または存在しない場合に起こります。また、当該状況は、特定の政府、政府系機関、地方自治体、清算機関、取引所または年金ファンドとのデリバティブ取引について生じる可能性があります。

野村は、マスター・ネットティング契約の法的有効性を考慮して、特定の取引相手との取引から生じる信用リスクのヘッジ方法、取引相手のクレジット・エクスポートの算定方法およびリスク上限の設定方法、ならびに取引相手に徴求する担保の量および質を決定しております。

連結貸借対照表上では、マスター・ネットティング契約を締結している同一の取引相手とのデリバティブ資産および負債は、編纂書210-20「貸借対照表－相殺」（以下「編纂書210-20」）および編纂書815に定義された特定の条件に合致する場合は相殺して表示しております。これらの条件には、マスター・ネットティング契約による取引の一括清算および相殺の法的有効性などに関する要件が含まれております。さらに、現金担保の請求権（債権）および現金担保の返還義務（債務）も、一定の追加要件を満たした場合、純額処理されたデリバティブ負債および資産と各々相殺しております。

次の表は連結貸借対照表に計上されるリスク区分ごとのデリバティブ商品の相殺および関連する担保に関する情報を表しております。取引相手がデフォルトした場合に追加的にデリバティブと担保の相殺が認められるマスター・ネットティング契約を締結している取引先、清算機関および取引所とのデリバティブ取引に関する情報も含んでおります。なお、マスター・ネットティング契約下にない、または一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠がないマスター・ネットティング契約下にあるデリバティブ取引は、下表の中で相殺されておりません。

	前連結会計年度末 (2018年3月31日) (6)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)		
	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債 (1)	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債 (1)
エクイティ・デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	748	769	791	809
取引所で取引されるデリバティブ取引	263	349	205	294
金利デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	6,938	6,522	6,871	6,408
清算機関で清算されるデリバティブ取引	1,142	1,020	1,013	1,018
取引所で取引されるデリバティブ取引	16	9	14	7
信用デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	390	300	381	302
清算機関で清算されるデリバティブ取引	125	125	135	138
取引所で取引されるデリバティブ取引	—	—	1	0
為替取引				
相対で決済されるデリバティブ取引	5,495	5,087	6,434	6,069
清算機関で清算されるデリバティブ取引	—	—	1	—
商品デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	—	—	0	0
取引所で取引されるデリバティブ取引	1	1	1	1
デリバティブ取引総額合計 (2)	15,118	14,182	15,847	15,046
(控除) 連結貸借対照表上相殺されている金額(3)	△14,094	△13,457	△14,888	△14,348
連結貸借対照表上に表示されている取引純額 (4)	1,024	725	959	698
(控除) 連結貸借対照表上相殺されていない金額 (5)				
非現金担保	△228	△72	△208	△18
純額合計	796	653	751	680

- (1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。
- (2) マスター・ネットティング契約締結の有無、または当該契約の法的有効性を裏付ける十分な証拠の入手の有無に関わらず、すべてのデリバティブ資産総額およびデリバティブ負債総額を含んでおります。前連結会計年度末において、マスター・ネットティング契約下にない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットティング契約下にあるデリバティブ資産総額およびデリバティブ負債総額はそれぞれ150十億円および276十億円です。当第1四半期連結会計期間末において、同様のデリバティブ資産総額およびデリバティブ負債総額はそれぞれ154十億円および302十億円です。
- (3) 編纂書815に基づき、野村が法的有効性について十分な証拠を入手しているマスター・ネットティング契約あるいは同等の内容の契約により、同一の取引相手とのデリバティブ資産と負債の相殺および相殺されたデリバティブ取引純額と現金担保との相殺を表します。前連結会計年度末において、野村はデリバティブ負債に対する差入現金担保を1,201十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受入現金担保を1,838十億円相殺いたしました。また当第1四半期連結会計期間末において、野村はデリバティブ負債に対する差入現金担保を1,285十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受入現金担保を1,825十億円相殺いたしました。
- (4) 相殺されたデリバティブ資産および負債は連結貸借対照表上それぞれ、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資ートレーディング資産とトレーディング負債に計上されております。区分処理された組込デリバティブは参照している原契約の満期に応じて、短期借入なしは長期借入に計上されております。

- (5) 編纂書210-20および編纂書815に基づいた連結貸借対照表上の相殺表示が認められていないものの、取引相手がデフォルトした場合は法的に有効性のある相殺権を有する金額を表しております。相殺の法的有効性について十分な証拠を未入手のデリバティブおよび担保契約にかかる金額は含まれておりません。なお、前連結会計年度末において、デリバティブ取引純額と相殺されなかった差入現金担保および受入現金担保はそれぞれ167十億円および391十億円です。当第1四半期連結会計期間末において、デリバティブ取引純額と相殺されなかった差入現金担保および受入現金担保はそれぞれ150十億円および463十億円です。
- (6) 2018年3月期において、特定の中央清算機関のルール変更が行われ、特定のデリバティブに対する日々の変動証拠金の受取および支払の扱いが、法的に担保ではなく決済として扱われることとなりました。これらの受取および支払は、現金担保ではなくデリバティブの部分的な決済として会計処理されております。また、2018年4月1日より適用した会計方針の変更にともない、2018年3月期の数値は組み替えて表示しております。詳細は「注記1 会計処理の原則」をご参照ください。

トレーディング目的のデリバティブ取引

区分処理された組込デリバティブを含むトレーディング目的のデリバティブ金融商品は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書の収益－トレーディング損益に計上されます。

次の表は、四半期連結損益計算書に含まれるトレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ関連の損益を、元となるデリバティブ取引の種類に応じて表しております。

	(単位：十億円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
トレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ取引 (1)(2)		
エクイティ・デリバティブ	50	△97
金利デリバティブ	△89	△46
信用デリバティブ	80	△47
為替取引	△12	△18
商品デリバティブ	△8	15
合計	21	△193

- (1) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (2) トレーディング目的以外のデリバティブで、公正価値ヘッジないし純投資ヘッジを適用していないものの損益を含んでおります。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間のこれらの損益は重要な金額ではありませんでした。

公正価値ヘッジ

野村は日本円もしくは外国通貨建ての固定ならびに変動金利債を発行しており、通常、発行社債にかかる固定金利の支払義務についてスワップ契約を締結することにより変動金利の支払義務に変換しております。野村はこれらの取引に対しヘッジ会計を適用しており、公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ取引は公正価値で計上され、その公正価値の変動は、ヘッジ対象の資産負債にかかる損益と共に連結損益計算書の金融費用または収益－その他に計上されています。

次の表は、四半期連結損益計算書に含まれる公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ関連の損益を、元となるデリバティブ取引の種類とヘッジ対象の性質に応じて表しております。

	(単位：十億円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引		
金利デリバティブ	△8	1
為替取引	1	—
合計	△7	1
ヘッジ対象の損益		
長期借入	8	△1
トレーディング目的以外の負債証券	△1	—
合計	7	△1
純投資ヘッジ		

野村は一部の重要な為替リスクをもつ在外事業体に対して、為替先物取引等を利用した為替ヘッジを行っており、これにヘッジ会計を適用しております。ヘッジ手段として指定されたデリバティブ取引およびデリバティブ取引以外の金融商品から発生する為替換算差額については、ヘッジが有効である部分につき、連結包括利益計算書のその他の包括利益－為替換算調整額（税引後）に計上されています。これは当該在外事業体を連結する際に発生する為替換算差額と相殺されております。

次の表は、四半期連結包括利益計算書に含まれる純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引およびデリバティブ取引以外の損益を表しております。

	(単位：十億円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
ヘッジ手段		
為替取引	△6	3
合計	△6	3

(1) ヘッジの非有効部分の損益およびヘッジの有効性評価から除外した部分は、四半期連結損益計算書の収益－その他に含まれております。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の損益は重要な金額ではありませんでした。

信用リスクに関する偶発事象に関する要項を含んだデリバティブ

野村は信用リスクに関する偶発事象についての要項を含んだ店頭デリバティブやその他の契約を結んでいます。これらの契約は、最も一般的には当社の長期信用格付けの引き下げといった信用リスクに関わる事象が発生した場合に追加担保やポジションの決済を求めることがあります。

前連結会計年度末の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は406十億円となり、314十億円の担保を差し入れております。前連結会計年度末時点における長期格付けが1ノック引き下げられた場合、追加担保の差入れもしくは取引を決済するために求められる金額は3十億円です。当第1四半期連結会計期間末の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は434十億円となり、353十億円の担保を差し入れております。当第1四半期連結会計期間末時点における長期格付けが1ノック引き下げられた場合、追加担保の差入れもしくは取引を決済するために求められる金額は2十億円です。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブとは、その原商品の1つあるいは複数が、ある特定（もしくは複数）の参照企業の信用リスク、もしくは企業群の信用リスクに基づく指数に関連するデリバティブ商品であり、契約に特定されている信用事由が発生するとクレジット・プロテクションの売り手は損失を被るリスクがあります。

野村が売り手となるクレジット・デリバティブは野村が保証型の契約の保証者として、あるいはオプション型の契約やクレジット・デフォルト・スワップ、あるいはその他のクレジット・デリバティブ契約の形態においてクレジット・プロテクションを提供するものとして、第三者の信用リスクを引き受ける契約やそうした契約を内包するものであります。

野村は通常のトレーディング業務の一環として、信用リスク回避目的、自己勘定取引および顧客ニーズに対応する取引目的でクレジット・デリバティブを取引しており、クレジット・プロテクションの買い手もしくは売り手となっております。

野村が主として使用するクレジット・デリバティブの種類は特定の第三者の信用リスクに基づき決済が行われる個別クレジット・デフォルト・スワップです。また、野村はクレジット・デフォルト指数に連動するものの販売やその他の信用リスク関連ポートフォリオ商品の発行を行っております。

契約で特定された信用事由が発生した場合、野村はクレジット・デリバティブ契約の履行をしなければなりません。信用事由の典型的な例には、参照企業の破産、債務不履行や参照資産の条件変更などがあります。

野村が売り手となるクレジット・デリバティブ契約は現金決済あるいは現物決済の契約になっております。現金決済の契約では、参照債務の不履行など信用事由の発生により支払いがなされた後は契約終了となり、野村による更なる支払い義務はなくなります。この場合、野村は通常支払いの対価としてカウンターパーティーの参照資産を受け取る権利は有しておりませんし、参照資産の実際の発行体に対して直接支払い金額を請求する権利も有しません。現物決済の契約では、信用事由発生により契約額全額が支払われた場合に對価として参照資産を受け取ります。

野村は継続的にクレジット・デリバティブのエクスポージャーをモニターし管理しています。野村がプロテクションの売り手となった場合、プロテクションの対象と同一の参照資産、あるいはプロテクションの対象となる参照資産と発行体が同一であり、かつ当該資産と高い相関を有する価値変動を示すだろうと予想される資産を対象としたクレジット・プロテクションを第三者から購入することでリスクを軽減することができます。したがって、野村が売り手となったクレジット・デリバティブの支払い額を第三者からの支払いによって補填するために用いられるリコース条項としては、当該デリバティブ契約によってというよりむしろ、同一あるいは高い相関を有する参照資産を対象としたクレジット・プロテクションを別途購入することによる場合が最も一般的です。

野村は、購入したクレジット・デリバティブの想定元本を、次の表中に「クレジット・プロテクション買付額」として表示しています。これらの数値は売建クレジット・デリバティブの参照資産と同一の資産に対し、第三者から購入したクレジット・プロテクションの購入額であり、野村のエクスポージャーをヘッジするものです。野村が売り手であるクレジット・デリバティブに基づいて支払いを履行しなければならなくなる場合には、通常、その金額に近い金額を購入したクレジット・プロテクションから受け取る権利が発生します。

クレジット・デリバティブで明記される想定元本額は、契約に基づき野村が支払いをしなければならない場合の最大限の金額となります。しかしながら、クレジット・プロテクションの購入に加えて、支払いが起きる可能性や支払額を減らす下記のリスク軽減要素があるため、想定元本額は通常野村が実際に支払う金額を正確に表すものではありません。

信用事由の発生可能性：野村はクレジット・デリバティブの公正価値評価をする際に、参照資産に信用事由が発生し、野村が支払いをしなければならなくなる可能性を考慮しています。野村のこれまでの経験と野村によるマーケットの現状分析に基づきますと、野村がプロテクションを提供している参照資産のすべてについて1つの会計期間において同時に信用事由が発生する可能性はほとんど無いと考えています。したがって、開示されている想定元本額は、こうしたデリバティブ契約にかかる野村の実質的なエクスポージャーとしては、相当に過大な表示となっています。

参照資産からの回収価額：ある信用事由が発生した場合に、野村の契約に基づく債務額は、想定元本額と参照資産からの回収価額の差額に限定されます。信用事由が発生した参照資産からの回収価額がわずかであるにしても、回収価額はこれらの契約に基づいて支払う金額を減少させます。

野村は、野村が売り手となっているクレジット・デリバティブに関連して資産を担保として受け入れています。しかしながら、それらはクレジット・デリバティブに基づいて野村が支払う金額の回収に充てられるものではなく、相手方の信用事由の発生により、契約に基づいた野村への支払いに対して生じる経済的な損失リスクを軽減するためのものです。担保提供義務は個別契約ごとではなくカウンターパーティーごとで決定され、また通常クレジット・デリバティブだけではなくすべての種類のデリバティブ契約を対象としております。

前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末の野村が売り手となるクレジット・デリバティブの残高および同一参照資産のクレジット・プロテクションの買付金額の残高は次のとおりであります。

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (2018年3月31日)							
帳簿価額 (1) (△資産) ／負債	計	潜在的な最大支払額または想定元本額				想定元本額 クレジット・ プロテクション 買付額	
		満期年限					
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・ スワップ（個別）	△123	9,271	2,106	3,780	2,262	1,123	6,975
クレジット・デフォルト・ スワップ（指数）	△72	4,842	864	1,300	2,045	633	3,052
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	3	306	230	52	17	7	200
合計	△192	14,419	3,200	5,132	4,324	1,763	10,227

(単位：十億円)

当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)							
帳簿価額 (1) (△資産) ／負債	計	潜在的な最大支払額または想定元本額				想定元本額 クレジット・ プロテクション 買付額	
		満期年限					
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・ スワップ（個別）	△63	9,519	1,963	4,091	2,405	1,060	7,027
クレジット・デフォルト・ スワップ（指数）	△68	4,983	588	1,269	2,666	460	3,560
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	10	240	152	43	39	6	172
合計	△121	14,742	2,703	5,403	5,110	1,526	10,759

(1) 帳簿価額は、取引相手または現金担保との相殺前のデリバティブ取引の公正価値であります。なお、資産残高は参照資産のクレジット・スプレッドが取引開始時よりタイトニングしたことによるものです。

次の表は、野村が売り手となるクレジット・デリバティブの参照資産の外部格付ごとの情報を表しております。格付は、Standard & Poor'sによる格付、同社による格付がない場合はMoody's Investors Serviceによる格付、両社による格付がない場合にはFitch Ratings Ltd. または株式会社日本格付研究所による格付を使用しております。クレジット・デフォルト・スワップ（指数）についてはポートフォリオまたは指数に含まれる参考企業の外部格付の加重平均を使用しております。

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (2018年3月31日)							
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ（個別）	466	928	2,763	3,476	1,369	269	9,271
クレジット・デフォルト・スワップ（指数）	135	44	1,779	1,949	736	199	4,842
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	16	—	4	68	118	100	306
合計	<u>617</u>	<u>972</u>	<u>4,546</u>	<u>5,493</u>	<u>2,223</u>	<u>568</u>	<u>14,419</u>

(単位：十億円)

当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)							
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ（個別）	487	929	2,726	3,543	1,482	352	9,519
クレジット・デフォルト・スワップ（指数）	29	38	1,818	1,958	805	335	4,983
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	—	—	4	45	124	67	240
合計	<u>516</u>	<u>967</u>	<u>4,548</u>	<u>5,546</u>	<u>2,411</u>	<u>754</u>	<u>14,742</u>

(1) その他には、参考資産の外部格付が投資不適格であるものおよび参考資産の外部格付がないものが含まれております。

金融資産の売却にともない取引されるデリバティブ

野村は第三者への金融資産の譲渡にともない別個の契約を同一相手先と結ぶことで、取引期間中における当該金融資産の実質的にすべての経済的リターンに対するエクスポージャーを野村が保持する取引を行うことがあります。これらの取引は主として相対のトータルリターンスワップまたは実質的なトータルリターンスワップであるデリバティブをともなう有価証券の売却取引により行われます。

これらの取引は、編纂書860における金融資産の消滅の要件を満たした場合には有価証券の売却およびデリバティブとして別々に会計処理されます。金融資産の消滅の要件を満たさない場合、金融資産の譲渡とデリバティブは単一の担保付資金調達取引として会計処理され、連結貸借対照表上、長期借入—譲渡取消による担保付借入として計上されます。

前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末において、担保付資金調達取引ではなく売却として会計処理されているトータルリターンスワップまたは実質的なトータルリターンスワップをともなう売却取引は該当ありません。

4 顧客に提供したサービスから得た収益

サービスの種類ごとの収益

次の表は、当第1四半期連結累計期間の連結損益計算書において関連する項目ごとに、野村が顧客に提供したサービスから得た収益の内訳を表しております。

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	
委託・投信募集手数料	79,456
投資銀行業務手数料	23,959
アセットマネジメント業務手数料	62,981
その他	13,456
合計	179,852

委託・投信募集手数料に計上される金額は主に、顧客への取引執行および清算代行サービスから発生し、半分程度は営業部門に含まれ、残りは主にホールセール部門に含まれます。投資銀行業務手数料は、財務アドバイザリーサービス引受および売出業務から発生し、多くはホールセール部門に含まれ、残りは主に営業部門に含まれます。アセットマネジメント業務手数料は、アセットマネジメント業務から発生し、多くは営業部門とアセットマネジメント部門に同程度、含まれます。その他は、多くはその他セグメントに含まれます。

以下の表は、顧客に対して提供した主要なサービスごとの収益認識基準、仮定や重要な判断についての要約情報を示すもので、それぞれのサービスに含まれる履行義務の性質、それらの履行義務が一時点で充足されるか一定期間で充足されるかを含んでいます。一定期間に履行義務が充足されるものについては、収益認識を行うためのインプット、アウトプット法の説明を行っています。

サービスの種類	サービスの概要	主要な収益認識基準、仮定および重要な判断
取引執行および清算代行サービス	顧客の有価証券の委託売買	取引執行および清算手数料は、一時点、つまり約定期日に認識されます
	顧客の有価証券およびデリバティブの清算代行	野村が、投資情報調査やこれに類するサービスを代理人として提供する場合の手数料は、ソフトドラーの金額を差し引いた純額で認識されます
財務アドバイザリーサービス	特定の取引に関する顧客に対する財務的助言の提供	成功報酬は変動対価であり、重要な戻し入れが発生しないと判断された時点、つまり通常は取引が完了した時点で認識します
	特定の取引以外や全般的企業情報および同種の調査に関する財務的助言の提供	着手金やマイルストーン報酬は、関連する期間にわたり認識されるか、関連する履行義務が一時点に充足されるか、または一定期間に従い充足されるかによって、関連する取引が完了するまで、繰り延べられます
	M&Aにおけるフェアネスオピニオンの発行	収益が一時点で認識されるか、一定期間に認識されるかの判断は、報酬が（事業買収もしくは売却のように）顧客のための特定の取引または成果に影響を受けるか否か、当該特定の取引の実施前に顧客に提供された便益の性質と程度、および、それらの取引または成果の契約全体に占める重要性に基づいて決定されます
	顧客のための複雑な金融商品の組成業務	着手金やマイルストーン報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます

サービスの種類	サービスの概要	主要な収益認識基準、仮定および重要な判断
アセットマネジメント業務	ファンド、投資信託やその他の投資ビークルの運用 投資助言サービスの提供	ファンド、投資信託、その他の事業体のマネジメント業務手数料は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます
	ファンドの販売 カストディや事務サービスの提供	成果に基づく報酬は一時点で認識される変動対価であり、履行状況に基づき重要な戻し入れがないと判断された場合に認識されます
		販売報酬は、当該ファンドの投資持分が第三者に販売された時点で認識されます
		カストディや事務手数料は時間に応じて均等に認識されます
引受および売出業務	負債性、資本性その他の金融商品の引受業務	引受や、募集に関する収益は、当該業務の完了時点で認識されます
	売出業務 顧客向け貸付金のアレンジ業務	融資の実行が見込まれないコミットメントフィーは、時間の経過に基づきファシリティの期間に応じて均等に認識されます
	顧客向けローンシンジケート業務	引受および募集に関するコストは、野村が当事者または代理人として行動しているかどうかによって収益の控除または総額で認識されます

一時点で認識される収益に関して、報酬の支払いは、通常、履行義務の充足と同時、または、履行義務を充足して以降の、数日または数か月間内で受領されます。一定期間を通じて認識される収益に関する報酬の支払いは毎月、3か月ごと、もしくは6か月ごとに受領されます。

上述の、野村が提供する金融サービスの提供契約は、通常、金額的に重要な野村からの、または野村への金融要素を含みません。このような要素が契約に含まれていなければ、金融要素が実質的に1年以内である重要な金融要素の効果を調整しないとする、編纂書606「顧客との契約から生じる収益」（以下「編纂書606」）で許容される経理規則を適用しています。また、このような契約は返還権や顧客への同様の要素を含みません。

野村はASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を、2018年4月1日から修正遡及法により適用しております。本ASUにより、本人か代理人かのガイダンスが修正された結果、一定の取引執行にかかる収益と関連費用を総額表示から純額表示にすることにより、委託・投信募集手数料および支払手数料がそれぞれ、4,579百万円減少しております。一部のアセットマネジメント販売手数料の認識早期化による適用日における影響は、「注記1 会計処理の原則」に開示しているとおりであり、期中の損益に与える影響は重要ではありません。

その他に、連結財務諸表における重要な影響はありません。

顧客との契約資産・負債残高

顧客との契約に沿って野村または顧客が行動した際に、顧客との契約資産、受取債権、契約負債は、野村の貸借対照表に計上されます。

顧客との契約資産は、野村により全部または部分的な履行義務の充足が完了することにより認識する未収収益、つまり、野村が顧客に対してサービスを提供して受け取った、時の経過以外の条件付き対価の受領権を示しています。顧客との契約から生じた受取債権は、野村が提供したサービスと交換に対価を受け取る無条件の権利です。野村の連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた受取債権と契約資産は、顧客に対する受取債権に表示されます。契約負債は、受領済みまたは受領予定の対価に対する将来のサービスの提供義務を含み、顧客との契約に認識される負債です。契約負債は、野村の連結貸借対照表の顧客に対する支払債務に表示されます。

以下の表は、編纂書606の対象範囲に含まれる顧客との契約から生じた受取債権および契約負債に関する残高を示しています。適用日および当第1四半期連結会計期間末における契約資産は、重要ではありません。

(単位：百万円)

	適用日 (2018年4月1日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
顧客との契約から生じた受取債権	68,927	85,311
契約負債 (1)	3,792	4,390

(1) 契約負債は、主に投資助言サービスの提供から発生し、期間の経過に関連して認識されます。

2018年4月1日時点の契約負債の残高は、当第1四半期連結累計期間に収益として認識されています。過年度に充足済みの履行義務に基づき当第1四半期連結累計期間に認識された収益は重要ではありませんでした。

残存する履行義務に配分された取引価格

野村は、編纂書606の容認規定に基づき、当第1四半期連結会計期間末における、当初から1年以内と見込まれる履行義務の、残存部分に関する開示を行っておりません。

野村は個別に1年超と見込まれる契約期間を有する重要な取引を行っておりません。また、取引価格に含まれていない顧客との契約から生じる重要な対価はありません。

契約コスト

編纂書340「その他の資産と繰延費用」の容認規定に基づき、資産化した場合の償却期間が1年以内となる契約獲得に関する増加コストを発生時に費用として認識しております。結果として、2018年4月1日、当第1四半期連結会計期間末における契約コストから認識される資産は重要ではありません。

5 担保付取引：

野村は、主に顧客のニーズを満たす、トレーディング商品在庫を利用して資金調達を行う、および決済のために有価証券を調達するという目的で、売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引ならびにその他の担保付借入を含む担保付取引を行っております。

売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引は通常、業界標準のマスター・ネットティング契約を交わしており、取引相手がデフォルトした場合は取引および担保の一括清算および相殺が認められるため、クレジット・エクスポートージャーは軽減されております。特定の清算機関で清算される売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引についても、清算機関がデフォルトした場合に同様の権利を認める清算契約または参加者契約を結んでおります。野村では通常、前述した契約に含まれている取引の一括清算および相殺の法的有効性を裏付けるための法律意見書を外部より取得しております。

特定の取引相手および特定の地域において、野村は、マスター・ネットティング契約を交わさずに売戻条件付有価証券買入取引、買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引を行うことがあります。また、マスター・ネットティング契約を交わしている場合でも、野村は、一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手または入手できないことがあります。このような状況は、各国の法律が一括清算および相殺を明確に禁止している場合や、相殺の法的有効性に関する法律が複雑、不明確または存在しない場合に起こり得ます。また、当該状況は、特定の政府、政府系機関、地方自治体、清算機関、取引所または年金ファンドとの売戻条件付有価証券買入取引、買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引について生じる可能性があります。

野村は、マスター・ネットティング契約の法的有効性を考慮して、特定の取引相手との取引から生じる信用リスクのヘッジ方法、取引相手のクレジット・エクスポートージャーの算定方法およびリスク上限の設定方法、ならびに取引相手に徵求する担保の量および質を決定しております。

こうした取引において野村は、日本および海外の国債、地方債および政府系機関債、不動産ローン担保証券、銀行および事業会社の負債証券ならびに投資持分証券を含む担保の受入れまたは差入れを行っております。ほとんどの場合野村は、受け入れた有価証券について、買戻契約の担保として提供すること、有価証券貸付契約を締結することまたは売建有価証券の精算のために取引相手へ引渡しを行なうことが認められております。売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引では、一般的に受け渡される担保は有価証券であり、担保価値は受け渡される現金の金額よりも通常大きくなります。野村が有価証券を借り入れる場合、通常担保金もしくは代用有価証券を差し入れる必要があります。また逆に野村が有価証券を貸し付ける場合、通常野村は担保金もしくは代用有価証券を受け入れます。野村は取引期間を通じて受け入れまたは差し入れている有価証券の市場価額を把握し、必要な場合には取引が十分に保全されるよう追加の担保金もしくは代用有価証券を徵求しております。

担保付取引の相殺

連結貸借対照表上では、マスター・ネットティング契約を締結している同一の取引相手との売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引は、編纂書210-20に定義された特定の条件に合致する場合は相殺して表示しております。特定の条件には、取引の満期、担保が決済される振替機関、関連する銀行取決め、マスター・ネットティング契約における一括清算および相殺の法的有効性などに関する要件が含まれます。

次の表は、連結貸借対照表上のこうした担保付取引の相殺に関する情報を表しております。取引相手がデフォルトした場合に追加的に相殺が認められるマスター・ネットティング契約を締結している取引に関する情報も含んでおります。なお、マスター・ネットティング契約下にない、または一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠がないマスター・ネットティング契約下にある取引は、下表の中で相殺されておりません。

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)			
	売戻条件付 有価証券買入 取引	担保付 有価証券借入 取引	買戻条件付 有価証券売却 取引	担保付 有価証券貸付 取引
取引総額（1）	29,975	6,681	34,880	2,130
（控除）連結貸借対照表上相殺されている金額（2）	△20,121	△305	△20,121	△305
連結貸借対照表上に表示されている取引純額（3）	9,854	6,376	14,759	1,825
（控除）連結貸借対照表上相殺されていない額（4）				
非現金担保	△8,657	△5,247	△11,886	△674
現金担保	△33	—	3	—
純額合計	1,164	1,129	2,876	1,151
	(単位：十億円)			
	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)			
	売戻条件付 有価証券買入 取引	担保付 有価証券借入 取引	買戻条件付 有価証券売却 取引	担保付 有価証券貸付 取引
取引総額（1）	33,778	4,288	37,305	1,699
（控除）連結貸借対照表上相殺されている金額（2）	△20,680	△1	△20,680	△1
連結貸借対照表上に表示されている取引純額（3）	13,098	4,287	16,625	1,698
（控除）連結貸借対照表上相殺されていない額（4）				
非現金担保	△11,074	△3,289	△11,981	△1,450
現金担保	△32	—	△3	—
純額合計	1,992	998	4,641	248

- (1) マスター・ネットティング契約締結の有無、または当該契約の法的有効性を裏付ける十分な証拠の入手の有無に関わらず、すべての取引残高を含んでおります。公正価値オプションの選択により公正価値で計上されている取引を含んでおります。前連結会計年度末において、マスター・ネットティング契約下にない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットティング契約下にある売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引の総額はそれぞれ1,039十億円および2,827十億円です。前連結会計年度末において、マスター・ネットティング契約下にない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットティング契約下にある担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引の総額はそれぞれ1,049十億円および177十億円です。当第1四半期連結会計期間末において、マスター・ネットティング契約下にない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットティング契約下にある売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引の総額はそれぞれ816十億円および3,506十億円です。当第1四半期連結会計期間末において、マスター・ネットティング契約下にない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットティング契約下にある担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引の総額はそれぞれ903十億円および214十億円です。
- (2) 編纂書210-20に基づき、野村が法的有効性について十分な証拠を入手しているマスター・ネットティング契約あるいは同等の契約により、取引相手ごとに相殺した金額を表します。相殺した金額には、公正価値オプションの選択により公正価値で計上されている取引を含みます。
- (3) 売戻条件付有価証券買入取引および担保付有価証券借入取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付契約一売戻条件付買入有価証券と担保付契約一借入有価証券担保金に計上されております。買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付調達一買戻条件付売却有価証券と担保付調達一貸付有価証券担保金に計上されております。また、担保付有価証券貸付取引には、野村が貸し出した有価証券の担保として、売却または担保差入可能な有価証券を受け入れる取引を含んでおります。野村は受入れた有価証券を公正価値で認識しており、同額を返還義務のある有価証券として負債に計上しております。当該負債は連結貸借対照表上、その他の負債に計上されております。

- (4) 編纂書210-20に基づいた連結貸借対照表上の相殺表示が認められていないものの、取引相手のデフォルト発生時には法的に有効性のある相殺権を有する金額を表しております。相殺の法的有効性について十分な証拠を未入手の取引にかかる金額は含まれておりません。

買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の残存契約期間別内訳

次の表は、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末において、連結貸借対照表上、負債として計上されている買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の編纂書210-20に基づく相殺表示前の残存契約期間別の内訳を示しております。

							(単位：十億円)
							前連結会計年度末 (2018年3月31日)
							残存契約期間
	オーバー						
	ナイトまたは	30日以内	30～90日	90日～1年	1年以上		合計
	オープ・						
	エンド(1)						
買戻条件付有価証券売却取引		13,237	17,789	2,099	1,415	340	34,880
担保付有価証券貸付取引		1,495	227	182	156	70	2,130
取引総額(2)		14,732	18,016	2,281	1,571	410	37,010

							(単位：十億円)
							当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
							残存契約期間
	オーバー						
	ナイトまたは	30日以内	30～90日	90日～1年	1年以上		合計
	オープ・						
	エンド(1)						
買戻条件付有価証券売却取引		14,525	17,914	2,472	1,998	396	37,305
担保付有価証券貸付取引		1,174	116	191	148	70	1,699
取引総額(2)		15,699	18,030	2,663	2,146	466	39,004

(1) オープン・エンド取引とは、取引の明確な契約満期日を定めずに、野村または取引相手の要求に基づいて取引を終了する取引であります。

(2) 買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付調達一買戻条件付売却有価証券と担保付調達一貸付有価証券担保金に計上されております。また、担保付有価証券貸付取引には、野村が貸し出した有価証券の担保として、売却または担保差入可能な有価証券を受け入れる取引を含んでおります。野村は受入れた有価証券を公正価値で認識しており、同額を返還義務のある有価証券として負債に計上しております。当該負債は連結貸借対照表上、その他の負債に計上しております。買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の取引総額は、上述の担保付取引の相殺にかかる開示の取引総額と一致いたします。

買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引における担保提供資産

次の表は、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末において、連結貸借対照表上、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券担保金として計上されている買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の編纂書210-20に基づく相殺表示前の担保提供資産別の内訳を示しております。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)		
	買戻条件付 有価証券売却取引	担保付有価証券 貸付取引	合計
エクイティおよび転換社債	187	1,556	1,743
日本国債・地方債・政府系機関債	980	306	1,286
外国国債・地方債・政府系機関債	27,818	135	27,953
銀行および事業会社の負債証券	2,334	34	2,368
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	2	—	2
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS) (1)	3,421	—	3,421
債務担保証券 (CDO) 等	130	—	130
受益証券等	8	99	107
取引総額(2)	34,880	2,130	37,010

(単位：十億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)		
	買戻条件付 有価証券売却取引	担保付有価証券 貸付取引	合計
エクイティおよび転換社債	121	1,387	1,508
日本国債・地方債・政府系機関債	1,188	1	1,189
外国国債・地方債・政府系機関債	29,559	105	29,664
銀行および事業会社の負債証券	2,399	18	2,417
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	6	—	6
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS) (1)	3,880	—	3,880
債務担保証券 (CDO) 等	146	—	146
受益証券等	6	188	194
取引総額(2)	37,305	1,699	39,004

(1) RMBSにはパス・スルー証券および米国政府保証が付されたCMO (Collateralized Mortgage Obligations) を前連結会計年度末に3,351十億円、当第1四半期連結会計期間末に3,755十億円含んでおります。

(2) 買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付調達一買戻条件付売却有価証券と担保付調達一貸付有価証券担保金に計上されております。また、担保付有価証券貸付取引には、野村が貸し出した有価証券の担保として、売却または担保差入可能な有価証券を受け入れる取引を含んでおります。野村は受入れた有価証券を公正価値で認識しており、同額を返還義務のある有価証券として負債に計上しております。当該負債は連結貸借対照表上、その他の負債に計上されております。買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の取引総額は、上述の担保付取引の相殺にかかる開示の取引総額と一致いたします。

担保として受け入れた資産

野村が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち野村が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値、ならびにそのうちすでに売却されもしくは再担保に提供されている額はそれぞれ以下のとおりであります。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
野村が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち野村が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値	48,434	48,524
上記のうちすでに売却され（四半期連結貸借対照表上ではトレーディング負債に含まれる）もしくは再担保に提供されている額	40,420	40,056

担保として差し入れた資産

野村は、買戻契約およびその他の担保付資金調達取引の担保として、自己所有の有価証券を差し入れております。担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）は、連結貸借対照表上、トレーディング資産に担保差入有価証券として括弧書きで記載されております。野村が所有する資産であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられているものの概要は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
トレーディング資産：		
エクイティおよび転換社債	156,429	204,146
政府および政府系機関債	956,089	1,075,461
銀行および事業会社の負債証券	65,864	77,289
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	1	1
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	2,618,336	2,772,513
債務担保証券 (CDO) 等 (1)	30,497	48,337
受益証券等	7,689	5,402
合計	3,834,905	4,183,149

トレーディング目的以外の負債証券	23,566	1,034
関連会社に対する投資および貸付金	12,042	12,084
(1) ローン担保証券 (CLO) 、資産担保証券 (ABS) （クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等）を含みます。		

上記で開示されているものを除く担保提供資産は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
貸付金および受取債権	15,573	12,859
トレーディング資産	1,456,140	1,425,373
建物、土地、器具備品および設備	5,585	5,532
トレーディング目的以外の負債証券	192,046	165,312
その他	112	98
合計	1,669,456	1,609,174

上記の資産は主にその他の担保付借入および連結変動持分事業体の担保付社債、トレーディング目的担保付借入を含む担保付借入ならびにデリバティブ取引に関して差し入れられているものであります。

6 トレーディング目的以外の有価証券 :

保険子会社を売却したことにより、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末における、トレーディング目的以外の有価証券にかかる未実現利益および未実現損失はありません。

前第1四半期連結累計期間においてトレーディング目的以外の有価証券を5,715百万円売却しており、実現利益は119百万円、実現損失は0百万円であり、売却にかかる収入額は5,834百万円であります。なお、実現損益は移動平均法を用いて計算されております。

前第1四半期連結累計期間においてトレーディング目的以外の有価証券からトレーディング資産への振替はありませんでした。

保険子会社の保有するトレーディング目的以外の有価証券の公正価値が償却原価を下回った場合、それらについて公正価値の下落が一時的であるか否かの判定を行っておりました。公正価値の下落が一時的か否かの判断は投資持分証券については公正価値が帳簿価額を下回る期間や程度、投資先の財政状態や将来見通し、予測される公正価値の回復期間にわたり当該証券を保有する意思と能力の有無等を考慮して判断しております。投資持分証券について一時的ではない公正価値の下落があると判定された場合、帳簿価額は公正価値まで減じられ、当該差額は連結損益計算書上収益－その他で認識されておりました。一方、負債証券の公正価値の下落については売却する意思、または償却原価まで回復する前に売却が必要とされる可能性、公正価値の下落が回復する可能性等を勘案して一時的な下落か否かを判断しております。一時的な下落でないと判断された負債証券は売却の意思がある、あるいは売却を余儀なくされる可能性が高い場合は損益に計上され、売却の意思がなく、かつ売却を余儀なくされる可能性が低い場合には、減損額のうち信用リスクの増大に起因する部分は損益に、その他の要因に起因する部分はその他の包括利益に計上されておりました。

前第1四半期連結累計期間において、一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の投資持分証券に対して認識した減損は重要な金額ではありません。信用リスクの増大による一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の負債証券に対して認識した減損は29百万円であります。信用リスクの増大には起因しないものの、一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の負債証券に対してその他の包括利益で認識した減損は重要な金額ではありません。その他のトレーディング目的以外の有価証券の未実現損失については、価値の下落は一時的と考えております。

7 証券化および変動持分事業体：

証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しておられます。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達の目的のためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することができます。野村の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益ートレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については野村は、最善の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは32十億円、52十億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した利益は重要な金額ではありませんでした。さらに前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は409十億円、479十億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは269十億円、416十億円となっております。前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末において、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高はそれぞれ4,918十億円、6,292十億円となっております。また、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末において、野村はこれらの特別目的事業体に対してそれぞれ288十億円、237十億円の持分を当初から継続的に保有しております。前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額はそれぞれ15十億円、6十億円となっております。

野村は前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末において、これらの特別目的事業体との間に、契約外の財務支援は行っておりません。

次の表は、野村が継続的関与を持つ特別目的事業体に対する持分を保有するものの公正価値、およびその公正価値のレベル別の内訳を当該特別目的事業体に譲渡した資産の種類別に表しております。

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (2018年3月31日)						
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	うち、 投資格付が 適格なもの	それ以外
国債・地方債、および政府系機 関債	—	288	—	288	288	0
事業債	—	—	—	—	—	—
モーゲージ関連商品	—	—	0	0	0	0
合計	—	288	0	288	288	0

当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)						
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	うち、 投資格付が 適格なもの	それ以外
国債・地方債、および政府系機 関債	—	236	—	236	228	8
事業債	—	—	—	—	—	—
モーゲージ関連商品	—	1	0	1	0	1
合計	—	237	0	237	228	9

2018年6月30日現在、野村が当初から継続して保有する持分の大半は、観察可能な価格に基づいて公正価値を算定しております。

次の表は、金融資産を特別目的事業体に譲渡したが、編纂書860上は譲渡の要件を満たさずトレーディング資産となつたもの、また、それにより担保付金融取引として会計処理されたために長期借入とされたものの金額およびその区分を表しています。なお、表上の資産はすべて同負債の担保となるもので、野村が資産を自由に処分することも、遡及されることもありません。

(単位：十億円)

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
資産		
トレーディング資産		
株式関連商品	1	—
債券関連商品	20	2
モーゲージ関連商品	—	—
貸付金	1	1
合計	22	3
負債		
長期借入	21	3

変動持分事業体

野村は通常の証券化およびエクイティ・デリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。野村はマーケット・マーク業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。

野村が変動持分事業体の持分を保有し、その事業体にとって最も重要な活動に支配力を持ち、その事業体にとって重要な便益を享受する権利または損失を被る義務が生じる場合、かつ野村が他の投資家の受託者たる要件を満たせない場合、野村は主たる受益者でありその事業体を連結しなければなりません。野村の連結変動持分事業体には、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージおよびモーゲージ担保証券をリパッケージした仕組債を、投資家に販売するために組成されたものが含まれます。航空機のリース事業や、その他のビジネスに関連する変動持分事業体も連結しております。野村はまた、投資ファンド等、野村が主たる受益者となる場合は連結しております。

最も重要な決断を下すパワーには、変動持分事業体のタイプによりさまざまな形態があります。証券化、投資ファンド、CDO等の取引においては、担保資産の管理やサービスングが最も重要な決断を下すパワーであると野村は考えます。したがって、野村が担保資産の管理者やサービスではなく、担保資産管理者やサービスを交替させる権利や事業体を清算する権利を持たない限り、そのような変動持分事業体を連結いたしません。

変動持分事業体が利用される住宅不動産ローン担保証券の再証券化等の多くの取引において、取引期間中に重要な経済的意思決定が行われず、どの投資家も変動持分事業体を清算する一方的な力を持たない場合があります。そのような場合、野村は取引開始前になされた意思決定を分析し、変動持分事業体が保有する原資産の性質、変動持分事業体の仕組みへの第三者投資家の関与、第三者投資家の当初投資額、野村や第三者投資家が保有する変動持分事業体が発行した受益持分の金額と劣後構造といったさまざまな要素を考慮します。野村はこれまで、数多くの再証券化に出資しており、そのうちの多くの場合、事業体にとって最も重要な意思決定への支配力を第三者の投資家と共有していることから、野村は主たる受益者ではないと判断してきました。しかしながら、第三者投資家の当初投資額が重要ではない等、投資家が変動持分事業体の仕組みに関与していないと判断される場合は、野村はそのような変動持分事業体を連結しております。

次の表は、四半期連結財務諸表上の連結変動持分事業体の資産および負債の金額、その区分を表しております。これらの資産および負債の大部分は事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージ、モーゲージ担保証券を証券化するための特別目的事業体に関するものであります。なお、連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、通常、野村に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
四半期連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産		
現金および現金同等物	23	21
トレーディング資産		
株式関連商品	712	693
債券関連商品	436	450
モーゲージ関連商品	4	58
受益証券等	12	14
デリバティブ取引	20	18
プライベート・エクイティ投資	2	1
建物、土地、器具備品および設備	25	27
その他	66	63
合計	1,300	1,345
四半期連結貸借対照表上の変動持分事業体の負債		
トレーディング負債		
デリバティブ取引	22	21
借入		
短期借入	124	137
長期借入	829	799
その他	2	2
合計	977	959

野村は変動持分事業体と継続的な関与がある限り、最新の事実と状況を基に、野村が主たる受益者であるかどうか当初の判定を継続的に見直しております。この判断は、変動持分事業体の構造や活動を含む仕組みの分析、野村や他者が保有する重要な経済的決定を下すパワーや変動持分の分析に基づいております。

野村が主たる受益者ではない場合でも変動持分事業体に対し変動持分を保有することがあります。そのような変動持分事業体に対し、野村が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、エクイティ持分、主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対するエクイティ持分、変動持分事業体を利用した航空機のオペレーティング・リースの取引に関する残余受益権、また事業会社の取得に関わる変動持分事業体への貸付や投資が含まれます。

次の表は非連結の変動持分事業体に対する変動持分の金額と区分、および最大損失のエクスポージャーを表しております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したものでも、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものではありません。変動持分事業体に対する野村の関与にかかるリスクは帳簿価額、以下に記載されておりますコミットメントおよび債務保証の金額、およびデリバティブの想定元本に限定されます。しかしながら、野村は、デリバティブの想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

(単位：十億円)

前連結会計年度末 (2018年3月31日)			当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)		
連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エクス ポージャー	四半期連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エクス ポージャー
資産	負債		資産	負債	
トレーディング資産および負債					
株式関連商品	35	—	35	27	—
債券関連商品	110	—	110	111	—
モーゲージ関連商品	2,775	—	2,775	2,931	—
受益証券等	174	—	174	132	—
デリバティブ取引	—	—	—	—	—
プライベート・エクイティ投資	13	—	13	12	—
貸付金	455	—	455	483	—
その他	17	—	17	16	—
貸出コミットメント、その他債務保証	—	—	71	—	—
合計	3,579	—	3,650	3,712	—
					3,778

8 金融債権：

通常の営業活動の中で野村は、顧客に対して主に貸付契約および売戻条件付買入有価証券取引や有価証券借入取引といった担保付契約の形で融資を行っております。これらの金融債権は野村の連結貸借対照表上、資産として認識されており、要求払いまたは将来の確定日もしくは特定できる決済日に資金を受け取る契約上の権利をもたらすものです。

担保付契約

担保付契約は、連結貸借対照表上、売戻条件付買入有価証券に計上される売戻条件付買入有価証券取引および借入有価証券担保金に計上される有価証券借入取引から構成されており、この中には現先レポ取引が含まれております。売戻条件付買入有価証券取引および有価証券貸借取引は、主に国債あるいは政府系機関債を顧客との間において売戻条件付で購入する、または現金担保付で借り入れる取引です。野村は、原資産である有価証券の価値を関連する受取債権（未収利息を含みます）とともに日々把握し、適宜追加担保の徴求または返還を行っております。売戻条件付買入有価証券取引は通常買受金額に未収利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上されております。有価証券借入取引は、通常現金担保付の取引であり、差入担保の金額が連結貸借対照表に計上されております。担保請求が厳密に行われていることから、これらの取引については通常貸倒引当金の計上は行われておりません。

貸付金

野村が有する貸付金は、主に銀行業務貸付金、有担保短期顧客貸付金、インターバンク短期金融市場貸付金、および企業向貸付金から構成されております。

銀行業務貸付金は、野村信託銀行株式会社やノムラ・バンク・インターナショナル PLCといった野村の銀行子会社によって実行された、個人向けおよび商業向けの有担保および無担保の貸付金です。不動産ないしは有価証券により担保されている個人向けおよび商業向けの貸付金に対して、野村は担保価値が下落するリスクを負うことになります。銀行業務貸付金には、関係を維持する目的で投資銀行業務の取引先に対して提供する無担保の商業向け貸付金も含まれます。通常、投資銀行業務の一環として提供している貸付金については相手先の信用力が高いことがほとんどですが、野村は相手先の債務不履行リスクを負うことになります。保証付き貸付金については、保証人により保証が履行されないリスクを負うことになります。

有担保短期顧客貸付金は、野村の証券仲介業務に関連した顧客に対する貸付金です。このような貸付金は顧客が有価証券を購入するための資金を提供しております。取引の開始にあたっては一定の委託保証金（担保適格有価証券または現金）の差し入れが必要であり、また購入有価証券を取り扱う期間中担保として預かっております。さらに当該有価証券の一定以上の公正価値の下落にあたっては、貸付金に対して担保価値が特定の割合を維持するように適宜委託保証金の追加差し入れを徴求することができるため、野村が負うリスクは限定されております。

インターバンク短期金融市場貸付金は、短資会社を経由する短期（翌日および日中決済）取引が行われるコール市場において実行される、金融機関に対する貸付金です。コール市場の参加者は特定の金融機関に限定されており、かつこれらの貸付金は翌日決済またはきわめて期間が短いものであるため、野村が負うリスクは軽微と考えております。

企業向貸付金は、野村の銀行子会社以外によって実行される、主に法人顧客に対する商業向け貸付金です。企業向貸付金には、不動産または有価証券により担保されている有担保貸付金と、関係を維持する目的で投資銀行業務の取引先に対して提供する無担保の商業向け貸付金が含まれます。これらの貸付金に対して、野村は上記の銀行業務貸付金に含まれる、商業向け貸付金によって生じるリスクと同様のリスクを負うことになります。

上記の貸付金に加え、野村は関連会社に対する貸付金を有しております。これらの貸付金は原則無担保であるため、野村は相手先の債務不履行リスクを負うことになります。

連結貸借対照表上、貸付金または関連会社に対する投資および貸付金に計上されている貸付金の種類別残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)		
	償却原価	公正価値(1)	合計
貸付金			
銀行業務貸付金	491,559	—	491,559
有担保短期顧客貸付金	429,075	—	429,075
インターバンク短期金融市場貸付金	1,385	—	1,385
企業向貸付金	986,347	554,137	1,540,484
貸付金合計	1,908,366	554,137	2,462,503
関連会社に対する貸付金	—	—	—
合計	1,908,366	554,137	2,462,503

	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)		
	償却原価	公正価値(1)	合計
貸付金			
銀行業務貸付金	488,233	—	488,233
有担保短期顧客貸付金	399,100	—	399,100
インターバンク短期金融市場貸付金	1,010	—	1,010
企業向貸付金	841,218	596,900	1,438,118
貸付金合計	1,729,561	596,900	2,326,461
関連会社に対する貸付金	—	—	—
合計	1,729,561	596,900	2,326,461

(1) 公正価値オプションを選択した貸付金および貸出コミットメントであります。

前第1四半期連結累計期間において、貸付金の購入金額および売却金額は重要な金額ではありません。また、同期間において、トレーディング資産に組み替えられた貸付金は重要な金額ではありません。

当第1四半期連結累計期間において、貸付金の購入金額および売却金額は重要な金額ではありません。また、同期間において、トレーディング資産に組み替えられた貸付金は重要な金額ではありません。

貸倒引当金

野村は、償却原価で計上されている貸付金に対して、発生の可能性が高い損失につき最善の見積もりを行い貸倒引当金を計上しております。貸付金に対する貸倒引当金は下記の2つから構成されており、連結貸借対照表上の貸倒引当金に含めて計上しております。

- ・個別に減損を判定している貸付金に対する個別引当金
- ・個別に減損を判定していない貸付金に対し、過去の貸倒実績に基づき総合的に見積もられる一般引当金

個別引当金は、個別に減損を判定している貸付金から発生すると見積もられる損失を反映しております。貸付金は、現在の情報と事象に基づき、貸付契約の契約期間において貸付金の全額を回収できない可能性が高い場合、減損が認識されます。減損を決定するにあたっての当社の最善の見積もりには、債務者の支払能力の評価が含まれ、評価にあたっては貸付金の特性、過年度の貸倒実績、現在の経済状況、債務者の現在の財政状態、担保の公正価値等のさまざまな要素が考慮されております。重要でない返済遅延や返済不足が生じたのみでは、減損を認識する貸付金には分類されておりません。減損は個々の貸付金ごとに、貸付金の帳簿価額を、期待将来キャッシュ・フローを実効利子率で割り引いた現在価値、貸付金の市場価格、または担保で保全されている貸付金の場合は担保の公正価値のいずれかに調整することによって測定しております。

一般引当金は、個別に減損を判定している貸付金以外の貸付金に対する引当金であり、期末日における入手可能な情報に基づく回収可能性の判断および基礎的前提に内在する不確実性を含んでおります。また、一般引当金は過去の貸倒実績を基に、現在の経済環境などの定性的要素を調整して測定されております。

貸倒引当金の見積もりは、測定時点における入手可能な最善の情報に基づいていますが、経済環境の変化、当初の予測と実績との乖離等により、将来の修正が必要となる可能性があります。

野村は、貸付金が回収不能と判断した時点で、当該貸付金を償却しております。このような判断は、債務者の財政状態に重大な変更が生じたため債務を履行することができない、あるいは担保処分により回収できる金額が貸付金の返済に不十分である等の要素に基づきなされております。

次の表は、前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間における、貸倒引当金の推移を示しております。

(単位：百万円)

前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)							
貸付金に対する引当金							
銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インター銀行 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	関連会社 に対する 貸付金	小計	貸付金以外の 債権に対する 引当金	合計
期首残高	968	—	—	473	0	1,441	2,110 3,551
繰入	1	—	—	△27	—	△26	92 66
貸倒償却	—	—	—	—	—	—	—
その他(1)	—	—	—	1	0	1	△12 △11
期末残高	969	—	—	447	—	1,416	2,190 3,606

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)							
貸付金に対する引当金							
銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インター銀行 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	関連会社 に対する 貸付金	小計	貸付金以外の 債権に対する 引当金	合計
期首残高	1,140	—	—	417	—	1,557	1,957 3,514
繰入	1	223	—	0	—	224	11 235
貸倒償却	—	—	—	—	—	—	△42 △42
その他(1)	—	△5	—	17	—	12	0 12
期末残高	1,141	218	—	434	—	1,793	1,926 3,719

(1) 外国為替の変動による影響を含んでおります。

次の表は、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末における引当方法別の貸倒引当金残高および貸付金残高を、貸付金の種類別に表示しております。

(単位：百万円)

前連結会計年度末 (2018年3月31日)				
銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インターバンク 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	合計
貸倒引当金残高：				
個別引当	—	—	—	417
一般引当	1,140	—	—	0
合計	1,140	—	—	417
貸付金残高：				
個別引当	2,800	162,017	1,385	978,501
一般引当	488,759	267,058	—	7,846
合計	491,559	429,075	1,385	986,347
				1,908,366

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)				
銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インターバンク 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	合計
貸倒引当金残高：				
個別引当	—	218	—	434
一般引当	1,141	—	—	—
合計	1,141	218	—	434
貸付金残高：				
個別引当	2,809	399,100	1,010	832,514
一般引当	485,424	—	—	8,704
合計	488,233	399,100	1,010	841,218
				1,729,561

利息計上中止ならびに延滞貸付金

個別に減損を認識している貸付金については、野村所定の方針に従い、利息の計上中止に関する判定を行っております。判定の結果として利息計上を中止した場合、既に計上されている未収利息は、その時点で振戻しを行います。利息の計上の再開は、原則、貸付金が契約条件に則って履行されるようになったと認められる場合、すなわち延滞した元利金が全額返済された場合に限り行われます。貸付金の支払いが契約条件に則って履行されていない場合でも、元利金を合理的な期間内に全額回収できると合理的に見込める場合、または債務者が一定の期間継続して返済を行っている場合など特別な状況下においては利息の計上を再開する場合があります。

前連結会計年度末現在、利息計上を中止している貸付金の残高は重要な金額ではありません。未収利息の計上が継続しており、90日以上の延滞が発生している貸付金の残高は重要な金額ではありません。

当第1四半期連結会計期間末現在、利息計上を中止している貸付金の残高は重要な金額ではありません。未収利息の計上が継続しており、90日以上の延滞が発生している貸付金の残高は重要な金額ではありません。

貸付金の減損が認識され利息の計上が中止された時点から、その後の利息収益は現金主義により認識されます。

貸付金の減損および不良債権のリストラクチャリング

通常の営業活動の中で野村は、トレーディング目的以外で保有する貸付金を減損することがあり、また、これらについて債務者の財政難、市場環境の変化ないしは取引維持などの理由により、リストラクチャリングを行う場合があります。不良債権のリストラクチャリング (Troubled Debt Restructuring (以下「TDR」)) とは、債務者の財政難に関連して、債権者である野村が、経済的または法的な理由により譲歩を与えるものであります。

TDRに該当する貸付金は、通常すでに減損が認識され、貸倒引当金が計上されております。他の貸付金と合算して減損判定を行う場合などで減損が認識されていない貸付金が、TDRに該当する貸付金となった場合は、速やかに減損貸付金に分類されます。資産による貸付金の全額または一部の弁済ではなく、単なる条件変更によってTDRに該当することとなった貸付金に対する減損金額は、他の減損貸付金と同様の方法で測定されます。TDRに際し、貸付金の全額または一部の弁済として受け取った資産は公正価値で認識されます。

前連結会計年度末現在、貸倒引当金を計上していない減損貸付金の残高は重要な金額ではありません。貸倒引当金を計上している減損貸付金の帳簿価額、未回収元本およびこれにかかる貸倒引当金は重要な金額ではありません。

当第1四半期連結会計期間末現在、貸倒引当金を計上していない減損貸付金の残高は重要な金額ではありません。貸倒引当金を計上している減損貸付金の帳簿価額、未回収元本およびこれにかかる貸倒引当金は重要な金額ではありません。

前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間において発生したTDRは重要な金額ではありません。

信用の質の指標

野村は、債務者の信用力の低下または破綻等による債権の価値の下落や債務不履行といった信用リスクに晒されておりますが、貸付等に関する信用リスク管理は、内部格付に基づく与信管理を基礎として、融資実行時の個別案件毎の綿密な審査と融資実行後の債務者の信用力の継続的なモニタリングを通じて行われております。

次の表は、公正価値で評価されたものを除く貸付金について、野村の内部格付またはそれに類する子会社の審査基準の区分により貸付金を種類別に表示しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)				
	AAA-BBB	BB-CCC	CC-D	その他(1)	合計
有担保銀行業務貸付金	152,137	106,385	—	46,948	305,470
無担保銀行業務貸付金	186,089	—	—	—	186,089
有担保短期顧客貸付金	—	—	—	429,075	429,075
無担保インターバンク短期金融市場貸付金	1,385	—	—	—	1,385
有担保企業向貸付金	273,894	701,761	—	3,555	979,210
無担保企業向貸付金	—	—	—	7,137	7,137
合計	613,505	808,146	—	486,715	1,908,366

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)				
	AAA-BBB	BB-CCC	CC-D	その他(1)	合計
有担保銀行業務貸付金	154,566	104,126	—	47,603	306,295
無担保銀行業務貸付金	181,938	—	—	—	181,938
有担保短期顧客貸付金	—	—	—	399,100	399,100
無担保インターバンク短期金融市場貸付金	1,010	—	—	—	1,010
有担保企業向貸付金	315,248	513,097	—	3,742	832,087
無担保企業向貸付金	—	969	—	8,162	9,131
合計	652,762	618,192	—	458,607	1,729,561

(1) 主に所定の担保率が維持されている貸付金であります。

野村グループで使用する内部格付の定義は以下の表に記載のとおりです。

格付 レンジ	定 義
AAA	最上位の信用力。債務者又は案件の債務を履行する能力は極めて高い。「AAA格」はクレジット部署が付与する最上位の格付である。デフォルト確率は極めて低い。
AA	非常に高い信用力。債務者又は案件の債務を履行する能力は非常に高い。デフォルト確率は非常に低いが、「AAA格」のデフォルト確率を上回る。
A	高い信用力。債務者又は案件の債務を履行する能力は高いが、上位の格付に比べ、事業環境や経済状況の悪化からやや影響を受けやすい。デフォルト確率は低いが、「AA格」のデフォルト確率を上回る。
BBB	良好な信用力。債務者又は案件の債務を履行する能力は適切であるが、上位の格付に比べ、事業環境や経済状況の悪化によって、債務履行能力が低下する可能性がより高い。デフォルト確率は中位にあるが、「A格」のデフォルト確率を上回る。
BB	投機的な信用力。債務者又は案件は、より低い格付ほど短期的には脆弱ではないが、事業環境、財務状況、又は経済状況の悪化に対して大きな不確実性、脆弱性を有しており、状況によっては債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。デフォルト確率は中位から高目で、「BB格」のデフォルト確率を上回る。
B	極めて投機的な信用力。債務者又は案件は、「BB格」が付与される場合よりも脆弱である。現時点では債務を履行する能力を有しているが、事業環境、財務状況、または経済状況が悪化した場合には債務を履行する能力や意思が損なわれ易い。デフォルト確率は高く、「BB格」のデフォルト確率を上回る。
CCC	相当程度の信用リスク。債務者又は案件は、現時点で脆弱であり、その債務の履行は、良好な事業環境、財務状況、及び経済状況に依存している。デフォルト確率は非常に高く、「B格」のデフォルト確率を上回る。
CC	債務者又は案件は、現時点で非常に脆弱であり、債務の履行についても不確実性が非常に高い（デフォルト等級）。
C	債務者又は案件は、現時点で極めて脆弱であり、債務の履行についても不確実性が極めて高い（デフォルト等級）。
D	債務者又は案件は、契約通り債務の全部又は一部の履行を適時に行うことができないこと、当初の条件から信用供与者にとって著しく不利益となる契約条件に変更されること、破産・会社更生・民事再生等の手続きの開始、管財人の選任、その他清算、事業停止に相当する事実の発生、又はこれらに類似した状態。

野村は、債務者および債権に関する財務情報ならびにその他の情報に基づき、最低年1回、内部格付の見直しを行っております。また、リスクが高いまたは問題がある債務者については、より頻繁に内部格付の見直しを行うとともに、債務者の信用力に関する重大な事実が明らかになった際には、すみやかに内部格付の見直しを行うこととしております。

9 リース：

貸主側

野村は、オペレーティング・リースにより、国内外で不動産および航空機の賃貸を行っております。賃貸にかかる資産については、土地を除き取得価額から減価償却累計額を控除した金額で、また、土地については取得価額で、連結貸借対照表上のその他の資産－建物、土地、器具備品および設備に計上しております。

次の表は、オペレーティング・リースにより賃貸している資産を種類別に表示しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)		当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)			
	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額(純額)	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額(純額)
不動産(注)	3,053	△1,657	1,396	3,037	△1,674	1,363
航空機	24,989	△54	24,935	26,753	△164	26,589
合計	28,042	△1,711	26,331	29,790	△1,838	27,952

(注) 不動産の取得価額、減価償却累計額、帳簿価額(純額)の金額は、自社利用分を含んでおります。

オペレーティング・リースにかかる資産の受取リース料は、前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間でそれぞれ365百万円、719百万円となっております。これらは、四半期連結損益計算書上の収益－その他に計上しております。

当第1四半期連結会計期間末における解約不能オペレーティング・リースにかかる将来受け取る最低受取リース料の金額は26,995百万円となっております。受取年限別に集計すると、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

合計	受取年限						
	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超	
最低受取リース料	26,995	2,659	2,659	2,659	2,659	2,604	13,755

借主側

野村は、国内外でオフィスおよび特定の従業員用住宅、施設等を解約可能オペレーティング・リースにより賃借しており、当該契約は契約期間満了時に更新されるのが慣行になっております。また野村は、国内外で特定の器具備品および施設を解約不能オペレーティング・リースにより賃借しております。これらにかかる支払リース料は、転貸収入を控除し、前第1四半期連結累計期間が11,500百万円、当第1四半期連結累計期間が11,055百万円となっております。

次の表は、当第1四半期連結会計期間末における残存契約期間が1年超の解約不能オペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低支払リース料の金額を示しております。

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
最低支払リース料	116,784
控除：転貸収入	△12,059
最低支払リース料純額	104,725

当第1四半期連結会計期間末における上記最低支払リース料の金額を支払年限別に集計すると、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

合計	支払年限						
	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超	
最低支払リース料	116,784	16,233	14,691	11,655	8,288	7,583	58,334

また、野村は国内外で特定の器具備品および施設をキャピタル・リースにより賃借しております。キャピタル・リースについては、リース物件の公正価値または最低支払リース料の現在価値のいずれか低い価額をもってリース資産を認識します。野村のキャピタル・リース資産総額は、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末で28,653百万円、26,671百万円であり、減価償却累計額はそれぞれ8,791百万円、7,559百万円であり、連結貸借対照表上のその他の資産—建物、土地、器具備品および設備に計上しております。

次の表は、当第1四半期連結会計期間末におけるキャピタル・リース契約に基づき将来支払われる最低支払リース料の金額を示しております。

(単位：百万円)	
当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)	
最低支払リース料	44,231
控除：利息相当額	$\triangle 26,510$
最低支払リース料純額の現在価値	<u>17,721</u>

当第1四半期連結会計期間末の上記最低支払リース料の金額を支払年限別に集計すると、以下のとおりであります。

合計	支払年限						
	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超	
最低支払リース料	44,231	3,653	3,750	3,794	3,792	3,789	25,453

なお、特定のリース契約には、更新選択権条項または維持費用、公共料金および税金の増加に基づく支払リース料の引上げを定める段階的引上条項が規定されております。

10 その他の資産－その他およびその他の負債：

連結貸借対照表上のその他の資産－その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
その他の資産－その他：		
受入担保有価証券	301,072	282,179
のれんおよびその他の無形資産	99,455	102,662
繰延税金資産	16,135	18,923
営業目的以外の投資持分証券	192,819	194,913
前払費用	14,561	18,569
その他	284,092	301,491
合計	908,134	918,737
その他の負債：		
受入担保有価証券返還義務	301,072	282,179
未払法人所得税	34,181	25,020
その他の未払費用および引当金	448,423	313,032
その他	166,858	159,457
合計	950,534	779,688

11 1株当たり四半期純利益：

基本および希薄化後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	(1株当たり情報 単位：円)
	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
基本－		
当社株主に帰属する四半期純利益	56,856	5,223
加重平均株式数	3,538,529,057	3,396,240,538
1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益	<u>16.07</u>	<u>1.54</u>
希薄化後－		
当社株主に帰属する四半期純利益	56,832	5,204
加重平均株式数	3,604,218,002	3,475,306,718
1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益	<u>15.77</u>	<u>1.50</u>

前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間の当社株主に帰属する四半期純利益に対する希薄化は、連結子会社および関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の利益の減少により生じます。

前第1四半期連結累計期間の希薄化後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の計算に用いられる加重平均株式数は新株予約権、当第1四半期連結累計期間の希薄化後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の計算に用いられる加重平均株式数は新株予約権および譲渡制限株式ユニット(RSU)を発行する株式報酬制度により潜在株式数が増加しましたが、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益に与える影響は僅少です。

前第1四半期連結累計期間における10,485,700株を購入する権利を有する新株予約権および当第1四半期連結累計期間における13,024,400株を購入する権利を有する新株予約権は、逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の計算から除いております。

12 従業員給付制度：

野村は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村證券健康保険組合を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

期間退職・年金費用

国内会社における確定給付型の退職給付制度にかかる期間退職・年金費用（純額）の主な内訳は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
勤務費用	2,625	2,727
利息費用	565	545
年金資産の期待収益	△1,516	△1,517
年金数理上の損失の償却	1,002	958
過去勤務費用の償却	△265	△265
期間退職・年金費用（純額）	2,411	2,448

上記の国内会社の制度以外にも期間退職・年金費用を計上しておりますが、重要な金額ではありません。

13 法人所得税等：

前第1四半期連結累計期間の法人所得税等の負担税率は、損金に算入されない費用項目などが増加要因となった一方で、益金に算入されない収益項目および海外子会社の評価性引当金の減少などが減少要因となった結果、法定実効税率31%に対して、25.1%となりました。

当第1四半期連結累計期間の法人所得税等の負担税率は、海外子会社の評価性引当金の減少などが減少要因となった一方で、損金に算入されない費用項目および海外の税制改正の影響などが増加要因となった結果、法定実効税率31%に対して、50.8%となりました。

14 その他の包括利益：

前第1四半期連結累計期間における累積的その他の包括利益の変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)				
	期首残高	組替調整前 その他の 包括利益	累積的 その他の 包括利益 からの組替 調整額(1)	当期 純変動額	四半期末 残高
為替換算調整額	47,767	2,602	—	2,602	50,369
年金債務調整額	△41,020	△2,149	543	△1,606	△42,626
トレーディング目的以外の 有価証券の未実現損益 (2)	20,344	1,419	△113	1,306	21,650
自己クレジット調整額	6,561	△4,807	△59	△4,866	1,695
累積的その他の包括利益	33,652	△2,935	371	△2,564	31,088

当第1四半期連結累計期間における累積的その他の包括利益の変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)				
	期首残高	組替調整前 その他の 包括利益	累積的 その他の 包括利益 からの組替 調整額(1)	当期 純変動額	四半期末 残高
為替換算調整額	△15,596	31,802	57	31,859	16,263
年金債務調整額	△47,837	677	43	720	△47,117
トレーディング目的以外の 有価証券の未実現損益 (2)	—	—	—	—	—
自己クレジット調整額	4,077	4,244	△14	4,230	8,307
累積的その他の包括利益	△59,356	36,723	86	36,809	△22,547

(1) 累積的その他の包括利益からの組替調整額のうち、重要なものはありません。

(2) 詳細は「注記6 トレーディング目的以外の有価証券」をご参照ください。保険子会社を売却したことにより、前連結会計年度末および当第1四半期連結会計期間末における、トレーディング目的以外の有価証券にかかる未実現利益および未実現損失はありません。

15 コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

野村は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、野村は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は下記、貸出コミットメントに含まれております。

また野村は、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高は投資コミットメントに含まれております。

上記の各コミットメントの残高は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
貸出コミットメント	965,942	1,447,983
投資コミットメント	13,273	17,760

当第1四半期連結会計期間末の上記コミットメントの満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

契約総額	満期年限			
	1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント	579,351	219,010	188,661	460,961
投資コミットメント	5,721	80	409	11,550

貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、野村の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、当該信用関連コミットメントの契約金額は必ずしも将来の現金所要額を表わしているわけではありません。契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。野村は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に野村が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

偶発事象

訴訟およびその他の法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金および訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上で個々の法的手手続きおよび請求について定期的に評価を行い、これらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」(以下「編纂書450」)に従い、個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失が発生する合理的な可能性がある場合、当社はその法的手手続きまたは請求の詳細を以下において開示します。編纂書450において合理的な可能性がある場合とは当社に対する損失の発生の蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまではいえない場合であると定義しております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき、当社は、これらの法的手手続きの解決が当社の財務状況に重大な影響を与えるものではないと考えています。しかしながら、これらの事案の結果が、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

以下の野村に対する主な訴訟および法的手手続きの一部について、当社は、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額または合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができます。これらの見積もりは、各事案において野村に対して主張されている特定の損害額や請求等の連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき算出されています。2018年8月14日現在、当社は、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるのである事案において、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計は、約800億円であると見積もっています。

その他の主要な訴訟および法的手手続きについて、当社は合理的に発生する可能性のある損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手手続きが初期段階にあり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分にないこと、②相手方が損害を明らかにしていないこと、③損害に根拠がないこと、または損害が誇張されていること、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かであること、⑤時効の適用等を含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていないこと、または⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われていること等が挙げられます。

2008年1月、ノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）は、イタリア共和国ペスカーラ県の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約（1998年）に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した約33.8百万ユーロおよび金利の返還を求めるものでした。NIPは同県租税裁判所の租税局の主張を認める決定を不服とし、その取消しを求めております。

2010年10月および2012年6月に、Fairfield Sentry およびFairfield Sigmaの2つのファンド（共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」）が過去にNIPに支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC（米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」）を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は2010年10月5日にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人（以下「Madoff管財人」）がニューヨーク南部地区米国破産裁判所に提起した訴訟で、2012年6月に、NIPが被告として追加されたものです。2016年11月、連邦破産裁判所はMadoff管財人が提起した訴訟について請求却下の申立てを認めました。この決定に対し、Madoff管財人は第2巡回区控訴裁判所に控訴しました。これら2件の訴訟は、同じ約35百万米ドルの償還金の返還を請求するものです。

2011年4月、ボストン連邦住宅貸付銀行は住宅用不動産ローン担保証券（以下「RMBS」）の発行体、スポンサー、引受人およびそれらの親会社等多数の者に対してマサチューセッツ州裁判所に訴訟を提起しました。その中にはノムラ・アセット・アクセプタンス・コーポレーション（以下「NAAC」）、ノムラ・クレジット&キャピタルInc.（以下「NCCI」）、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）およびノムラ・ホールディング・アメリカInc.（以下「NHA」）が含まれております。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準およびそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。ボストン連邦住宅貸付銀行は州法に基づき購入の取消または損害賠償を請求しています。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行した約406百万米ドルの証券を4回にわたる募集において購入したと主張しています。現在、証拠開示手続きが行われております。

2011年9月、連邦住宅抵当公庫（Federal National Mortgage Association）および連邦住宅金融抵当金庫（Federal Home Loan Mortgage Corporation）（以下総称して「政府系機関」）の財産管理人である米連邦住宅金融局（Federal Housing Finance Agency）は、RMBSの発行体、スポンサー、引受人およびこれらの親会社等に対してニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中には当社の米国子会社であるNAAC、ノムラ・ホーム・エクイティ・ローンInc.（以下「NHEL」）、NCCI、NSIおよびNHAが含まれております。政府系機関はNAACおよびNHELが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸し付けた業者の貸付基準およびそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張していました。政府系機関は7回にわたる募集において約20億46百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取消しを請求していました。2015年3月16日から審理が行われ、2015年4月9日に最終弁論が終了しました。2015年5月15日、裁判所の判決が言い渡され、裁判所は政府系機関が被告らに対し訴訟の対象となっているRMBSを引き渡す代わりに、被告らが政府系機関に対し806百万米ドルを支払うよう命じました。当社米国子会社らは第2巡回区控訴裁判所に控訴しました。被告らは、州証券法に基づき回収可能な訴訟費用および弁護士費用を、控訴審の判決に応じて最大33百万米ドル支払うことになりました。2017年9月28日、第2巡回区控訴裁判所は一審の判決を支持しました。2017年11月13日、当社米国子会社らは第2巡回区控訴裁判所に控訴審判決に対する再審請求を行いました。2017年12月11日、第2巡回区控訴裁判所は再審請求を棄却しました。2018年3月12日、当社米国子会社らは最高裁判所への上告請求を行いました。2018年6月25日、最高裁判所は上告請求を棄却しました。これにより一審判決が確定し、訴訟は終了しました。

2011年11月、NIPは、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所において、Madoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うファーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を2008年12月11日（BLMISに対して破産手続きが開始された日）以前の6年間に受け取ったと主張し、これを返還するよう、連邦破産法およびニューヨーク州法に基づき求めていました。2016年11月、連邦破産裁判所はMadoff管財人が提起した訴訟について請求却下の申立てを認めました。この決定に対し、Madoff管財人は第2巡回区控訴裁判所に控訴しました。Madoff管財人によるNIPに対する返還請求の金額は、約21百万米ドルです。

2013年3月、モンテパスキ銀行（以下「MPS」）は、①MPSの元役員2名および②NIPに対してイタリアの裁判所に訴えを提起しました（以下「MPS訴訟」）。この訴えにおいてMPSは、当該銀行の元役員が2009年に不正にNIPとのデリバティブ取引を締結したと主張し、NIPは、MPS元役員の違法行為につき不正に加担したとして、連帯して責任を負うと主張しました。また、その損害額は少なくとも11.42億ユーロであると主張しました。

2013年3月、NIPは、MPSとの取引が有効であり法的拘束力がある旨を確認するため、MPSに対して英国の裁判所に訴えを提起しました。2014年3月、MPSは反論書を提出し、取引が違法であり無効であると主張するとともに、NIPは当該取引の下で受け取った約15億ユーロを返還するべきと主張しました。

2015年9月23日、NIPおよびMPSは、当該デリバティブ取引を終了する旨の和解契約を締結しました。NIPは、当該デリバティブ取引は適法・適正に行われたものと考えており、今般の和解はNIPの法的責任を認めるものではありません。しかしながらNIPとしては、欧州関係当局や外部の専門家の意見、助言にも鑑み、和解を選択することが最善であると判断しました。和解契約に基づき、当該デリバティブ取引はMPSからNIPに支払われるべき額を440百万ユーロ減額し清算されました。本和解に基づき、MPSおよびNIPは、イタリアの裁判所にMPSのNIPに対する訴訟を取り下げるための申立てを行いました。これにより、イタリアおよび英国におけるMPSとNIP間の民事訴訟は終了しました。

2013年7月、MPSの大株主（Fondazione Monte dei Paschi di Siena（以下「FMPS」））は、MPSの元役員およびNIPに対してMPS訴訟と同様の訴えを提起しました（以下「FMPS訴訟」）。この訴えについて、FMPSは、その損害額は少なくとも315.2百万ユーロであると主張しています。NIPは、MPS訴訟およびFMPS訴訟について反論書を提出しました。

2018年1月、Alken Fund Sicav（ルクセンブルグ籍のファンドAlken Fund European Opportunities、Alken Fund Absolute Return Europeの代理人）およびファンド管理会社Alken Luxembourg S.A.（以下総称して「Alken」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役5名ならびにNIPに対して提起されたもので、Alkenは上記MPS訴訟およびFMPS訴訟と同内容の主張を根拠に約434百万ユーロの損害賠償を請求しています。なお、本件訴訟は初期段階にあります。

なお、2013年4月、イタリアのシエナ地方検察当局は、MPSおよびMPSの元役員らが当該デリバティブ取引において果たした役割等の解明のため捜査を開始し、その後ミラノ地方検察当局に引き渡されました。2015年4月3日、ミラノ地方検察当局は、予備捜査を終了する通知を発出し過去のMPSの決算に関して不正会計および相場操縦等があったとして、MPS、MPSの元役員3名、NIPならびにNIPの元役員および職員2名の起訴に向けて手続きを進めていました。2016年10月1日、起訴の是非を判断する裁判所の予備審問が終了し、裁判官は、検察官との間で司法取引を行ったMPSを除く関係者について、審理を開始することを決定し、2016年12月に審理が開始されました。

また、NIPはイタリア金融規制当局（以下「CONSOB」）より、当該デリバティブ取引に関する虚偽情報の市場への流布について課徴金調査手続きを開始する旨の送達を受けました。受領した通知では、当該デリバティブ取引に関連して、MPS、MPSの元役員3名、NIPの元役職員2名が被審人として挙げられており、NIPは当該元役職員に課せられる罰金の支払いに対して雇用者として連帯責任を負う者として挙げられておりました。2018年5月22日、CONSOBは、NIPの元役職員2名それぞれに対し、10万ユーロの罰金およびイタリア法に基づくそれぞれ3か月間と6か月間の職務資格の剥奪を命じる決定を下しました。NIPは当該罰金の支払いに対して連帯責任を負うことから、これら罰金の支払いを行い、当該決定についてミラノ控訴裁判所に対し不服申し立てを行いました。

NIPは、係属中の法的手続きにおけるNIPの正当性を主張してまいります。

2016年1月、イタリアのチビタベッキア自治体（以下「自治体」）はNIPに対してチビタベッキア地方裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2003年から2005年にかけて自治体が行ったデリバティブ取引に関連するものであり、自治体は、NIPがアドバイザリー契約に基づく義務を遵守しなかったとして約35百万ユーロの損害賠償を求めていました。2017年12月20日、NIPと自治体は和解契約を締結し自治体が訴訟を取り下げる旨に同意しました。これにより正式に訴訟は終了しました。

2016年6月および2016年8月、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・スペシャル・インベストメンツ・シンガポール Pte Limited（以下「NSIS」）はそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSISおよび関係する個人に対してCathay United Bank, Co., Ltd.、Taiwan Cooperative Bank Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taiwan Business Bank Ltd.、KGI Bank およびHwatai Bank Ltd.（以下総称して「シンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたシンジケート団銀行によって実行されたUltrasonic AGの子会社に対する60百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。シンジケート団銀行は、NIHKのアレンジャーとしての信任義務違反等を根拠として約48百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。NIHKとNSISは、正当性を主張してまいります。

2017年3月、American International Group, Inc.の子会社数社（以下「AIG」）は、NSIを含む数社および数人の個人に対し、テキサス州ハリス郡州地方裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2012年に募集が行われた総額750百万米ドルのプロジェクト・ファイナンス社債のうちAIGが購入したと主張している92百万米ドル分に関連するものです。AIGは当該社債の勧誘、募集、発行および販売に関連する重要な不実記載によるテキサス州証券法違反を根拠とし購入の取消しまたは損害賠償を求めています。現在、証拠開示手続きが行われております。

国債、国際機関債および政府関連機関債に関連するNIP、その他野村グループ内の該当会社およびその他当事者の活動に対し規制当局による競争法関連の調査が行われております。また、NIPおよびその他野村グループ内の該当会社は、国際機関債および政府関連機関債の流通市場における価格操作により米国独占禁止法の違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された集団訴訟の被告となっております。同様に、NIPおよびNSIは、カナダ競争法の違反があったとして、カナダ連邦裁判所トロント事務所に提起された集団訴訟について送達を受けております。当該集団訴訟では当社も被告として挙げられております。野村は、野村の正当性を主張してまいります。

2017年9月および2017年11月、NIHKおよびNSISはそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSIS、その関係会社、China Firsttextile (Holdings) Limited（以下「FT」）および関係する個人に対してFirst Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taishin International Bank、E. Sun

Commercial Bank, Ltd, CTBC Bank Co., Ltd.、Hwatai Bank, Ltd. およびBank of Taiwan（以下総称して「FTシンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたFTシンジケート団銀行によって実行されたFTに対する100百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。FTシンジケート団銀行は、台湾法の不法行為等を根拠として約68百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めていきます。NIHKおよびNSISは、正当性を主張してまいります。

野村證券株式会社（以下「野村證券」）は日本を代表する証券会社であり、同社の顧客口座数は約532万口座に及びます。同社の顧客との多くの取引において、顧客の投資損失等をめぐっての係争が、場合によっては訴訟になることがあります。その中には、2014年10月に法人顧客より提起された2006年から2012年にかけて行われた為替デリバティブ取引により発生した損失額等の2,143百万円の損害賠償を求めるものが含まれます。この訴訟の顧客は、取引契約時点における、野村證券による説明義務違反等を主張していますが、同社はこの顧客の主張には理由がないと考えております。

なお、2013年4月に法人顧客より提起された2005年から2011年にかけて行われた為替デリバティブ取引およびエクイティ関連の仕組債11銘柄の売却や償還により発生した損失額等の10,247百万円の損害賠償を求める訴訟については、2018年2月8日に当事者間で和解し、当該訴訟は終了しました。

上記に記載したいずれの訴訟においても、当社は、当社子会社による主張が正当に認められるものと確信しております。

2018年2月にNEXT NOTES S&P500 VIX インバースETN（以下「本商品」）の早期償還が決定したことにより本商品を購入した顧客に発生した損失額等につきましては、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）のあっせん手続又は訴訟等（以下「あっせん手続等」）におきまして、野村證券に一定の責任があるとの判断が示されたときには、野村證券はこれに基づき損害賠償を行います。野村證券の責任の有無、責任の割合等につきましては、顧客ごとに判断され、また、あっせん手続等を申し立てる顧客数が明らかでないことから、現時点では、合理的に発生する可能性のある損失額を見積ることはできません。

当社の米国子会社であるNHA、NAAC、NCCI、NHEL、NSI、ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLCおよびノムラ・アセット・キャピタル・コーポレーションは、米国司法省およびニューヨーク東地区連邦検事局より、2006年および2007年に当社米国子会社がスポンサー、発行、引受け、または勧誘したRMBSに關連して、金融機関改革救済執行法に基づき当社米国子会社に対して民事制裁金等を課すことができるかを調査中であるとする通知を受領しております。当社米国子会社は調査に対して全面的に協力してまいります。

当社は、本件の解決可能性を探るため現在米国司法省と協議を行っております。現時点では、いかなる解決に至るか確実な見通しはありませんが、和解等による解決となる場合には、多額の金銭の支払が発生する可能性があります。

米国証券取引委員会および米国司法省は、商業用および住宅用不動産ローン担保証券取引におけるNSIの元職員数名の行為に対する調査を行っています。NSIはこれらの調査に対し全面的に協力しております。米国証券取引委員会は、当該元職員に対するNSIの当時の監督状況についての行政手続きを開始すると示唆しており、問題となっている取引に関連した不当利得の返還等を行う必要が出てくると想定しております。

上記以外の米国における不動産証券化商品に関する偶発債務

当社の米国子会社では、住宅用不動産担保ローンをRMBSとする証券化を行っておりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入していました。ローンの購入に際しては、オリジネーターからローン債権の内容に関する表明保証（representations）を受け入れておりました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。

不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関する提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位等の情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、およびローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。子会社組成のRMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。

子会社の中には、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われます。各証券化から6年以内に当社子会社らが買戻請求を受けたローンの元本合計金額は3,203百万米ドルです。表明保証違反に基づく請求に適用される時効成立後に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは買戻しに応じていません。6年以内に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻しに応じています。当社子会社らが買戻しに応じなかった請求の一部については、契約違反として証券の信託受託者から訴訟が提起されているものもあります。契約違反に関する請求に適用される6年の時効成立前に提起された訴訟については、却下されることなく初期段階にあります。これらの訴訟は事実に基づく情報が欠如し法的に不確定な部分が多く存在するため、当社は負債計上されている額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額を見積もることはできません。

サイバーセキュリティインシデント

2018年6月に、野村の海外子会社の顧客情報を含むシステムへの不正アクセスがあったことが判明しました。それを受けて、野村は、直ちに内部調査を開始し、是正措置を講じるとともに、当該事案の発生を関係当局に対して通知しております。当該事案により、野村のレピュテーションが害されること、ならびに法的責任および行政処分の対象となることによる経済的損失を被る可能性があります。また、当該事案に対する是正措置のみならず、他の野村グループ会社のサイバーセキュリティ強化により、費用が増加することが見込まれます。当該事象の影響度合いが判明していないため、野村は合理的に発生する可能性のある損失額を見積もることはできません。

債務保証

野村は、通常の業務の一環として、スタンダバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、野村は債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。こうしたデリバティブ取引は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に伴って債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるようなデリバティブ取引であります。野村は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機目的で行っているのかまたはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、債務保証の定義に該当すると考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。

野村はすべてのデリバティブ取引を四半期連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。デリバティブ取引は公正価値で認識されているため、帳簿価額は個々の取引に対する支払い、履行リスクを最も適切に表すものと考えております。

債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引、スタンダバイ信用状およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)		
	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額
デリバティブ取引 (1)(2)	4,023,893	260,885,770	4,153,175	280,286,196
スタンダバイ信用状およびその他の債務保証 (3)	92	5,189	88	5,378

- (1) クレジット・デリバティブは「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されており、上記デリバティブ取引には含まれておりません。
- (2) 主にエクイティ・デリバティブ、金利デリバティブおよび為替取引で構成しております。
- (3) スタンダバイ信用状およびその他の債務保証に関連して保有される担保は、前連結会計年度末において2,559百万円、当第1四半期連結会計期間末においては2,668百万円となっております。

当第1四半期連結会計期間末の債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引、スタンダバイ信用状およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

帳簿価額	計	潜在的な最大支払額または契約額			
		満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
デリバティブ取引	4,153,175	280,286,196	100,405,991	72,004,415	36,202,979
スタンダバイ信用状および その他の債務保証	88	5,378	1,653	1	—
					3,724

16 セグメント情報および地域別情報 :

【事業別セグメント】

野村の業務運営および経営成績の報告は、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われております。野村の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、米国会計原則に基づいております。ただし、営業目的で保有する投資持分証券の評価損益の影響は、米国会計原則では税引前四半期純利益（△損失）に含まれていますが、セグメント情報からは除外しております。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる野村の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示しております。

次の表は、事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用していいるため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示しておりません。

	(単位：百万円)				
	営業部門	アセット・マネジメント部門	ホールセール部門	その他 (消去分を含む)	計
前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)					
金融収益以外の収益	100,273	28,688	147,335	57,219	333,515
純金融収益	1,411	△591	31,981	△5,512	27,289
収益合計（金融費用控除後）	101,684	28,097	179,316	51,707	360,804
金融費用以外の費用	76,792	14,527	153,963	38,098	283,380
税引前四半期純利益（△損失）	24,892	13,570	25,353	13,609	77,424
当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)					
金融収益以外の収益	90,665	26,847	114,697	27,139	259,348
純金融収益	2,168	△758	22,593	△13,401	10,602
収益合計（金融費用控除後）	92,833	26,089	137,290	13,738	269,950
金融費用以外の費用	72,909	15,806	144,714	24,925	258,354
税引前四半期純利益（△損失）	19,924	10,283	△7,424	△11,187	11,596

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前四半期純利益（△損失）の主要構成要素を示したものであります。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
経済的ヘッジ取引に関連する損益	△654	△13,807
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	43	45
関連会社損益の持分額	7,022	6,619
本社勘定	154	△2,482
その他 (1)	7,044	△1,562
計	13,609	△11,187

(1) その他には、自社の信用リスクによる影響額等が含まれております。

次の表は、前出の表に含まれる合算セグメント情報の、野村の四半期連結損益計算書上の収益合計（金融費用控除後）、金融費用以外の費用計ならびに税引前四半期純利益に対する調整計算を示したものであります。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
収益合計（金融費用控除後）	360,804	269,950
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	19	2,047
連結収益合計（金融費用控除後）	360,823	271,997
金融費用以外の費用計	283,380	258,354
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	—	—
連結金融費用以外の費用計	283,380	258,354
税引前四半期純利益	77,424	11,596
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	19	2,047
連結税引前四半期純利益	77,443	13,643

【地域別情報】

野村の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて野村の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をおいております。

次の表は、地域別業務ごとの収益合計（金融費用控除後）および税引前四半期純利益（△損失）ならびに野村の事業にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計（金融費用控除後）は、主にそれぞれ米国および英国における野村の事業から構成されております。なお、地域別配分方法において、収益合計（金融費用控除後）および長期性資産については外部顧客との取引高を基準とし、税引前四半期純利益（△損失）については、地域間の内部取引を含む取引高を基準としております。

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
収益合計（金融費用控除後）(1) :		
米州	65,762	53,102
欧州	43,931	35,620
アジア・オセアニア	17,082	9,493
小計	126,775	98,215
日本	234,048	173,782
連続	360,823	271,997
税引前四半期純利益（△損失）：		
米州	7,874	△1,684
欧州	2,245	△5,165
アジア・オセアニア	5,347	△832
小計	15,466	△7,681
日本	61,977	21,324
連続	77,443	13,643

(1) 単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間末 (2018年6月30日)
長期性資産：		
米州	117,323	121,815
欧州	67,010	66,642
アジア・オセアニア	8,613	11,612
小計	192,946	200,069
日本	231,003	240,872
連続	423,949	440,941

2 【その他】

2018年4月26日開催の取締役会において、2018年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり2018年3月末日を基準日とする配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ① 2018年3月末日を基準日とする配当金の総額 | 37,326百万円 |
| ② 1株当たりの2018年3月末日を基準日とする配当金 | 11円 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年8月14日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深田 豊大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 徹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津村 健二郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結資本勘定変動表、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第95条の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記1参照）に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記1参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年8月14日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 グループCEO 永井 浩二
【最高財務責任者の役職氏名】	CFO 北村 巧
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社のグループC E Oである永井浩二およびC F Oである北村巧は、当社の第115期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。